



神奈川県司法計画 2013

横浜家庭裁判所の
抜本的充実を求めて

横浜弁護士会

巻頭言

「神奈川司法計画2013」は、一連の司法制度改革の動きの中から生まれた地域司法計画運動の神奈川における集大成とも呼ぶべきものです。1999年（平成11年）7月、当時の内閣内に司法制度改革審議会が設置されたことをきっかけに司法制度改革の動きが始まりました。全国各地の弁護士会においては、従来の中央集権型の司法官僚制度に基づく司法の運用から、司法を利用する地域住民の声を反映した司法の運用へと転換させることを目指す動きが生まれました。各弁護士会において、司法の歴史や現状等を分析し、司法の分野で改革すべき地域的課題を明らかにした上で、その地域の特性を踏まえた司法制度を実現するための計画を立て、地域住民とともに、地域に根ざした、あるべき司法制度を考えていこうとする運動、これが地域司法計画運動です。

横浜弁護士会では、2000年（平成12年）12月、司法改革推進委員会内に地域司法計画部会（地域司法計画委員会の前身）が設置され、2001年（平成13年）7月、同委員会名で「神奈川司法計画（第一次案）」を発表しました。2002年（平成14年）11月には、横浜弁護士会名で「神奈川の司法10の提案」を作成しました。その後、2005年（平成17年）に新しい委員会として発足した地域司法計画委員会の活動のもとに、2008年（平成20年）2月に「横浜弁護士会10の決意」を発表し、2010年（平成22年）に「神奈川の司法10の提案2010」を発表しております。そして、今般、そのサブタイトルにも現れているように、家庭裁判所問題を多角的に検証することにより、神奈川の司法の重要な一部である家事事件・少年事件をめぐる神奈川の司法計画を大胆に提言することを目的として、本書「神奈川司法計画2013 横浜家庭裁判所の抜本的充実を求めて」の発表に至りました。今年2013年（平成25年）は、これまでの家事審判法に代り、家事事件手続法が施行された年であり、新法のもとに現代社会に適した家庭裁判所の運用が期待される場所でもありますし、そもそも家庭裁判所が担う機能は地域住民にとって最も身近な問題を扱うものですから、家庭裁判所問題はまさに地域司法計画の重要な要素であります。

どうか本書を手にとられる皆様方におかれては、本書の提言を真正面から受けとめて頂き、大いなる議論の一助として頂ければ幸いです。なお、冒頭本書について神奈川における地域司法計画運動の集大成と評させて頂きましたが、時代の流れに応じて求められる地域司法の充実は変化していくものと思われれますから、横浜弁護士会は、今後も地域司法計画運動に邁進して参る所存です。

2013年（平成25年）11月30日

横浜弁護士会

会長 仁平 信哉

〈地図〉 神奈川県の裁判所管轄図

巻頭言 横浜弁護士会 会長	1
第1 はじめに	4
1 「神奈川県司法計画2013」の意図	4
2 なぜ、家庭裁判所に注目するか	5
第2 神奈川県とは	7
1 概略	7
2 大阪府との人口比較	7
3 東京23区、多摩地域との人口比較	8
4 今後の人口予測	8
5 きわめて早い神奈川の高齢化の速度	9
第3 神奈川県の裁判所は今	9
1 横浜家庭裁判所の裁判官・調査官・書記官数	9
2 横浜地方裁判所の裁判官・書記官数	11
第4 横浜家庭裁判所の事件数	12
1 本庁支部別の事件数の推移から見えるもの	12
2 横浜家庭裁判所の全国での位置付け	14
3 大阪家裁との比較	15
第5 横浜家庭裁判所の課題	17
1 会員アンケートから見た課題（本庁及び支部における人的物的基盤）	17
2 成年後見関係事件から見た課題	20
3 少年事件から見た課題	23
第6 弁護士フェスタで指摘された家庭裁判所を巡る課題	26
1 棚村教授からの基礎的な指摘	26
2 横浜家裁本庁における調停事件の繁忙	27
3 乙類審判事件の増加	27
4 家事調停に対する社会の期待の変化—裁判所に判断を求める当事者	28
5 親権、面会、養育費	29
6 家事調停の有効性と課題	30
7 成年後見と川崎市の取組	31
第7 高まる家庭裁判所への期待	31
1 連続する法改正	31
2 急速に進む社会の変容と家庭の変容	32
3 貧困問題と家庭裁判所	32
4 離婚届の変更と東京都の面接交流援助	33
5 喫緊の課題である成年後見	33
6 求められる未成年後見への対応	35

第 8	神奈川県における潜在的な家事事件の需要	36
第 9	戦後司法改革における家庭裁判所の理念と歩み	37
1	家庭裁判所は何を目指したか	37
2	家裁出張所の新設と拡充	37
3	バブル崩壊前夜の家裁の縮小	38
4	川島武宜「日本人の法意識」(岩波新書) から見た課題	39
5	家庭裁判所が足りない	39
第 10	横浜弁護士会の会員数とあらたな可能性	40
1	会員数の急激な増加—地域に広がる弁護士	40
2	弁護士一人当たりの人口	42
3	ターミナル駅周辺での増加	42
4	地方自治体ごとに見た弁護士ゼロワン地域の減少	43
5	あらたな可能性	44
第 11	これからの家庭裁判所改革の方向	45
1	家庭裁判所の将来構想—家庭裁判所の強化か家裁の外注化か	45
2	野田愛子判事の意見	45
3	家庭裁判所の裁判官・書記官・調査官の増員	46
4	家庭裁判所委員会の可能性	46
5	家事調停官の可能性と弁護士会の責務	48
6	3人の調停委員による調停を	49
7	少年付き添いの全面化と支部での少年鑑別所	50
8	家庭裁判所の抜本的拡充	51
第 12	神奈川における家庭裁判所の拡充案	51
1	藤沢簡裁、厚木簡裁、平塚簡裁への家裁出張所の併設	51
2	簡裁新設と家裁出張所の併設	52
第 13	どうしたら家庭裁判所の拡充を実現することができるか	53
	—地域司法充実基本法	
1	家庭裁判所予算の大幅増額	53
2	どうしたら家庭裁判所予算を増やすことができるか	54
3	社会の安全と家庭裁判所	55
4	まとめ	56
資料		
	・弁護士フェスタ 2011「期待される家庭裁判所」反訳文	57
編集後記		94

神奈川司法計画 2013

横浜家庭裁判所の抜本的充実を求めて

第1 はじめに

1 「神奈川司法計画2013」の意図

横浜弁護士会（神奈川県下に法律事務所を持つ弁護士全員が加入する強制加入団体）は、2001年（平成13年）7月に「神奈川司法計画1次案」を作成した（司法改革推進委員会作成）。司法制度改革審議会意見書（以下「意見書」という。）が同年6月12日に出された翌月のことだった。意見書に基づいて内閣のもとに司法制度改革推進本部が設置され、司法制度改革の多岐にわたる議論が11の検討会において始まろうとしていた。法科大学院制度、裁判員裁判、労働審判などが議論されて立法化され、家庭裁判所についても、人事訴訟の家庭裁判所への移管、履行勧告や執行の制度改革が行われた。意見書から12年が経過し、家庭裁判所を巡る状況は大きく変わった。取扱い事件数が増え、しかも、難しい案件が多くなった。成年後見制度は、年を追うごとに件数が増え、親族後見人による不祥事が新聞報道されることも少なくなり、家庭裁判所の監督能力が問われている。しかし、家庭裁判所の裁判官、書記官、調査官等の職員の増員が充分に行われているとは言えず、利用者である市民の期待に答える裁判所になっているとは言えない。

2013年（平成25年）1月1日より家事事件手続法が施行された。それまでの家事審判法（1947年（昭和22年）制定）は廃止された。新法の趣旨は、手続の透明性を当事者が実感できるような手続保障や合意による紛争解決が実現できるような手続規定をおくことで、利用しやすく、現代社会に適応した家事事件処理ができるようにすることにある。しかし、同法が施行されたことで、家庭裁判所が抱えている課題が一挙に解決できるわけではなく、

むしろ、家事事件手続法の施行によって、家庭裁判所の負担は大きくなり、むしろ、すでに大きくなっていった人的物的な未整備という課題はより大きなものになっていると言うべきであろう。横浜家庭裁判所の繁忙は、今後さらに顕著になると思われる。

本書は、横浜弁護士会が、12年ぶりに、神奈川の司法のあり方について社会に向かって提言するものであるが、県内にある5箇所の家裁判所を10箇所に増設し、裁判官、書記官、調査官も必要な数を増員するように提言するものである。増設する家庭裁判所は、家庭裁判所出張所とし、離婚や相続の調停事件や審判が扱えるようにし、場所としては簡易裁判所に併設することを提言する。このことは、すでに「神奈川の司法10の提案－2010」の一部として提案しているが、横浜家庭裁判所の実状調査とその後の社会の変化にも触発されて、同裁判所の抜本的充実を求める提言をすることにしたものである。詳しくは、順次本書をお読みいただきたい。神奈川県全域を管轄する横浜家庭裁判所の抱える課題は切迫しており、緊急に解決すべき課題である。それには予算の大幅増加が必要であるが、裁判所予算は減少を続けており、これまでのように、弁護士会が、裁判所に向かって要求するだけでは、横浜家庭裁判所の拡充は実現しない。近時、ようやく、最高裁も家庭裁判所裁判官を増員する動きを見せ始めている（2013年（平成25年）1月6日、読売新聞は、家庭裁判所の裁判官を、同年4月から20～30人規模で増員する方針を固めたと報じた。後見や家事事件の急増を受けて体制の強化を図ろうとするものと記事は書いている。その後、本年4月より、家庭裁判所の裁判官が20～30人規模で増員されたと思われる）が、抜本的な拡充策を明らかにしてはしていない。この時代にふさわしい家庭裁判所の大きな構想が必要である。

2 なぜ家庭裁判所に注目するか

(1) 地方議会議員との懇談会で指摘された簡易裁判所の使いにくさ

横浜弁護士会の地域司法計画委員会は、2005年（平成17年）から、歴代の弁護士会執行部とともに、神奈川県下の地方自治体を順次訪問して、地方議会議員と懇談会を持ち、地域司法のあり方について意見交換をしてきた。多くの示唆を受けたが、独立簡易裁判所（地方裁判所、家庭裁判所の本庁・支部所在地以外に設置されている簡易裁判所のことをこう呼んでいる。神奈川県内では、神奈川簡裁、藤沢簡裁、平塚簡裁、厚木簡裁、鎌倉簡裁、保土ヶ谷簡裁がある。）のある自治体の議員から、簡易裁判所において家事事件を扱わないのはなぜか、との質問を受けた。議員によると、支援者から離婚事件についての相談が持ち込まれ、「あそこに裁判所があるから、そこに行って相談してみたらどうだ。」と助言したところ、怒って帰ってきた。「どうしたのか。」と聞くと「ここは簡裁なので家事事件は扱わない。小田原の家裁に行ってくれ。」と言われたという。「裁

判所があるというけれど、ちっとも役に立たないではないか。」とその議員は指摘した。別の独立簡裁のある自治体の議員との懇談でも、同様の指摘を受けた。「ここは簡易裁判所だから、家事事件は扱わない。横浜の家庭裁判所に行ってくれ。」と言われたという（以上のやりとりは大意）。複数の自治体の議員懇談会で、簡易裁判所が役に立たないと言われた。弁護士会では「市民のための司法改革」などと唱えてきたが、今の神奈川県内の裁判所の配置が、市民にとって不便きわまりないものであることを自覚させられた懇談会であった。

(2) 弁護士フェスタ

2011年（平成23年）1月30日、横浜弁護士会は、市民向けに行っている恒例の「弁護士フェスタ」のメイン企画として「家庭裁判所」を取り上げ、「期待される家庭裁判所—もっと身近で利用しやすく頼もしく」と題したパネルディスカッションを行った。棚村政行氏（早稲田大学教授）、山口美智子氏（もと家庭裁判所調査官、FPIC理事）、浅川修一氏（川崎市健康福祉局高齢者事業推進課長）、山森良一弁護士（もと横浜家裁家事調停官）のほか地域司法計画委員会の間部俊明弁護士が登壇し、本田正男弁護士がコーディネーターをつとめた。各パネリストによる多角的視点からの発言によって、家庭裁判所に寄せられる社会からの期待がいよいよ大きくなっている反面、すでに横浜家庭裁判所は繁忙を極めていて、裁判官、書記官、調査官ら職員の負担は限界に近くなっていること等が明らかとなった。発言の要旨は後述（第6）し、その詳細は、反訳書を資料として末尾に添付するのでお読みいただきたい。

(3) 神奈川県内の家庭裁判所の配置

神奈川県は、後に述べる通り、戦後、一貫して人口が流入してきた県であり、大阪府を抜いて人口において全国2位の地方自治体である。人口が多いということは世帯数も多く、夫婦間、親子間の紛争や相続紛争も見込まれるということである。ところが、家事事件を扱う家庭裁判所は、横浜、川崎、横須賀、小田原、相模原の5ヶ所しかない。少額な訴訟や民事調停を扱う簡易裁判所が、県内11ヶ所（横浜、川崎、横須賀、小田原、相模原のほか、神奈川、保土ヶ谷、藤沢、鎌倉、平塚、厚木）あるのに比べると半数以下というのはいかにも少ない。しかも、横浜市にある横浜家庭裁判所本庁は、事件数が多い反面、裁判官、書記官、調査官などの職員の増加が事件数の増加に追いついておらず、本庁の繁忙ぶりは限界に近いのではないかと、と思われるほどである。4ヶ所の支部も相当に繁忙である。他方で、地方自治体が行う無料法律相談のなかで、家事事件の割合は、後述するように40%を超えている。神奈川県民の家事事件の需要は大きい。こうした需要に応えるためには、横浜家庭裁判所本庁及び支部、さらには家庭裁判所出張

所の新設を含めた思い切った拡充策が必要である。神奈川県民の最も身近な法律家の団体である横浜弁護士会は、そのことを国と社会に向かって問題提起したいと考える。これが、「神奈川県司法計画2013」を家庭裁判所に注目して作成することにした理由である。

第2 神奈川県とは

1 概略

神奈川県は、関東地方の南西端にあり、東京都の南、山梨県・静岡県に接している。西側は丹沢山地で、山梨県と静岡県と接している。人口は、2013年（平成25年）1月1日現在、907万3,533人で、都道府県別人口では東京都に次いで第2位である。県内総生産は、東京、大阪、愛知に次ぐ第4位である。県内には、横浜、川崎、相模原という3つの政令市がある。面積は、全国第43位である。

2 大阪府との人口比較

神奈川県と大阪府の人口と比較すると、大阪府は、1990年（平成2年）873万人から2012年（平成24年）886万人までほぼ変わらない。これに対して、神奈川県の人口は、1990年（平成2年）791万人であったが、右肩上がりでの上昇を続け、2006年（平成18年）5月に大阪府の人口を上回り、2009年（平成21年）7月に900万人を突破し、2011年（平成23年）905万人を超えた。

大阪府と神奈川県の人口の推移

	平成元年	平成2年	平成3年	平成4年	平成5年	平成6年	平成7年	平成8年
大阪府	8,751,277	8,734,516	8,729,138	8,723,609	8,717,659	8,714,763	8,797,268	8,807,752
神奈川県	7,810,104	7,910,382	7,998,747	8,084,849	8,148,512	8,196,872	8,238,840	8,252,665
	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
大阪府	8,809,643	8,812,100	8,809,128	8,805,081	8,810,547	8,813,616	8,815,559	8,818,874
神奈川県	8,295,504	8,340,837	8,398,336	8,446,174	8,503,498	8,575,372	8,639,665	8,697,720

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
大阪府	8,817,166	8,822,241	8,828,402	8,833,777	8,840,372	8,841,767	8,862,506	8,863,324
神奈川県	8,748,731	8,801,632	8,848,166	8,910,256	8,965,352	9,048,331	9,059,616	9,072,133

3 東京23区、多摩地域との人口比較

神奈川県は、東京都に次ぐ第2の自治体であるが、大きく引き離されていると言われることがある。たしかに、東京23区と多摩地域を併せた人口は、1990年（平成2年）に1,182万人であったのに対し、神奈川県の人口は、前記の通り、同年791万人であった。しかし、東京地家裁立川支部の本庁化を目指している多摩地域を切り離して考えてみると、東京23区の1990年（平成2年）の人口は、816万人であり、同年の神奈川県の人口との差は大きくはない。1995年（平成7年）、東京23区の人口は796万人に減少したのに対し、神奈川県の人口は823万人に増え、逆転した。東京23区の人口は、2010年（平成22年）、850万人であったが、神奈川県の人口は900万人に増加した。

東京23区、多摩地域と神奈川県の人口の推移

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成23年	平成24年
東京23区	8,163,573	7,967,614	8,134,688	8,489,653	8,945,695	8,966,679	8,996,073
多摩地域	3,659,654	3,773,914	3,901,773	4,058,204	4,185,878	4,192,201	4,192,714
23区と多摩地域合計	11,823,227	11,741,528	12,036,461	12,547,857	13,131,573	13,158,880	13,188,787
神奈川県	7,910,382	8,238,840	8,446,174	8,748,731	9,048,331	9,059,616	9,072,133

4 今後の人口予測

次に神奈川県の地家裁本庁・支部別の人口推移を見てみる。横浜、川崎、県央、湘南では引き続き人口が増加すると見込まれるものの、三浦半島や県西では減少が見込まれ、減少が始まっている地域もある。県全体として、2019年（平成31年）から人口の減少が予測されている。しかし、減少するといっても、2040年（平成52年）に850万人、2050年（平成62年）に800万人強を維持しており、1980年（平成55年）の700万人弱を上回っている。東京オリンピックの年の1964年（昭和39年）に402万人であった。これからの神奈川県は、しばらくは人口増が続き、その後緩やかな減少に入るが、東京オリンピック当時の2倍以上の人口を抱えていくことは間違いない。

5 きわめて早い神奈川の高齢化の速度

高齢化の動向については、神奈川の高齢者人口（65歳以上の人口）は、2005年（平成17年）に148万人であったが、2025年（平成37年）には230万人程度になると予測され、20年で約1.56倍になり、全国（1.42倍）を上回る速度で高齢者が増加する。「平成21年版高齢社会白書」によると、2005年（平成17年）から2035年（平成47年）にかけての65歳以上の人口の都道府県別増加率上位10の1位を占めるのが神奈川県の82.9%である。東京都は67.6%で5位、大阪府は49.4%で10位である。神奈川県の高齢化がきわめて早く進行することが注目される。後期高齢者は2005年（平成17年）59.8万人が2025年（平成37年）に136万人と約2.27倍になり、全国（1.87倍）を上回る速度で増加が進行する。

第3 神奈川県 の裁判所は今

1 横浜家庭裁判所の裁判官・調査官・書記官数

2011年（平成23年）の横浜家裁の裁判官その他の職員数は以下のとおりである。

家裁の裁判官のうち、川崎支部2名、横須賀支部5名、小田原支部9名、相模原支部5名が地裁と兼務している（地裁との兼務合計21名）。また、家裁の裁判官のうち、本庁3名、川崎支部1名、小田原支部6名、相模原支部4名が家事と少年を兼務している。調査官（調査官補は除く）のうち、川崎支部、小田原支部、相模原支部各1名が家事と少年を兼務している。

【平成23年】

	本庁	川崎	横須賀	小田原	相模原	合計
判事	11	2	3	7	5	28
判事補	2	2	2	3	0	9
裁判官合計	13	4	5	10	5	37
内：家事	12	3	3	9	5	32
内：少年	4	2	2	7	4	19
調査官合計	52	13	7	13	9	94
内：家事	27	6	4	7	5	49
内：少年	25	8	3	7	5	48
書記官	56	15	8	14	10	103

比較として、2003年（平成15年）の横浜家裁の裁判官数と2004年（平成16年）の書記官数を以下に挙げる。家裁の裁判官のうち、川崎支部5名、横須賀支部4名、小田原支部3名、相模原支部4名が地裁と兼務している（地裁との兼務合計16名）。また、家裁の裁判官のうち、本庁1名、川崎支部2名、小田原支部1名、相模原支部1名が家事と少年を兼務している。書記官のうち、川崎支部8名、横須賀支部13名、小田原支部9名、相模原支部8名が地裁と兼務している。

【平成15年（書記官は平成16年）】

	本庁	川崎	横須賀	小田原	相模原	合計
判事	7	2	3	3	3	18
判事補	1	3	1	1	1	7
裁判官合計	8	5	4	4	4	25
内：家事	5	4	2	2	1	14
内：少年	4	3	2	3	4	16
書記官	39	16	18	16	13	102

2003年（平成15年）と2011年（平成23年）を比較すると、家裁の裁判官は本庁・支部合計で25名から37名になり、12名増えているが、支部では地裁との兼務も5名増えている。横須賀支部は4名から5名に、小田原支部は4名から10名（但し、小田原支部では、地裁と家裁の兼務も3名から9名に増えている。すなわち、家裁専属の裁判官数には変化がないと言える。）に、相模原支部は4名から5名に増えているが、川崎支部の裁判官は5名から4名に減っている（但し、川崎支部では、地裁と家裁の兼務は5名から2名に減っている。）。また、書記官はほとんど増えていない。

2012年（平成24年）4月1日時点の横浜家裁本庁の裁判官配置表によると、家事部には5

つの調停係と人訴・後見・財産管理係、少年部には4つの係がある。調停係には7人の裁判官（所長を含む。家事調停官は含めない。）、人訴・後見・財産管理係には7人の裁判官が配置されているが、両係を兼務している裁判官が2名いる。少年係には所長を含め5人の裁判官が配置されている。家事と少年を兼務している裁判官は3名である。

2 横浜地方裁判所の裁判官・書記官数

参考までに、2011年（平成23年）と2003年（平成15年）の横浜地裁の裁判官数・書記官数は以下のとおりである。上記のとおり、支部では、裁判官・書記官とも、地裁と家裁の兼務がある。

【平成23年】

	本 庁	川 崎	横須賀	小田原	相模原	合 計
判 事	41	4	3	7	5	60
判 事 補	24	6	2	3	0	35
裁判官合計	65	10	5	10	5	95
書 記 官	171	32	13	36	20	272

【平成15年（書記官は平成16年）】

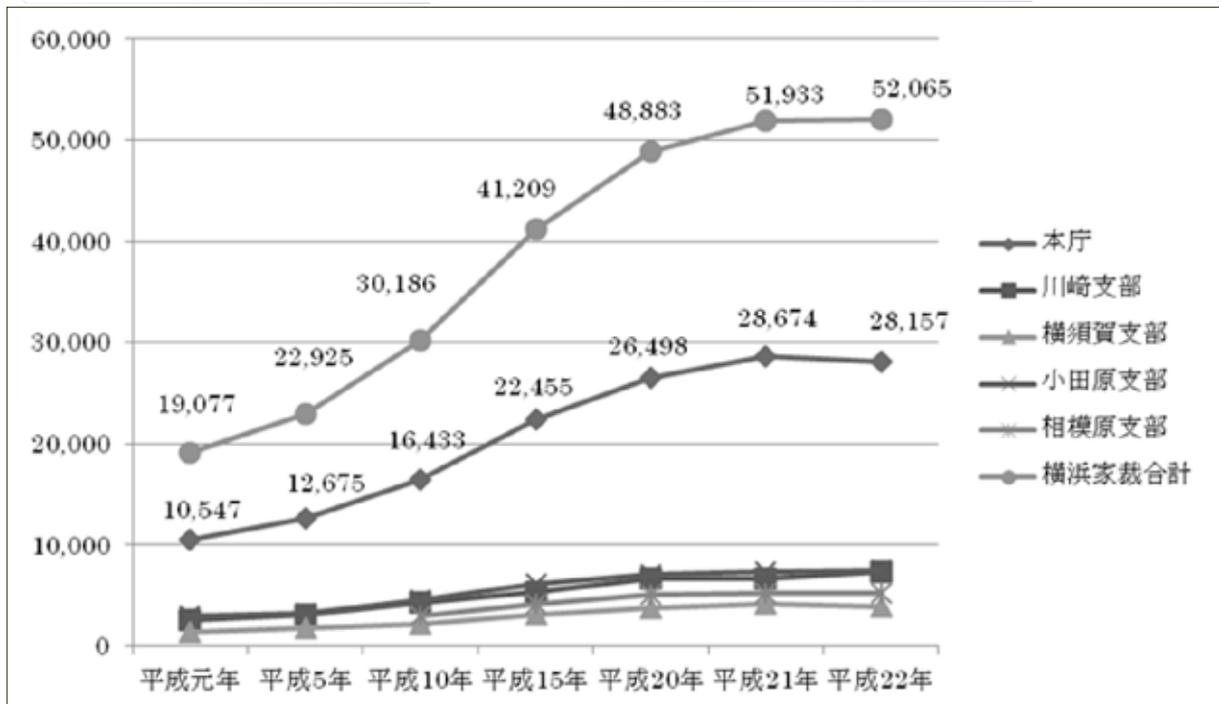
	本 庁	川 崎	横須賀	小田原	相模原	合 計
判 事	32	7	3	5	3	50
判 事 補	21	5	2	3	2	33
裁判官合計	53	12	5	8	5	83
書 記 官	148	33	15	32	21	249

第4 横浜家庭裁判所の事件数

1 本庁支部別の事件数の推移から見えるもの

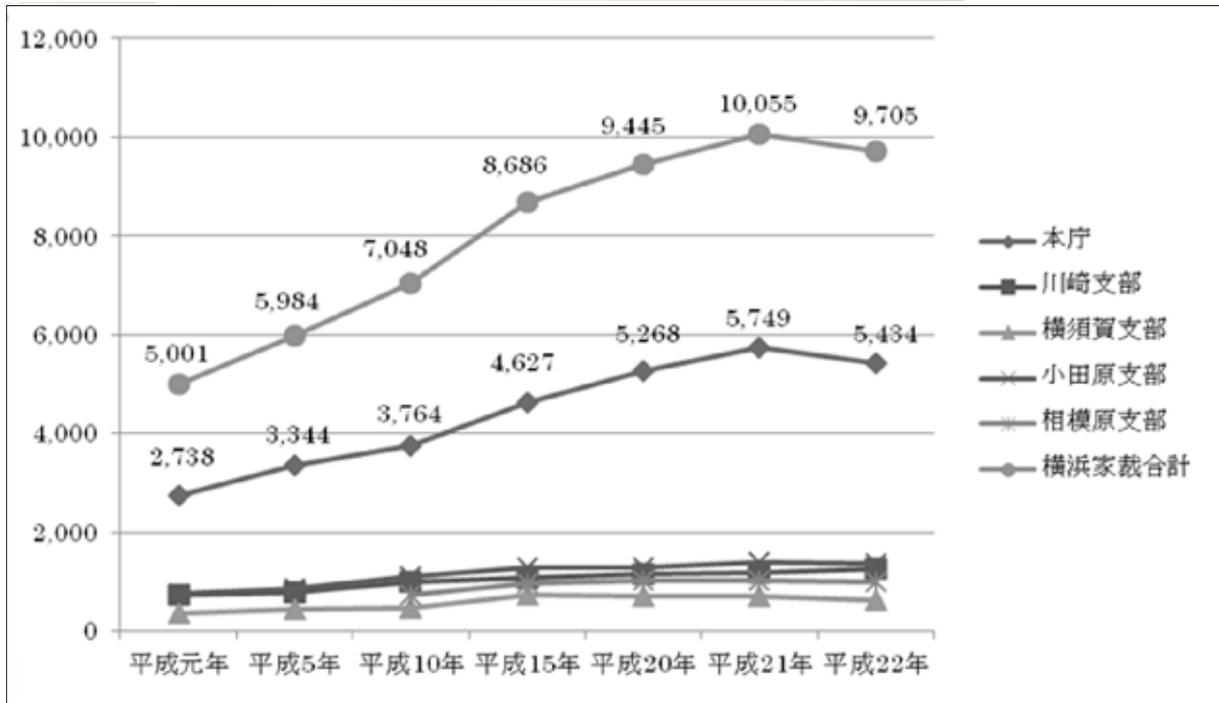
横浜家裁の家事事件総数、調停事件、少年事件総数の推移は次のとおりである。

【家事事件総数 新受件数】



	平成元年	平成5年	平成10年	平成15年	平成20年	平成22年
本庁	10,547	12,675	16,433	22,455	26,498	28,157
川崎支部	2,570	3,145	4,225	5,331	6,620	7,280
横須賀支部	1,399	1,769	2,096	3,101	3,711	3,878
小田原支部	3,015	3,284	4,508	6,172	7,048	7,511
相模原支部			2,924	4,150	5,006	5,239
横浜家裁合計	19,077	22,925	30,186	41,209	48,883	52,065

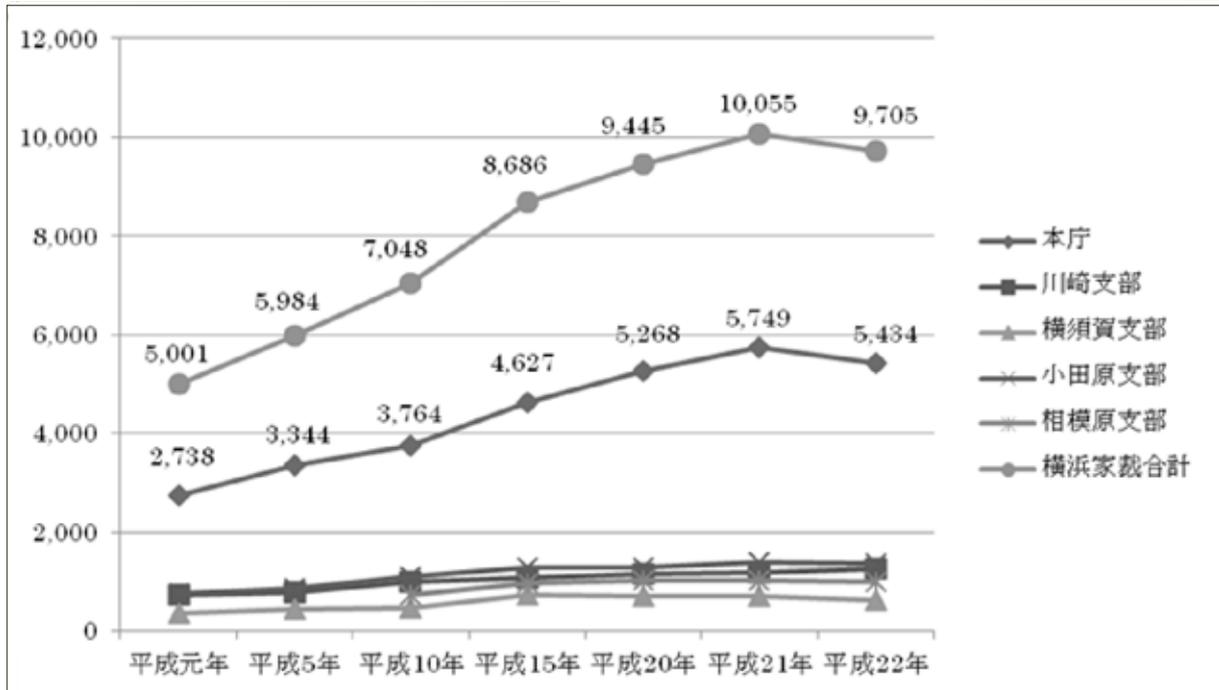
【調停事件 新受件数】



	平成元年	平成5年	平成10年	平成15年	平成20年	平成22年
本庁	2,738	3,344	3,764	4,627	5,268	5,434
川崎支部	735	782	985	1,072	1,149	1,273
横須賀支部	371	448	466	728	703	622
小田原支部	759	877	1,101	1,283	1,301	1,377
相模原支部			732	976	1,024	999
横浜家裁合計	5,001	5,984	7,048	8,686	9,445	9,705

上記の表によれば、2010年（平成22年）の横浜家裁本庁の調停事件新受件数が5,434件であり、これを本庁の5つの係で処理しているから、1つの調停係につき、約1,000件の調停事件を抱えていることになる。5つの係に各1名の家事調停官が配置されていて、週に1回調停事件を処理しているとしても、裁判官の負担過重は明らかである。なお、現在は、裁判官が1名増員され、遺産分割調停の係が新設されたが、それでも裁判官の負担は過重である。支部でも、ほとんどの裁判官が地裁と兼務していることを考えると、相当な負担である。

【少年事件総数 新受件数】



他方、少年事件総数の新受件数は、2003年（平成15年）1万7,967件、2010年（平成22年）1万2,770件で、約30%減少している（なお、少子高齢化の進行により、刑事責任年齢に達した14歳以上の少年の人口は1989年（平成元年）から2010年（平成22年）までの間に約60%まで減少している。）。但し、2011年（平成23年）の少年一般保護事件で見ると、東京家裁管内の少年一般保護事件は9,755件、大阪家裁管内の少年一般保護事件は9,867件なのに対し、横浜家裁管内の少年一般保護事件は9,927件で全国一である（ちなみに、福岡家裁管内7,181件、名古屋家裁6,821件）。また、高松高裁管内の少年一般保護事件は4,339件、札幌高裁管内の少年一般保護事件は2,995件、仙台高裁管内の少年一般保護事件は5,655件、広島高裁管内の少年一般保護事件は8,233件であり、横浜家裁は4つの高裁管内の総数よりも多い少年一般保護事件の件数を扱っていることになる。

他方、少年事件を担当する調査官数は、横浜家裁本庁支部の合計が48人、東京家裁が64人、大阪家裁が61人で、事件数では横浜家裁が一番多いのに、調査官数は東京、大阪家裁の調査官数の方が多い。

2 横浜家庭裁判所の全国での位置付け

平成24年の家事事件総数で見ると、家裁全体では、東京、大阪について3番目である。支部別で見ると、立川支部、堺支部、松戸支部、川越支部、小倉支部に続き、小田原支部が6番目、川崎支部が7番目である（事件数は2010年（平成22年））。

2012年（平成24年）の調停事件数で見ても、家裁全体では、東京について2番目である。横浜家裁全体と大阪家裁全体を比較すると、調停事件数は、2006年（平成18年）から2009年（平成21年）までと2012年（平成24年）は横浜家裁全体の方が多い。また、人事訴訟事件の新受件数で見ると、2006年（平成18年）から2012年（平成24年）まで、横浜家裁全体が大阪家裁全体を上回っている。

【家事事件総数】

平成24年	東京	大阪	横浜	埼玉	名古屋	千葉	神戸	福岡	静岡
全体	92,861	63,415	55,598	42,931	41,330	39,928	39,402	34,729	27,510
平成22年	立川	堺	松戸	川越	小倉	小田原	川崎	浜松	尼崎
支部	25,927	10,954	8,435	7,802	7,566	7,511	7,280	7,188	7,121

【調停事件】

平成24年	東京	横浜	大阪	名古屋	埼玉	千葉	神戸	福岡	静岡
全体	14,893	10,300	10,003	8,071	7,760	6,831	6,235	5,799	4,677
平成22年	立川	堺	岡崎	松戸	川越	浜松	小田原	小倉	姫路
支部	4,122	1,756	1,640	1,499	1,398	1,386	1,377	1,299	1,275

【人事訴訟事件】

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
東京家裁全体	1,531	1,548	1,426	1,542	1,654	1,567	1,574
横浜家裁全体	858	886	929	898	930	919	882
大阪家裁全体	790	858	780	775	886	879	852
名古屋家裁全体	611	650	691	653	674	639	609
福岡家裁	389	446	449	421	480	512	464

3 大阪家裁との比較

神奈川県の人口は大阪府を超えているので、大阪家裁と横浜家裁を比較してみる。

(1) 本庁の比較

横浜家裁本庁と大阪家裁本庁を比較した場合、2010年（平成22年）の家事事務総数は、大阪家裁本庁4万4,109件（2003年（平成15年）3万7,218件、増加率1.19）、横浜家裁本庁2万8,157件（2003年（平成15年）2万2,455件、増加率1.25）であり、事件数の増加率

は横浜家裁の方が大きい。2010年（平成22年）の調停事件数は、大阪家裁本庁7,336件（2003年（平成15年）6,728件、増加率1.09）、横浜家裁本庁5,434件（2003年（平成15年）4,627件、増加率1.17）であり、ここでも事件の増加率は横浜家裁の方が大きい。

【家事事件総数】

	平成10年	平成15年	平成20年	平成22年
横浜家裁本庁	16,433	22,455	26,498	28,157
大阪家裁本庁	27,658	37,218	40,701	44,109

【調停事件数】

	平成10年	平成15年	平成20年	平成22年
横浜家裁本庁	3,764	4,627	5,268	5,434
大阪家裁本庁	5,453	6,728	6,603	7,336

裁判官数は、2011年（平成23年）で見ると、横浜家裁本庁13人（2003年（平成15年）8人）に対し、大阪家裁本庁は19人（2003年（平成15年）17人）である。ちなみに、このうち、家事事件を担当している裁判官数は、2011年（平成23年）で見ると、大阪家裁本庁が13人（2003年（平成15年）10人）、横浜家裁本庁が12人（2003年（平成15年）5人）であるが、横浜家裁本庁の場合、この12人のうち3人が少年事件も担当している。大阪家裁には家事と少年を兼務している裁判官はいない。

2010年（平成22年）の家事事件総数と少年事件総数の合計を裁判官数で単純に除した1人当たりの事件数は、大阪家裁本庁が2,799件、横浜家裁本庁が2,696件であり、ほぼ拮抗していると言える。しかし、調査官数は、横浜家裁本庁52人に対し、大阪家裁本庁は86人であり、大きな違いがある。

(2) 支部を含めた全体の比較

神奈川県全体、大阪府全体で見ると、裁判官数は横浜家裁全体で37人、大阪家裁全体で29人となっている。2010年（平成22年）の家事事件総数は大阪家裁全体で6万1,142件、横浜家裁全体で5万2,065件である。家事事件総数を裁判官数で単純に除した1人当たりの事件数は大阪家裁全体で2,108件、横浜家裁全体で1,407件である。

なお、人事訴訟事件数で見ると、2006年（平成18年）から2011年（平成23年）まで、大阪家裁全体よりも横浜家裁全体の方が事件数が多い。

(3) まとめ

以上のとおり、家事事件総数、調停事件とも、2003年（平成15年）から2010年（平成22年）にかけての増加率は、横浜家裁本庁の方が大阪家裁本庁よりも大きい。他方、裁判官の増加率は横浜家裁本庁の方が大きい。大阪家裁本庁では家事事件と少年事件を兼務している裁判官はいないのに対して、横浜家裁本庁では4分の1が少年事件と兼務している。そのため、家事事件のみでの比較はできないが、家事事件総数と少年事件総数を合計した裁判官1人当たりの事件数は、大阪家裁本庁と横浜家裁本庁は、ほぼ拮抗しているのに対し、調査官数では1.65倍の違いがある。

第5 横浜家庭裁判所の課題

1 会員アンケートから見た課題(本庁及び支部における人的物的基盤)

(1) アンケート調査の実施

2011年（平成23年）12月、横浜弁護士会の全会員を対象として「横浜家庭裁判所における事件処理の実情に関するアンケート」を実施した。回答期限の2012年（平成24年）1月末までに、49名の会員から回答を得た。なお、2011年（平成23年）1月1日現在の会員数は、1,293名である。

アンケートでは、会員に対し、会員の所属（本庁または各支部）、質問の対象となる家裁（本庁、川崎支部、小田原支部、横須賀支部、小田原支部及び相模原支部）を明示してもらった上で回答を得る方法を採用した。また、各質問には個別的な意見を記載する欄も設けた。アンケートの質問事項は、別紙のとおりである。

上記質問の回答からは、以下(2)のとおり、会員から見た横浜家裁における本庁または支部別の課題が浮き彫りになった。また、以下(3)のとおり、アンケートの各質問中の「具体的な体験やご意見」には、県民の家裁における司法サービスの享受の観点から看過できないものもあった。

(2) アンケートから浮き彫りとなった家裁の課題

ア 上記のとおり総会員数は1,293名であるのに対し、回答数は49名であるから、各質問事項の回答結果は、必ずしも統計的に有意であるとまではいえないと思われる。

もっとも、49名の会員から、多忙の中、質問事項が21問にも及び、かつ、個別的意见の記載欄があるにもかかわらず、アンケートについての回答及び貴重な意見が寄せられた。また、以下のとおり、調停事件の手持ち事件が複数ある会員が49名中、24名を占めた。

このように、家裁事件の実務経験に裏付けられた回答として、今回のアンケートは、現在の横浜家裁が抱える課題の傾向を示すものといえる。

Q1 家裁の手持ち事件（調停事件の事件数）

件数	全体	本部	県西	川崎	横須賀	相模原	不明
1	12名	7	1	1	1	1	1
2~3	15名	8	3	4	—	—	—
4~5	7名	4	—	1	—	1	1
6~	5名	3	—	1	—	—	1

イ 横浜家裁が抱える課題の傾向としていえること

(7) 家裁での事件の手持ち事件の増加（特に、後見事件）

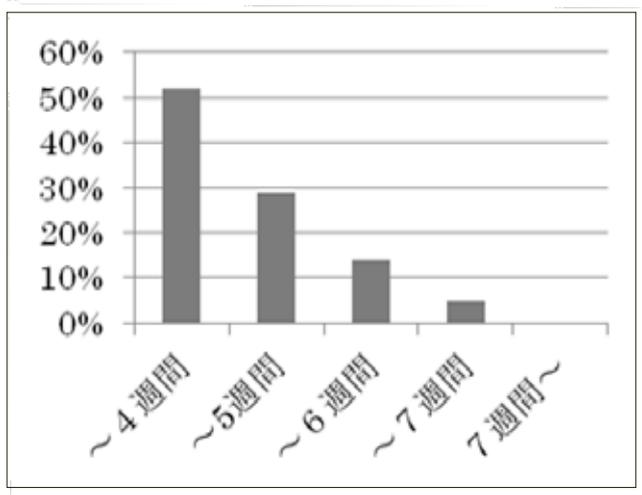
以下のとおり、会員の家裁での手持ち事件が増加している傾向がある。

Q2 ア 減少：7名、イ 変わらない：22名

ウ 増加：13名（うち、離婚3名、後見6名、調停2名）

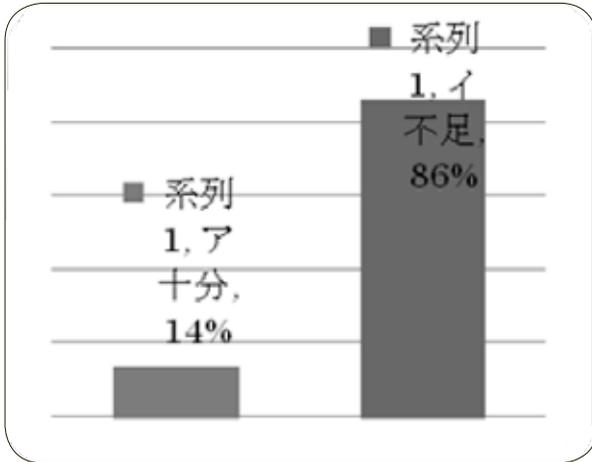
(イ) 家事調停の期日間隔が長期化

以下のとおり、本庁では、特に、家事調停の期日間隔が長期化（50%近くが5週間以上）の傾向がある（Q3）。



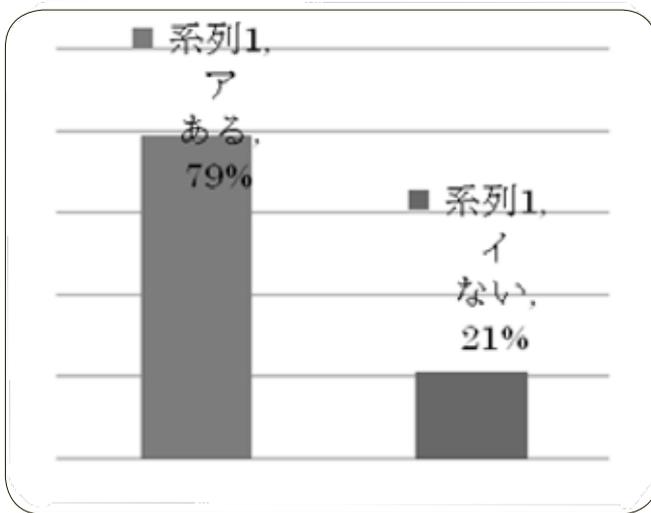
(ウ) 裁判所の人的基盤が不十分である

家裁の職員の主な構成は、裁判官、書記官及び調査官であるが、以下のとおり、この人数が不足していると感じる会員が多く、家裁の人的基盤が不十分であるという傾向にある (Q19)。



(エ) 裁判所の物的基盤が不十分である

以下のとおり、家裁の本庁・支部の施設について、問題があると回答した会員が約80%を占め (Q21)、家裁の物的基盤が不十分である傾向にある。



(3) 県民の家裁における司法サービスの享受の観点から看過できない意見

ア 上記のように、家裁事件数が増加しているにもかかわらず、横浜家裁の人的物的基盤が不十分である傾向があり、このことから、期日を入れにくい等の問題が生じていると考えられるが、以下のアンケートの各質問に寄せられた個別意見には、上記傾向が影響すると思われるものが少なからず見受けられた。

イ 上記の傾向が影響すると思われる意見

(ア) 審判までの期間について

「婚費の審判が出るまでに時間がかかったことがある。」

「子の引渡し等の審判が1年ほど出なかった。」

「特別縁故者への分与の決定が、管理人の意見書提出後1年以上も出ないのは普通のことでしょうか？」

(イ) 家裁の物的基盤について

「待合室が狭いためか、廊下にもソファがあるが、そこに当事者が座っていると、反対当事者が廊下を通るとき、遠目であれお互いに姿が見えて良くない。」

「調停室が空いていなくて期日が先延ばしされることがある」

ウ DV事件や、DV事件ではなくても当事者間に熾烈な争いがある事件では、当事者同士が接触することは避ける必要があるにもかかわらず、実現できていない状況にあることは、身体の安全を脅かすものであり、また、審判が出るまでに1年以上かかることや、調停室が空いていないという裁判所の都合で期日が先延ばしになることは、県民の裁判を受ける権利の制約であるといえる。

(4) まとめ

アンケートの回答結果から、家裁の人的・物的基盤の充実が喫緊の課題であることが読み取れる。この人的・物的基盤が脆弱なことによって、上記のように、期日が入りにくかったり、審判等がなされるまでの期間が長期化したりする等、県民の家裁における司法サービスの享受の観点から看過できない事例も見受けられる。家事事件の法律相談が増加している中(第8 神奈川県における潜在的な家事事件の需要)、今後、このような事例が増えると予想される。

2013年(平成25年)の家事事務手続法の施行とともに、家事事務の司法的側面が強くなるとしても、上記アンケートの結果及び成年後見制度における近年の動き(第5、2 成年後見関係事件からみた課題)をみれば、家裁の役割は重要である。

2 成年後見関係事件から見た課題

(1) 家裁における成年後見関係事件の実情

ア 新件、受任済件数ともに全国的に増加の一途

後見は、一般に、被後見人が亡くならない限り終了しない。

【後見・保佐・補助開始等新受件数】

平成	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年
全国	16,350	19,878	20,388	24,141	36,626	29,341	31,538	32,948	36,381	38,118
横浜家裁全体	1,311	1,645	1,782	2,196	2,454	2,551	2,745	2,861	3,061	3,047
横浜本庁	741	932	910	1,049	1,218	1,423	1,486	1,555	1,643	1,698
川崎支部	218	251	286	346	382	354	368	452	487	459
相模原支部	103	143	174	170	222	233	244	241	290	288
横須賀支部	82	99	119	207	170	182	233	175	217	189
小田原支部	167	220	293	424	462	359	414	438	424	413

* 後見開始の審判取消し、保佐開始の審判取消しその他の保佐に関する処分及び補助開始の審判の取消し、その他補助に関する処分を含む。

イ 多くは親族後見で、第三者後見については、弁護士会、司法書士会、行政書士会、社会福祉士会がそれぞれ候補者を輩出。

		平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
親族後見人	全国	17,100	16,389	16,785	16,420
	横浜本庁	1,639	1,502	1,429	1,240
親族外後見人	全国	7,864	9,419	11,848	13,102
	横浜本庁	563	721	908	1,095

* 最高裁判所事務総局家庭局の実情調査、横浜家裁統計など

(2) 問題点

ア 件数の増加

家裁の処理能力を超えているのではないか。

審判開始決定までの期間が長い。

平成		合計	1月内	2月内	3月内	4月内	5月内	6月内	6月超
20年	全国	26,645	9,729	7,334	4,240	2,340	1,194	701	1,107
	横浜家裁全体	2,367	1,020	534	349	195	98	66	105
21年	全国	27,409	11,203	7,843	3,914	2,077	1,005	531	836
	横浜家裁全体	2,429	1,018	637	349	191	101	47	86
22年	全国	29,982	14,661	7,869	3,543	1,906	873	451	679
	横浜家裁全体	2,505	1,103	576	337	236	113	61	79
23年	全国	31,436	16,891	7,979	3,315	1,529	734	431	557
	横浜家裁全体	2,608	1,071	602	363	234	126	91	121

イ 不正事案の増加

2010年（平成22年）6月から2012年（平成24年）9月までの28ヶ月間に、最高裁判所事務総局家庭局に報告された後見人等（保佐人、補助人、後見監督人、未成年後見人を含む）による不正行為事例の件数は、全国898件、横浜家裁管内49件で、実に、毎月全国で32件、横浜家裁管内で2件弱発生している計算となる。このように親族後見による不正事案が続出しており、これに対処する必要があるが、その原因として、次の点が挙げられる。

- ① 申立時の裁判所によるチェックが甘いため、不正の意図を見落としているのではないか？
- ② 申立後の裁判所のチェックが甘いため、見落としているのではないか？
- ③ 不正発覚後の対処の遅れによる被害が拡大（是正機能の低下）しているのではないか？

(3) 対策

対策としては、大別して2つの方向が考えられる。

ア 家裁を中心に処理機能、監督機能を増大させる方法

そのためには、裁判官・書記官・調査官などの人的設備の増加、既存の家庭裁判所の施設拡大、支部の創設などの物的設備の増加が必要となる。

イ 本来家裁がやるべき仕事を、他の機関に外注する方法

現在の最高裁の方向はこの方向であり（予算の問題が大きいと思われる）、次のような対策が取られているが、問題に対処仕切れていないのが現状である。

① 選任時の対処（件数の増加）

参与員の導入（機能しているか疑問）により開始決定を早める努力をしているほか、これまでの弁護士、社会福祉士、行政書士だけではなく、NPO法人、市民後見人などの新たな後見人の担い手を探そうとしている。ちなみに、参与員候補者の

数は、2013年（平成25年）1月1日現在252名である。

② 選任後の対処（件数の増加、不正事案への対処）

選任時の注意、第三者後見（専門職）の拡大、マニュアルの配布などで対処しているが、十分とは言えない。

③ 不正事案への対処

親族後見から、第三者後見人（専門職）へ移行し、また、後見制度支援信託制度を創設して対処しようとしているが、現時点ではその効果は不明である。

(4) 神奈川県司法計画の方向

まず、神奈川県司法計画では、本来は、成年後見制度は、家庭裁判所が主体となって行うべきものであり、上記(3)アの方針を勧めるべきであり、現在の最高裁の方向(3)イは、現在の問題に対しての応急措置的対応と捉えるべきである。

そこで、神奈川県司法計画では、現在の対応を維持しつつ、将来的には、家庭裁判所の人的・物的設備を増加し、家裁を中心とした体制を創設することを目標とすべきである。

3 少年事件から見た課題

(1) 事件数（少年保護事件数）の減少

	平成14年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
全国	281,638	194,650	172,995	172,050	163,023	150,844
横浜本庁	9,157	7,189	7,258	6,776	6,191	6,177
川崎	2,454	1,837	1,983	1,886	1,807	1,567
相模原	1,506	1,518	1,467	1,377	1,303	1,372
横須賀	1,147	942	911	969	827	760
小田原	2,829	2,224	1,863	2,046	1,897	2,002

事件数は、2002年（平成14年）には全国で281,638件であったが、2011年（平成23年）には150,844件と全国的に減少傾向にある。

(2) 付添人選任率の増加

弁護士の付添人が付く事案が増加している。次に掲げる表によると、観護措置決定が下りたケースの付添人選任率は、2006年（平成18年）、全国で26.5%であったが、2011年（平成23年）には72.3%となった。これは、2004年（平成16年）の刑事訴訟法改正（平成16年5月28日法律第62号）により被疑者国選制度が導入され、2006年（平成18年）10月2日に施行され、また、2007年（平成19年）少年法改正で国選付添人制度が導入され

たことのほか、日弁連を挙げて当番付添人制度や付添人援助制度に取り組んできたことの成果である。

(3) 家裁送致とともに弁護士の援助を受けられなくなる少年

被疑者国選制度が導入されて以降、少年である被疑者にも国選弁護人が付くようになった。しかし、成人の場合は起訴されると、そのまま被告人国選に移行するが、少年保護事件では、検察庁から家庭裁判所に送致されると、その時点で終了し、付添人に移行するわけではない。国選付添人が必ず付けられる対象事件は、検察官関与決定（少年法22条の2）がなされた場合（22条の3第1項）のほかに、被害者の審判傍聴（少年法22条の5第2項）に限られる。

裁量により国選付添人が選任される場合でも、

1. 故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪
2. 前号に掲げるもののほか、死刑又は無期若しくは短期2年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪のいずれかの犯罪の事件であることが要件となっている。

しかも、裁量による国選付添人制度の対象事件であっても、その選任には観護措置決定がなされていることが必要とされている。そのため、観護措置をとるかどうかの判断を家裁の裁判官が行う際には、少年は弁護士の援助を受けられないことになっている。これでは成人よりも少年の方が弁護士の援助を受けられないこととなり、国のあり方として問題である。

(4) 日弁連の付添人援助事業—法テラスへの委託事業

日弁連は、特別会費を徴収して、少年保護事件付添援助事業を行ってきた。2007年（平成19年）からは法テラスへの委託援助事業として行ってきた。その結果、付添人選任率は、上がってきている。2006年（平成18年）、2009年（平成21年）～2011年（平成23年）の観護措置決定数、弁護士付添人の付いた事件数及び弁護士付添人選任率は以下の表の通りである。

付添人選任率が上がっていることは評価できるが、選任率の上昇は、弁護士の会費による援助事業の成果である（横浜家裁管内の少年保護事件付添扶助・援助件数は、2006年（平成18年）に215件であったのが、2009年（平成21年）には426件、2011年（平成23年）には685件となっている）。

しかし、国のあり方としてみると、弁護士の会費に依存した付添人援助事業を過度に評価することは問題であり、国選付添人の対象事件の拡大さらには全面的付添人制度を実現すべきである。

観護措置決定数及び弁護士付添人数、選任率

	平成18年			平成21年		
	観護措置決定数	弁護士付添人有り	同選任率	観護措置決定数	弁護士付添人有り	同選任率
全国	14,124	3,744	26.5%	11,241	5,562	49.5%
横浜本庁	415	130	31.3%	461	174	37.7%
川崎	153	21	13.7%	175	50	28.6%
横須賀	73	23	31.5%	63	31	49.2%
小田原	177	19	10.7%	136	61	44.9%
相模原	82	9	11.0%	100	39	39.0%

	平成22年			平成23年		
	決定数	付添人有り	同選任率	決定数	付添人有り	同選任率
全国	10,639	6,589	61.9%	10,186	7,360	72.3%
横浜本庁	450	280	62.2%	481	351	73.0%
川崎	180	59	32.8%	137	88	64.2%
横須賀	54	23	42.6%	55	34	61.8%
小田原	139	91	65.5%	132	82	62.1%
相模原	100	56	56.0%	119	79	66.4%

(5) 活動

本来、被疑者国選が選任されれば、少年保護事件の手続が終わるまで付添人が付くべきである。また、ぐ犯など被疑者国選制度の対象外の事件で観護措置を取られることもある以上は、監護措置が取られ少年鑑別所に収容された少年に対しては、全面的に国選付添人が選任されるべきであり、日弁連ではその実現に向けた運動を継続しているところである。

(6) 鑑別所

現在、鑑別所は、県内に1ヶ所しかない。

少年事件では、家族、付添人、調査官が少年と面会することが重要であるが、少年鑑別所が神奈川県内に1カ所しかないため、支部の事案では、家族や付添人、調査官が少年と面会をするために数時間かかるケースもあり、十分な面会の機会が確保されていない。そこで、付添人、調査官、家族の面会の充実のため、少年鑑別所の増設が急務であり、将来的には、各支部毎に設置すべきである。

(7) 少年審判の開廷日・押送体制

現在、本庁では、月曜日の午前・午後、水曜日の午前・午後、金曜日の午前が開廷日

であり、川崎支部では、火曜日の午前・午後、横須賀支部では、金曜日の午後、小田原支部では、木曜日の午前・午後、相模原支部では水曜日の午後と、各支部で週に一度しか開廷していない。

そのため、開廷日が極めて限定され、付添人と裁判所間で期日の調整が付かないケースもあり、鑑別所での出張審判で対処しているのが現状である。こうした現状を改善すべきことについては後述する。

【審判開廷日】

	月		火		水		木		金	
	午前	午後								
横浜本庁	○	○			○	○			○	
川崎			○	○						
相模原						○				
横須賀										○
小田原							○	○		

第6

弁護士フェスタで指摘された家庭裁判所を巡る課題

2011年（平成23年）1月に行われた横浜弁護士会主催の弁護士フェスタ「期待される家庭裁判所」では、家庭裁判所が当面する諸問題について多角的な指摘がされた。

1 棚村教授からの基礎的な指摘

棚村政行教授（早稲田大学）からは、基礎的な指摘を頂いた。その概要は以下のとおりである。

- ・ 全国の家事事件は増えている。2009年（平成21年）の家事事件総数は約80万件で史上最高を記録している。
- ・ 家族の形の変化 2009年（平成21年）の平均世帯人員は2.52人である。戦後間もなくの平均世帯人員は5人ぐらいが都市部の平均であった。子供の数も3人とか4人であっ

た。が、少子化ということで、生涯で女性が子供を産む合計特殊出生率が1.36人ということで、大きく2人を割り込んでいる。

- ・高齢化がほかの国と比べると非常なスピードで進んでいる。
- ・2009年（平成21年）の婚姻件数は71万4,000件、離婚は約25万3,000件。協議離婚が約88%。調停でもって離婚成立をするのが9.7%。人事訴訟を提起して和解離婚となるのが1.3%。判決離婚が1%。
- ・結婚20年以上のベテラン夫婦が離婚するということが多くなってきている。年金の按分割合を求めるという審判、調停事件が、前の年より1.5倍ぐらい増えている。
- ・全国の児童相談所で受け付けた児童虐待の相談・通報件数は、2009年（平成21年）には4万4,210件と増加している。同年、警察が検挙した児童虐待事件は335件で、5年前の1.5倍に増加している。子供たちの悲惨な出来事が報じられるということが後を絶たない。
- ・配偶者暴力支援センター相談件数は2009年（平成21年）に7万2,729件、警察のDV相談件数も同年2万8,158件に増加した。裁判所の保護命令も3,087件になった。
- ・高齢者の虐待の相談件数も増えている。

2 横浜家裁本庁における調停事件の繁忙

4年間、横浜家裁本庁において、家事調停官をつとめた山森良一弁護士は、自らの経験を振り返って事件数の増加について語った。自分が、家事調停官になった年、審判部長が、事件数が増えて家裁の負担が重くなっていると言っておられた。ある時期、1人の裁判官が持っている調停事件が500件を超えた。これだけの件数になると、事案の把握も大変になる。事件が多いので調停室が足りない。事件が煮詰まってきて、さあ解決、と思う段階になったのに、部屋が取れないために1ヶ月半とか場合によっては2ヶ月先になってしまい、間延びしてしまっただけということも多くあった。

3 乙類審判事件の増加

40年弱もの長い間、家裁調査官をつとめ、現在、家庭問題情報センターで活動されている山口美智子氏は、次のように指摘している。司法統計年報の子の監護に関する処分、別居中の子供の監護者の問題や面接交渉、養育費の問題など乙類調停、審判事件の事件数を1998年（平成10年）と2008年（平成20年）の比較をすると、10年間で1.89倍に増えている。本体のほうの夫婦関係調整事件の増加が約1.02倍であることを考えるとその増加ぶりよりも大きい。その中でも離婚紛争中の子の監護者の指定を巡る事件と子どもに対する

面接交渉の事件が3倍を超えている。一つ間違えると奪い合いになりかねないような事件で、調停では話がつかなくて、審判という家庭裁判所の決定でなければならない割合が20%を超えている。

子供の数が減り、1人の子供に4人の祖父母、このごろは男性の本気の養育主張が出るようになり、他方で女性のフルタイム労働の増加というようなこともあって、問題は非常に複雑化している。子供の事件の難しさというのは、長引く審理の間に子供の成長や事情の変化がある。紛争のただ中の子供は、片方の親とは全く会えないこともあるし、親が意図するかしないかにもかかわらず、その紛争のストレスを一身に受けている。その時期に我慢して「よい子」で振る舞っていても、子供の押さえ込まれた心の傷というのは、思春期になって爆発するというふうに言われていて、「子供はまあ大丈夫です。」と親が言うケースでもそうでない場合がある。

子供の監護を巡る争いがこのように熾烈になるのは、子供を家族で抱え込んでしまうという閉鎖的な家族観や、他方の親と断絶させてもいいという価値観が今なおあるからでもある。それが互いの危機感を過剰にさせているのではないか。やむを得ない選択の離婚がふえている状況では、離婚後の子供の監護に関して協力関係を再構築していく、そういうことが親の義務である。その認識を高めること、そのための情報発信をすること、それが家庭裁判所の課題ではないかと痛感している。

4 家事調停に対する社会の期待の変化—裁判所に判断を求める当事者

山口美智子氏は、家事調停に対する当事者の変化について指摘された。

昭和40年代、50年代には、東京・大阪という大規模な家庭裁判所には、カウンセリング班とか調整班があった。調停を申し立てた当事者の自己決定を援助するような仕事をしてきた。これは、当時の日本人の円満志向だとか、家裁の調整に対する強い希望があるとか、生活感覚に合っていたとか、家裁発足時の理念とも関係していたのだろう。しかし、今では、生活感の共有を前提とした調整は非常に難しくなっている。家裁での紛争性や対立構造が激化している。

調停で話しあって自己決定して解決するのが苦手という人が増え、家庭裁判所での判断を求める傾向が強まっている。家庭裁判所が指導理念を出すことを社会が求めている。

しかし、家裁の紛争は生活そのものであり、審判を出しても、当事者の生活がそれに従って次に進むとは言えない現実がある。審判の実効性を高めるためには、前提としての丁寧な審理が重要である。本当は嫌だけれども家裁の判断には一理ある、受け入れざるを得ないという納得力のある判断にならないといけない。この審判結果の納得性のためには納得できるプロセスがないと当事者は救われぬ。調停や審判で事情聴取してもらったり、

気持ちを吐露したり、事実を見つめ直す作業や調査で実感してもらう。不満があっても、子供のため、家族全体が前に進むために、踏ん切りを付けないといけないという思いを汲んだ審判が、家庭裁判所の目指す役割ではないか。創生期の家裁は和合調整が目立った気がするが、今、家裁は、時代を先取りしたり後追いつたりしながら、変化し続ける家族問題の舵取りをし、審判事例を積み重ね、社会に情報発信しなければならない時代に来ている。

しかし、人的物的体制が追いついていない。山口氏によると、家庭裁判所調査官の後輩から、「本当はここまでできればいいのに、余裕がない、限界」という声を聞いている、家裁スタッフの量的限界というのは裁判所予算との関係で、このつらさは、現場にいたものでないと分からないかもしれない…と述べておられた。

棚村教授は、アメリカ・カリフォルニア州の家庭裁判所では、子供を巡る調停でのガイダンスについて紹介した。調停を受ける前に、父母が教育プログラムを3時間受けることにしている。葛藤の高いグループについては、3時間ごと6回のプログラムに参加させている。家庭裁判所が法的な判断を下すというよりは、子供のためにどういう働きかけをしたらよいかについてのルール作りをすることに力を置いている。

5 親権、面会、養育費

山口氏は、親権指定に関する裁判所の判断の傾向について、時代による変化を指摘された。昭和30年代から40年代前半までは、経済力がなくて実家の後ろ盾のない母親は、泣く泣くあきらめ、親権者になりにくかった時代が続いた。その後、母性の重要性という認識が進み、高度成長期で父親は会社人間、専業主婦の母親が監護の責任者で、子育ての責任も権限も母親にあるという母性原理が支配的になって、家庭裁判所の判断も母親中心になってきた。しかし、これも母性偏重に過ぎるのではないかという批判も強く、最近ではそれまでだれが監護の中心であったかという観点のほうに家庭裁判所の判断の方向は動いてきていると感じる。

もめる事例、紛争事例というのは、夫婦の子がまだ幼児であるケースが多いから、その年齢では母親が主たる監護者という事例が多いために、結局のところは母親が親権者になる事例というのが多い。

しかし、男性の本気の養育主張が出るようになり、他方で女性のフルタイム労働の増加というようなこともあり、また、やむを得ない選択の離婚がふえている状況もあり、そういう調整をすることが多い。最後までもめるのは、監護者としての母親に問題が多い場合、病気や問題行動、場合によっては何らかの事情で子を置いて家を出たような場合などが多い。

親権者となれる見込みが低いと思う親は、代償として面会交流を強く求めるから、調停では親権者をどちらにするかの合意と面接交渉が抱き合わせで調整されることが多くなる。今や親権問題は面会交流の可否、その中身をめぐると親権者の調整というふうの様相を変えつつあるというのが実務の実感である。

対立が激しい場合には、家庭裁判所の調停や審判の段階では、家庭裁判所調査官が試行面接といって、双方の面会交流の援助をしたり、サポートするようなこともしている。そのことに、家庭裁判所調査官が今最も意欲的に取り組んでいるし、家庭裁判所にそれがとても期待されているのではないか。

ただ、親権を訴訟で争っている場合、訴訟になってしまった場合というのは、人訴の改正で家庭裁判所調査官が子供の調査をできるようになったけれども、面接交渉などの調整については調査官がサポートすることができない。したがって、訴訟で親権を争いながら家庭裁判所の調停審判で面接交渉をやる。二本立ての調整をしなければならない。そういう点では事案は長期化する。子供の負担も大きくなる。何とか実務の工夫ができたらと思っている。

6 家事調停の有効性と課題

山森弁護士は、4年間、家事調停官をやってみて、調停での話し合いで解決したケースがたくさんあるとして、調停の有効性を指摘した。たしかに、話し合いたくない、裁判所に判断してもらいたいという当事者はいる。しかし、当事者は、どちらも、精神的に傷ついている。家庭裁判所での調停で話し合った結果、解決したケースもたくさんある。

協議離婚が多い。当事者の合意で離婚するのはいいことであろうが、現実には、対等平等な当事者の話し合いで合意に達していると言うより、協議離婚のかなり多くの部分が、力の強いものが弱いものを押し込んで離婚している。そのようなケースでは調停を申し立てて、その中で解決した方がよい。社会常識のある調停委員のアドバイスや調整が期待できるし、養育費の支払いがない場合には履行勧告してもらえる等、履行を実現させるための工夫がある。もっと家庭裁判所の調停を利用すべきだと思う。

同氏は、潜在的な需要がすごくあると感じるし、裁判所の敷居を低くして、家事調停の利用をしやすくするためには、「地理的な近さ」は重要な要素であると指摘した。家庭裁判所は、身近にあればあるほど良いというのである。

しかし、横浜家裁の調停事件は増えている。今の横浜家裁の人的物的状態に対応できるだろうかと感じている。調停室の増室や審判官を増やすことは行ってほしい。

7 成年後見と川崎市の取組

浅川修一氏（川崎市高齢者事業推進課長）は、自治体から見た成年後見の取り組みについて報告された。成年後見の申立は、通常親族が申し立てるが、身寄りがいない高齢者であって成年後見が必要な場合には、行政機関として、市長が申し立てることがある。川崎市は、市長申立に取組み、2009年（平成21年）度の申立件数は57件になった（同年度の横浜市の市長申立が56件）。2005年（平成17年）度には26件であったから、4年間で2倍以上に増加している。また、川崎市では、成年後見利用支援事業を行い、低所得者等に対する精神鑑定費や後見人報酬の助成等の事業を行っている。横浜家裁川崎支部の書記官、調査官の参加を得て、弁護士会はじめ士業の方と川崎市成年後見制度連絡会を平成19年度から開催している。

川崎市の人口は、2010年（平成22年）10月現在、約141万人だが、高齢化率は16.59%である。全国平均の高齢化率が23%くらいだから、川崎市は、比較的若い都市とすることができるが、今後、急速に高齢化率が、川崎市でも進むと予測されている。

わが国の高齢社会化により、2015年（平成27年）には認知症高齢者が250万人になると推定されている。首都圏での高齢化が急速に進むと言われている。

川崎市は南北に長く、中原区以北、麻生区までの人口が非常に増えている。増加した人々が高齢化し、ひとり暮らしが増えると予想されている。80歳を超えると認知症の発症率が増える。自治体として、認知症高齢者を身近な地域でどう支えるか、危機感を抱いている。

第7 高まる家庭裁判所への期待

1 連続する法改正

この数年、家事事件と家庭裁判所を巡る重要な法改正が行われている。協議離婚に際して、養育費や面会交流について取り決めるべきことを定めた民法766条の改正（2012年（平成24年）4月施行）、親権の2年以内の停止、喪失原因の見直し等を定めた民法834条、834条の2等の改正（2012年（平成24年）4月施行）、家事事件手続法（2013年（平成25年）1月施行）、市民後見人の育成を地方自治体の責務とする老人福祉法の改正（2012年（平成24年）4月施行）などである。また、法改正ではないが、最高裁判所による、後見支援信託制

度の導入（2012年（平成24年）5月）も、大きな動きである。また、東京都が、2012年（平成24年）5月から、自治体としては全国で初めて、離婚後の親子の面会を仲介する事業を開始した。これらの法改正や運用の開始は、社会の家庭裁判所に対する期待が大きいことを示すとともに、これからの家庭裁判所の在り方について、これまでも増して深く考えなければならない課題の大きさを示している。前記のパネルディスカッションでは、家庭裁判所への期待は大きい、「人とか物とか金には限界がある」ので、理想を追いつつも、行政も、司法も、NPOも、やれるところから協力しながらやっていく、という結語になっていた。しかし、わが国の実状は切実であり、家庭裁判所の抜本的な拡充が必要である。とりわけ人口が急増している神奈川県を管轄する横浜家庭裁判所の思い切った拡充が必要である。

2 急速に進む社会の変容と家庭の変容

バブル崩壊後の20年は、著しい財政赤字を生み出した。経済成長も見込めず、かつての日本型雇用は崩壊したと言ってよいほど大きく変容した。他方で、超高齢化社会に向かって、社会保障や福祉が対応を迫られている。かつては、「総中流社会」と言われたわが国は、急速に「格差社会」となり、貧困が大きな社会的なテーマとなっている。若者の就職難、結婚難の反面で離婚の増加、自殺の増加などを背景として、ジャーナリズムが命名した「無縁社会」とか「孤族の国」と言った特集が共感を呼んだ。家族や親子の在り方が急速に変容しているのが現代であると言っても過言ではない。社会的な閉塞感が持続する中で、2011年（平成23年）、東日本大震災と福島原発事故が起き、「絆」や「家族」が問い直されているが、家庭を取り巻く社会的な環境は厳しくも複雑なものとなっている。われわれは、この時代の日本社会における司法の役割は、これまでにまして大きくなると思うが、中でも、家庭裁判所の役割はきわめて大きく、その体制を抜本的に強化拡充することが求められていると考える。

3 貧困問題と家庭裁判所

厚労省によると、2012年（平成24年）5月時点で、生活保護を受給している人の数が211万人となり、過去最多を更新したという（朝日新聞9月12日）。同じく厚労省の調査によると、母子世帯の14%が生活保護を受給しており、受給率は5年前の1.5倍になった（朝日新聞9月8日）。2009年（平成21年）度の厚労省のホームページにOECD30カ国の相対的貧困率の調査結果が出ているが、働く大人が1人で子が1人の世帯の相対的貧困率が最も高いのが日本であることが判明した。離婚して子を育てる女性の世帯が、離婚後貧困化し

ているということである。離婚後、子育てをする女性が働きにくい社会環境にあることが背景にあるが、その結果、生活保護の対象になることも多い。離婚の約9割弱を占める協議離婚のほとんどは、養育費の定めのない離婚となっている。子どもを抱えて離婚する母親の貧困化を防止するためには、調停を申立て、調停離婚を増やすことが社会的にも推奨されるべきである。そのためには、離婚調停の利用がもっと広く広報されるべきである。加えて、もっと身近に家庭裁判所を配置し、市民が利用しやすい環境を整えるべきである。具体的には、すでにある独立簡裁の庁舎に、家裁出張所を併設し、出張所でも調停や審判を受けられるようにするのである。これまでは、事件の申し立てを待ってから事件処理をすればよいというのが裁判所のあり方であった。しかし、社会の期待に応える司法となるべきであり、そのためには、市民が利用しやすいように家庭裁判所を拡充すべきである。家裁のあり方についての発想の転換と思いきった体制の整備を決断すべきである。

4 離婚届の変更と東京都の面接交流援助

上記改正民法の施行（2012年（平成24年）4月）に伴って、離婚届出の用紙に養育費と面会交流の取り決めをチェックする欄を設けるようになった。東京都は、2012年（平成24年）5月から、自治体としては全国で初めて、離婚後の親子の面会を仲介する事業を開始した。4月施行の民法改正法に基づくものだが、本来は、家庭裁判所が関与すべきことがらである。現在、離婚の9割近くが協議離婚であるが、子どものいる夫婦の協議離婚の多くが、面会交流や養育費の取り決めなしで離婚となっている。改正法では、協議離婚の際、これらについて協議して定めるとされたが、面会交流を実現しやすくするために行政が乗り出した。しかし、この事業は養育費の件については触れていない。調停条項に養育費及び面会交流についての取り決めを盛り込む調停離婚が増えることが望まれる。

調停離婚が推奨されるべきであることは、養育費の取り決めなしで協議離婚した女性が貧困化するケースが増えていることから言える。子どもを抱えた母親が働くことが難しい社会情勢が続いており、厚労省の調査で、子どもを抱えた母親の相対的貧困率がOECD諸国の中でわが国が最低であることはすでに述べたとおりである。

5 喫緊の課題である成年後見

(1) 高齢化社会と老人福祉法の改正

わが国の高齢化が進む中で成年後見制度がきわめて重要になっている。こうした認識から、2012年（平成24年）4月1日に施行された老人福祉法は、市民後見人の育成を市町村の責務と定めた（同法32条の2）。これは、画期的な法改正である。衆議院厚生労

働委員会で参考人となった大森彌氏（社会保障審議会介護給付費分科会分科会長、東大名誉教授）は、2011年（平成23年）5月24日の委員会（介護保険法と老人福祉法の改正を審議）において、2002年（平成14年）の約150万人であった認知症高齢者が、2025年（平成37年）には約320万人に増加すると見込まれること、2002年（平成14年）当時、要介護者の2分の1に認知症の影響が出ていることを考えると、介護サービスのモデルを今後、身体ケアモデルから身体ケアプラス認知症モデルへと明確に転換させる必要があること、そのため、認知症サービスモデルの設計が不可欠であるが、認知症になると自分の権利擁護が難しくなるので市町村における市民後見人の養成と活用の仕組みを是非立ち上げ、権利擁護の充実が必要になることを、改正法の趣旨として述べている。介護保険制度ができて10年が経つが、今後の介護保険の制度設計の中に成年後見制度が明確に位置づけられたのである。そのことは、家庭裁判所が担ってきた成年後見制度が、司法制度の枠を超えて社会的に再定義されたことを意味する。最高裁は、老人福祉法改正法を受けて、家庭裁判所の成年後見部門の抜本的な強化について制度設計し直すことを求められているのである。

(2) 成年後見と地方自治体の取り組み

横浜市は、2012年（平成24年）2月、「横浜市における市民後見人に関する検討委員会報告書―地域における権利擁護推進に向けた『市民後見よこはまモデル』の提案」を作成し、同市西区、青葉区、緑区をモデル区として市民後見人の育成を始めた。川崎市では、かねてから成年後見制度利用支援に取り組んでおり、2011年（平成23年）1月に開催された横浜弁護士会「弁護士フェスタ」のパネルディスカッションに健康福祉局高齢者事業推進課長がパネリストとして参加したが、その後である2013年（平成25年）4月から支援制度を改正し、報酬や精神鑑定費用の助成額を持続可能かつ適正なものとした。

神奈川新聞2012年（平成24年）7月26日によると、市民後見人の養成に早くから取り組んできた横須賀市ではこれまでに8件が選任されたというが、鎌倉市では2011年（平成23年）9月、市長申立の事案において、法人と複数後見という形で養成してきた市民後見人を候補者として推薦したが、選任されなかった。支援体制がないことに難色を示されたとのことで、鎌倉市は、支援体制が構築できるまで市民後見人の推薦を見合わせるとしている。

(3) 見えない最高裁の構想

翻って、最高裁は、家庭裁判所の成年後見部門を大きくしていく構想をもっているだろうか。家裁の現場は、すでに手一杯の成年後見事件の処理に追われているというのが現実であろう。成年後見事件は、今後、これまでにないスピードでさらに増え続けるは

ずであり、最高裁は、介護保険制度に位置づけられた成年後見事件への対応を本格化することが期待されている。その期待に応えるためには、家庭裁判所は、裁判官だけではなく、書記官や調査官等の職員を大幅増員しなければならないし、予算の思い切った投入が必要である。認知症高齢者の介護と連携した大量の成年後見事件を処理するという新たな課題を引き受けなければならない、この分野における質の向上と量的拡大に取り組まなければならない。

6 求められる未成年後見への対応

親権者や保護者がいない児童について、未成年後見人が十分に選任されない実状にあった。未成年後見人を選任するのは家庭裁判所であるが、報酬を支払えるケースが少ないために、適切な未成年後見人候補者を確保することが難しいとされてきた。子の福祉のためには、適切な未成年後見人を選任することが必要であり、改善が求められてきた。横浜市は、未成年後見人のなり手不足を解消するために、2013年（平成25年）2月から上限月額2万円の報酬を支払う支援を始めた（朝日新聞2013年（平成25年）2月6日）。この方針は、厚労省が未成年後見人支援事業を開始したことを受けたものであり、他の自治体においても報酬支援事業を行うと思われる。

他方で、神奈川県警が2012年（平成24年）、児童が虐待されているとして児童相談所に通告した児童数が2,976人と過去最大であった。厚生労働省によると、2011年（平成23年）度に全国の児童相談所が児童虐待相談に対応した件数が過去最多の5万9,919件であることが分かった（朝日新聞2013年（平成25年）3月18日）。すでに述べたように、最長2年間親権を停止できる法改正が実施され、親権者のいない児童が今後増えることが予想される。こうした時代背景をもとに、未成年後見制度が活用されることが見込まれる。神奈川県内では、深刻な虐待事件が起きており、今後も、引き続き同様の事件が起きる恐れもある。

未成年後見人の選任は家庭裁判所の権限であるが、親権を停止されたケースでの未成年後見人候補者を確保するため制度整備も求められている。

第8 神奈川県における潜在的な家事事件の需要

市民が法律問題にぶつかり困った時、まず身近にあり気軽に相談することのできる自治体で行われている弁護士による無料法律相談に出かける。こうした市民の要望に応えるべく、神奈川県と県内33市町村のうち、県と19市8町の合計28自治体で弁護士による無料法律相談が実施されている。

自治体で行われている弁護士による無料法律相談の相談内容を見ると、市民がどのような問題で悩み困っているのかを把握することができるが、自治体を実施している市民法律相談では、親族・相続という家事事件の相談が約半数を占めている。

より詳しく見てみると、これら自治体の市民法律相談の相談件数は、2010年（平成22年）度で3万4,473件に及んでおり、法テラス相談の1万6,788件、弁護士会法律相談センター相談の1万2,721件の合計数2万9,509件よりかなり上まわる多数となっている。自治体の市民法律相談件数3万4,473件のうちで相談内容の分類が明らかにされている3万3,682件のうち、離婚などの親族関係が7,841件で23.28%、相続関係が6,780件で20.13%、親族・相続をあわせた家事事件の総数は1万4,621件となり、全体の43.41%を占めるに至っている。

そして、2006年（平成18年）度から2010年（平成22年）度までの5年間で、離婚など親族関係の相談の全相談件数に占める割合は22.68%から23.28%へと増え、相続関係も18.26%から20.13%へと増えており、親族と相続をあわせた家事事件の相談件数の全相談件数の中で占める割合が、40.95%から43.41%へと増え続けている。

市民にとって最も身近で相談に行きやすい自治体の市民法律相談の中で家事事件の相談件数が全相談件数の約半数を占め、その割合が年々増え続けているということは、親族・相続にかかわる家事事件の紛争解決への期待がますます高まってくることを示している。

自治体を実施している市民法律相談の相談内容の推移は、家事事件を扱う家庭裁判所の役割が益々大きくなり、大量の事件を解決することのできる体制が整備されなければならないことを示している。

第9 戦後司法改革における家庭裁判所の理念と歩み

1 家庭裁判所は何を目指したか

期待が高まっている家庭裁判所を拡充する提言の意義を歴史の文脈に位置づけて考えてみたい。敢えて、この作業をするのは、家庭裁判所の拡充を提案しても容易には受け入れられないであろうことを危惧するからである。バブル崩壊前夜、1987年（昭和62年）の下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部改正及び1989年（平成元年）の最高裁判所家庭裁判所出張所設置規則の改正によって、家庭裁判所出張所を大量廃止したことの総括がきちんとされていないように思われる。当時よりはるかに悪化した財政状態、経済状態にあるわが国で、地域の家庭裁判所の充実を実現するには、戦後、家庭裁判所が新設された当時の『理想』に立ち返った構想を提起しなければならないと考える。

「『家庭に光を 少年に愛を』という標語はわれらにとっては、まことに思い出の多い標語である。家庭裁判所発足当時、われわれは好んでこの標語を用い、この標語を新しい司法分野の開拓と建設の合い言葉として、ひたむきの努力をその整備と完成とに向けて傾けていたことを思い起こすのである」。これは、1955年（昭和30年）に発行された「創立五周年記念—東京家庭裁判所沿革史」の序文の書き出しである。

戦後の司法改革は、日本国憲法の制定を受けた裁判所法、検察庁法、弁護士法の制定とともに始まったが、社会に向けてメッセージを投げかけた裁判所は家庭裁判所だけであった。1949年（昭和24年）1月1日、家庭裁判所が創設されたが、その根拠法は裁判所法31条の2以下であった。横浜地裁を接收して行われていた米軍による横浜軍事裁判は継続していた（最後の事件の判決言い渡しがあったのは同年10月19日である）。発足時の横浜家庭裁判所は、移転先の布帛会館（今の中区役所のあるところ）にあった。そこには、横浜地方裁判所と発足したばかりの横浜簡易裁判所があり、そこに横浜家庭裁判所が「同居」することとなった。ちなみに、横浜弁護士会の事務局も布帛会館の一角にあった。

2 家裁出張所の新設と拡充

最高裁は、家庭裁判所を強化していった。1950年（昭和25年）、家裁出張所を全国34ヶ所新設し、その後も、96ヶ所まで家裁出張所を増やしていった。地家裁支部だけでは、家庭の諸問題を扱いきれないとの認識があったのである。神奈川県でも、1958年（昭和33年）

に、相模原出張所が設置されている。

三ヶ月章教授（東京大学）は、家庭裁判所発足から約30年が経過した1978年（昭和53年）8月の講演で、戦後の司法改革を振り返り、簡易裁判所との対比で家庭裁判所が成功したと評価している（判例タイムス375号7頁以下）。同教授は、1976年（昭和51年）の家事調停新受件数7万8,000件余りは、地方裁判所、簡易裁判所の全民事調停事件の新受件数を上回っていること、家庭裁判所が行っている家事相談が年間30万件を超していることについて、「国民が、裁判所というところから受け取りがちな近寄りがたい感じ、いわば敷居の高さを感じずに、家庭裁判所の窓口相談を持ちかけるようになったという事態こそ、日本のように、国民生活と法律の距離が大きいところでは、きわめて望ましい」と指摘している。その上で、成功の原因として、①身分関係の紛争の処理について、国民に身近な、親切で形式張らない裁判の機構と手続きを、日本国民が長い間抱き続けてきたこと、②最高裁判所が、事務総局の中に家庭局を設け、司法行政面でバックアップをしたこと、③家庭裁判所の裁判官を中核として、精神医学者やケースワーカー、心理学者、社会学者等を結集し、従来の殻を破る実験を行ってきたこと、④在来の訴訟形態との意識的絶縁を行い、審判と調停に専念してきたことを挙げている。

3 バブル崩壊前夜の家裁の縮小

ところが、三ヶ月教授によって高く評価された家庭裁判所は、10年後、予想外の扱いを受けることになる。平成元年の簡裁統廃合によって、簡裁に併設されていた家裁出張所は、簡裁が廃止されるのに伴って廃止され、96ヶ所が59ヶ所に減ってしまった。さらに、平成2年の地家裁支部統廃合によって41の家裁支部が統廃合され、なくなってしまった。代わりに廃止された支部のうち20の地域に残った簡易裁判所に家裁出張所が新設された。その結果、家裁出張所は79ヶ所となったが、その後、横浜家裁相模原出張所が同家裁相模原支部となり、札幌家裁苫小牧出張所が同家裁苫小牧支部となったため家裁出張所は77ヶ所となった。支部統廃合と引き替えのように新設された20の家裁出張所では、基本的には受付しか行われず、調停が行われた場合でも、その件数は司法統計には記載されていない。

なぜ、最高裁と国は、バブル崩壊前夜、国民に支持されてきた家庭裁判所の統廃合を断行したのだろうか。簡裁及び地家裁支部統廃合は、事件数と当時の交通網による距離等をもとに裁判所運営の効率化を図ったものとされるが、これを指摘したのは1964年（昭和39年）の臨司意見書であった。しかし、交通網の発達により、ある程度裁判所を廃止しても、アクセスは後退しないはずであるとの臨司意見書の論法は、1980年代初頭にすでに進められていた国鉄赤字路線の廃止と国鉄の分割民営化の方針のもとでは、時代に合わ

なくなっていた。家庭裁判所は、簡裁統廃合（1987年（昭和62年）法改正）に伴う家裁出張所の廃止と地家裁支部統廃合（1989年（平成元年）地家裁支部設置規則改正）に伴う家庭裁判所支部の廃止という2度の「リストラ」により、数を減少されたが、それは、戦後、家庭裁判所の発足後、家裁出張所を拡充していった最高裁判所の理念を否定するものであった。鉄道の廃止後代替交通手段とされたバス路線も廃止、縮小されるところが多く、裁判所へのアクセスはさらに悪化した。1980年代後半といえは高度成長からバブル経済が振興した時代であり、財政赤字も今ほどは深刻ではなかった。なぜ、家庭裁判所を縮小するのか、について正面からの議論がどれだけあったか疑問である。高齢化社会の急速な進行により、自家用自動車を運転できない高齢者にとって、司法へのアクセスは著しく悪化している。裁判を受ける権利、人権保障における地域的平等の見地からすれば、バブル崩壊前夜に強行された裁判所の統廃合は、その後の時代にふさわしくない政策であったことが明らかである。今、家庭裁判所の拡充を提案するに当たり、戦後制定された日本国憲法と民法改正に基づき、「家庭に光を 少年に愛を」という標語を掲げて発足した家庭裁判所の理念を再度確認すべきである。家庭裁判所を地域で拡充することは、この時代の「国のかたち」の重要な要素であり、国を挙げて取り組むべき大事業というべきである。

4 川島武宜「日本人の法意識」(岩波新書) から見た課題

川島の「日本人の法意識」(1966年（昭和41年）)は、わが国で民事裁判が増えない理由を、日本人の法意識がまだ近代化されていないことに求めている。しかし、近時、離婚に占める調停離婚の割合が増えていることに注目し、日本人の法意識が変わりつつあることに期待を寄せている。しかし、それから50年近くが経過したのに協議離婚の割合は当時とあまり変わらず9割近くを占めている。なぜ、家庭裁判所が利用されないのだろうか。日本人の法意識の問題なのか制度の問題なのか。われわれは、家庭裁判所がまだ遠い存在で、しかも、距離的に遠く、また、知られていないことの反映だと思う。家庭裁判所を今よりも身近に利用しやすいように配置することで、家庭裁判所を利用する割合は増えるのではないかと思う。地方自治体の無料法律相談の中で、家裁に関係する夫婦、家族、遺産相続の相談が、43.41%に及んでいることがそれを示している。

5 家庭裁判所が足りない

神奈川県は、高度成長期からバブル崩壊後を通じ、一貫して人口が増加してきた。家庭裁判所の需要は、神奈川県において顕著に大きくなっている。この家裁需要に応えるためには、神奈川県の家庭裁判所は、横浜、小田原、横須賀、川崎、相模原の5ヶ所では明ら

かに足りない。

2013年（平成25年）1月に施行された家事事件手続法によって、家事審判手続は、公正で適正な手続が徹底されることになるが、社会は、トータルな意味での家庭裁判所に、これまでもまして大きな役割を期待している。家庭裁判所が、手続法の整備の実施に目を奪われて、この期待に応えることができなければ、司法は国民の信頼を失うことになる。反対に、この期待に応えることができれば、司法は、わが国の歴史上初めて、国民的基盤を確立することができるだろう。司法は、大きな分岐点に立たされている。

第10 横浜弁護士会の会員数とあらたな可能性

1 会員数の急激な増加—地域に広がる弁護士

横浜家庭裁判所の拡充について提案する前に、司法改革による司法試験合格者数の増加によって、横浜弁護士会の会員数が急激に増えていることについて述べておきたい。司法試験合格者数は、1990年（平成2年）度まで、長い間、500人程度であったが、その後、増えて、2001年（平成13年）度は990人、2012年（平成24年）度は2,102人に増えている。同様に、2001年（平成13年）3月、719人だった会員数は、2012年（平成24年）6月には1,295人となり、引き続き、増加が見込まれる。

1992年（平成4年）当時、神奈川県内に事務所を有する弁護士は、540人だった。うち7割強に当たる392人が横浜市内に事務所を有し、特に横浜地方裁判所本庁の所在する中区に342人が所在していた。他方で、横浜市以外の地域に目を向けると、次に弁護士数が多い地域は川崎市川崎区の36人、その次が小田原市の22人となっている。これを、神奈川県内の裁判所管轄区域ごとに見ると、たとえば横浜簡易裁判所管轄地域（中区、南区、磯子区、金沢区、港南区）の弁護士は357人、川崎簡易裁判所（川崎市内）は49人、小田原簡易裁判所管轄区域（小田原市、秦野市、南足柄市、足柄上郡、足柄下郡）24人、神奈川県簡易裁判所管轄区域（鶴見区、神奈川区、港北区、緑区、青葉区、都筑区）21人、藤沢簡易裁判所管轄区域（藤沢市、茅ヶ崎市、大和市、海老名市、綾瀬市、寒川町）は20人、鎌倉簡易裁判所管轄区域（戸塚区、栄区、泉区、鎌倉市）19人、横須賀簡易裁判所管轄区域（横須賀市、逗子市、三浦市、葉山町）は14人、相模原簡易裁判所管轄区域（相模原市、座間市）は14人、平塚簡易裁判所管轄区域（平塚市、中郡）11人、保土ヶ谷簡易裁判所管

轄区域（保土ヶ谷区、西区、旭区、瀬谷区）8人、厚木簡易裁判所管轄区域（厚木市、伊勢原市、愛甲郡）8人である。当時は、横浜地裁本庁の周囲に事務所を設置することが一般的だった様子が伺える。

この傾向は、10年後の2002年（平成14年）当時も同様である。同年、神奈川県内に法律事務所を持つ弁護士総数742人に対し、横浜市内には全体の約7割に当たる527人が、特に横浜市中区には全体の約6割に当たる450名が登録しており、川崎市川崎区の41人、小田原市の34人、横須賀市の25人、相模原市の25人と続く。横浜簡易裁判所管轄で見ると461人、川崎簡易裁判所管轄で59人、小田原簡易裁判所管轄で39人、神奈川簡易裁判所管轄で31人、藤沢簡易裁判所管轄で27人、相模原簡易裁判所管轄で26人、保土ヶ谷簡易裁判所管轄で24人、横須賀簡易裁判所管轄で28人、鎌倉簡易裁判所管轄19人、平塚簡易裁判所管轄は13人、厚木簡易裁判所管轄で7人である。すなわち、横浜市以外の弁護士数も僅かながら増加してはいるものの、2002年（平成14年）も横浜市中区に一極集中している様子に変化が見られなかった。

ところが、さらに約10年が経過した2012年（平成24年）には、この傾向に変化が見られるようになった。

2002年（平成14年）から2012年（平成24年）までに、神奈川県内の弁護士数は550人増加し、県全体で1,292人となり、これは実に174%の増加率である。

横浜市内に事務所を有する弁護士数は847人に増加しているが、増加率は161%と全体の増加率を下回る。県全体の弁護士数に対する割合も、2002年（平成14年）の約7割から6割5分程度へと割合を低下させている。また、中区の弁護士数は679人に増加したものの、増加率は約151%と、横浜市内全体の増加率をも下回っている。また、県全体に対する割合も、2002年（平成14年）の約6割から5割3分程度へと、同様に低下させている。横浜簡易裁判所管轄全体でも、2002年（平成14年）の461人が698人へと増加しているものの、増加率は中区と同様に151%にとどまる。

他方で、2002年（平成14年）に41人だった川崎区は74人増加して115人となり、増加率は実に280%にのぼる。川崎簡易裁判所管轄（川崎市）全体では、2002年（平成14年）の59人から173人へと増加し、増加率は293%である。特に、川崎簡易裁判所管内でも高津区に着目すると、1992年（平成4年）には弁護士数が0人、2002年（平成14年）でも1人だった同区が、2012年（平成24年）には10人（2002年（平成14年）から1,000%）に増えている。また、同じく1992年（平成4年）には0人、2002年（平成14年）に1人だった中原区は、2012年（平成24年）には17人（同1,700%）に増えている。藤沢簡易裁判所管轄で見ると、2002年（平成14年）の27人が57人に増加し、211%の増加率である。

また、2002年（平成14年）には25人だった相模原市は32人増加して57人となり、増加率は228%である。相模原簡易裁判所管轄全体（相模原市、座間市）で見ると、2002年（平成14年）の26人が60人に増加し、川崎簡易裁判所管轄（川崎市）の293%に次ぐ、約231

%の増加率である。

小田原市も18人増えて52人、増加率は中区を上回る153%、これを小田原支部管轄全体で見ると40人増えて168%である。特に、同管轄区域内の厚木市で見ると、1992年（平成4年）には6人、2002年（平成14年）には7人だったのに対し、2012年（平成24年）には23人に増加しており、2002年（平成14年）からの増加率は329%と小田原支部全体の増加率を遙かに上回る。横須賀市は6人増えて31人となり、124%の増加率である。

2 弁護士一人当たりの人口

弁護士数の増加を、弁護士一人当たりの人口から見ると次のとおりとなる。

横浜家庭裁判所本庁管轄区域における弁護士一人当たりの人口は、1992年（平成4年）には10,406人だったが、2002年（平成14年）には8,373人、2012年（平成24年）に至っては5,406人となった。20年間で51.9%に減少している。

川崎支部管轄（川崎市全体）で見ると、1992年（平成4年）には弁護士一人当たりの人口は24,254人、2002年（平成14年）には21,516人とわずかな減少にとどまっているが、2012年（平成24年）には8,274人となった。20年間で34.1%に減少している。

小田原支部管轄で見ると、1992年（平成4年）に27,163人、2002年（平成14年）には20,619人だったところ、2012年（平成24年）には12,319人となった。20年間で45.35%に減少している。

相模原支部管轄（相模原市、座間市）で見ると、1992年（平成4年）はまだ地家裁支部は設置されておらず、相模原簡裁と家裁出張所があるだけであったが、弁護士一人当たりの人口は、52,237人であった。2002年（平成14年）には31,280人、2012年（平成24年）には14,155人となった。1992年（平成4年）からの20年間で27.09%に減少している。

横須賀支部管轄で見ると、1992年（平成4年）は、弁護士一人当たりの人口は41,031人、2002年（平成14年）が20,378人であったが、2012年（平成24年）が15,839人となった。1992年（平成4年）からの20年で38.60%に減少した。

3 ターミナル駅周辺での増加

2002年（平成14年）から2011年（平成23年）までの間における、弁護士を取り巻く環境の変化を取り上げると、①2000年（平成12年）の広告自由化による宣伝活動の活発化、②新司法試験制度の施行に伴う司法試験合格者数の急激な増加、③弁護士法人制度の導入により法律事務所の支店を配置しやすくなったことの3点が考えられる。

それまで、弁護士には自由な広告活動が認められておらず、案件の受任経路は紹介が主

だったことから、依頼者の交通の便よりも、弁護士の事務所から裁判所への移動のし易さが重視され、自然と裁判所周辺に事務所が集中した。しかしながら、広告を自由化した結果として、相談者の交通の便がより重視されるようになり、特に鉄道のターミナル駅のある自治体での事務所開設が促進され、弁護士法人制度が認められて、支店の法律事務所を出しやすくなった。

また、司法試験合格者の大半が弁護士に登録することから、新司法試験の合格者が弁護士登録を開始した2008年（平成20年）以降、大都市周辺に弁護士が急増することとなった。既に法律事務所の集積が進んでいた横浜市中区関内地区では、急増する弁護士を吸収する余地が比較的小さく、弁護士が相対的に少なかった横浜市中区関内地区以外の地域で弁護士が急増する原因となった。

さらに、弁護士数の急増に伴い、より顧客を獲得しやすく競合が比較的少ない、関内地区以外の横浜市や横浜市以外のターミナル駅周辺での開業が促進されたものとも思われる。

加えて、横浜市以外の地域でも人口の増加が続いていることも、横浜市以外への弁護士進出の契機となっていると考えられる。

すでに、関内地区以外の横浜市の主要駅では、上大岡駅、新横浜駅、二俣川駅周辺への弁護士の進出が増え、横浜市以外では藤沢駅、本厚木駅、相模大野駅、橋本駅、武蔵小杉駅、溝の口駅、登戸駅、大和駅、海老名駅周辺で、弁護士の進出が始まっている。

2012年（平成24年）の弁護士人口を見ると、藤沢駅のある藤沢市は2012年（平成24年）現在で28人、大和駅のある大和市は15人、相模大野駅のある相模原市南区は30人、武蔵小杉駅のある中原区は17人である。大和市は2002年（平成14年）の2名から15人へ、中原区は1人から17人へと急増している。

今後、これらの駅周辺での法律事務所が増加することが予想されるが、さらに、これらの駅周辺にとどまらず、川崎市、横浜市北部、県央から県西に掛けての広範囲に及んでいく可能性がある。

この様に、弁護士が県内各地に広く進出することで県内の地域司法が充実する可能性は高まっており、今後、裁判所がその体制を充実させる下地がすでに出来ている。

4 地方自治体ごとに見た弁護士ゼロワン地域の減少

1992年（平成4年）、弁護士事務所が1つもない自治体は、大和市、綾瀬市、寒川町、三浦市、葉山町、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町、二宮町、愛川町、清川村、城山町、津久井町、相模湖町、藤野町であった。政令市である横浜市でも青葉区、都筑区、保土ヶ谷区、瀬谷区、川崎市でも幸区、中原区、高津区には

法律事務所がなかった。しかし、2011年（平成23年）には、1992年（平成4年）には弁護士がいなかった大和市には9名、寒川町、三浦市には1名、湯河原町には2名、二宮町には3名、青葉区には8名、都筑区には9名、保土ヶ谷区には5名、瀬谷区には1名、幸区には13名、中原区には18名、高津区には12名の弁護士が事務所を開いている。弁護士ワンの自治体は、1992年（平成4年）には、逗子市、座間市、横浜市泉区、であったが、平成23年には逗子市、座間市、泉区とも2名になった。

神奈川県全体としてのゼロワン地域の傾向は、以下のとおりとなる。

1992年（平成4年）において、弁護士がゼロの市町村は上記の通り、21、横浜市の区は4（青葉区、都筑区、保土ヶ谷区、瀬谷区）、川崎市の区は3（幸区、中原区、高津区）、弁護士一人だけの市町村は2（逗子市、座間市）、横浜市の区は1（泉区）、川崎市の区はゼロであった。2012年（平成24年）には、弁護士ゼロの市町村は12（綾瀬市、葉山町、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、愛川町、清川村）、一人だけの市町村は3（寒川町、三浦市、秦野市）となり、大幅に減少した。横浜市の区は1（瀬谷区）、川崎市の区はゼロであった。

5 あらたな可能性

2002年（平成14年）と2009年（平成21年）に行った神奈川県選出の国会議員、県議員、市町村議会議員のアンケートで、神奈川県ของ弁護士は足りているか、との質問に対して、「足りていない」との回答が少なくなかった。この20年間の弁護士の各地域への進出は、各地の市民の期待に応えるものである。すでに述べたように、県下自治体の無料法律相談の43%が親族相続に関係するものであることからすれば、まだ、十分ではないかもしれないが、各地に弁護士が進出したことで、地域の司法需要を掘り起こすことが出来る可能性が大きくなってきたと言える。家庭裁判所が、独立簡易裁判所しかないところに併設され、また、裁判所のないところに新設されれば、家裁への事件申立は大きく増えるはずである。

第11

これからの家庭裁判所改革の方向

1 家庭裁判所の将来構想—家庭裁判所の強化か家裁の外注化か

最高裁は、限られた予算と人的体制のもとでは、人的物的な強化を図ることは難しいと考えている節がある。例えば、親族後見人の不祥事が続発している問題について、最高裁は、信託銀行と提携した後見支援信託制度を導入した。本来であれば、親族後見人への説明をきちんと行い、選任後の監督を強化すれば、使い込みなどの不祥事を防止できるはずであるのに、そのような方向に踏み切ることがしなかった。離婚後、親権をとれなかった親が未成年の子に会いたいとして面会交流を求める調停や審判を申し立てるケースが増えていることはすでに述べた。面会交流を実施するかどうか、どのように面会するかを巡って深刻な争いになることが多くなっている。本来であれば、調査官が、面会について調整するが、調査官の人数が少ないために、なかなか調整作業に関わるができない。そこで、調査官のOBが、NPOを作り、民間の団体として、面会交流についての援助を行っている。また、東京都が、その援助に乗り出した。

これらの動きからすると、最高裁は、社会の家裁に対する期待の高まりに正面からの対応をせず、民間の力を活用しようとしているかのようである。率直に言えば、今が家庭裁判所さらにはわが国の司法にとって歴史的な分岐点かもしれない。21世紀のわが国が、どのような家庭裁判所を持つべきなのか、ここで徹底的に、家庭裁判所の将来構想について国民的な議論をすべきではないか。

2 野田愛子判事の意見

家裁の中に、改革を提言する声がなかったわけではない。亡野田愛子判事は、かつて「小規模家裁での実務経験に照らすと、家裁制度が司法制度に安定的に定着していると言う実感は正直のところない。なぜその実感がわからないのか。全国家裁支部の実情を考え合わせれば一目瞭然である。専任裁判官の配置の困難、施設改善についての現実的制約、調査官活用や事件処理態勢の不均質、家地裁間の職員人事交流の停滞など、家裁制度不安定性を象徴する現象であろう。これらを打開する指標をどこに求めるべきかは、家裁の実務家にとっても、司法行政の任に当たる者にとっても共通の課題と思われる」と書いておられた（「家庭裁判所制度抄論」1985年（昭和60年）1月10日30頁）。傾聴すべき指摘である。専

任裁判官の配置の困難は、支部において顕著であったが、右論文から30年近くが経過した今でも、状況は変わっていない。比較的規模の大きい横浜家裁にあっても、支部の裁判官の多くが地裁と家裁を兼務している。そのため、調停期日に裁判官が立ち会うことは不可能で、調停委員会と言いながら、2名の調停委員のみが立ち会って期日が進行する実状にある。調停が成立する場合でも、不成立で終了する場合でも、裁判官の立ち会いが必要となるが、裁判官が、同じ時間帯に何件もの事件をかけ持ちしているために、長時間待たされることがある。また、専任裁判官が少ないため、少年審判の開廷日は、4支部とも週に1日だけである。

調査官が不足していて、本来であれば、調査官を立ち会わせた方が良いケースでも、立ち会いができないこともある。書記官が不足しているため、成年後見事件の受付事務が、参与員の担当となっていることは、横浜家裁本庁では当たり前になっている。

3 家庭裁判所の裁判官・書記官・調査官の増員

社会の期待に答えるためには、家裁の専門裁判官を大幅に増員すべきである。野田元判事が指摘していたこの点は、最高裁がただちに取り上げるべきであった。ところが、上記論文が出された直後に、最高裁は、家庭裁判所支部の充実どころか、支部と家裁出張所の縮小に舵を切ったのである。今、家庭裁判所の拡充を論じるに当たり、支部における家事専門裁判官の大幅増員と地家裁兼務の解消という提言に耳を傾けるべきである。

すでに述べたように、今年4月から、家庭裁判所の裁判官を20~30人規模で増員した。ようやく、最高裁が重い腰を上げたかと思う反面、全国でこれだけの増員で足りるはずがない。また、少年事件の専門裁判官の増員も必要である。さらに、家事、少年の専門調査官や書記官の増員も必要である。とても、報道された程度の増員では、足りない。さらに、家庭裁判所出張所の新設も必要である。家庭裁判所の抜本的拡充に向けた専門スタッフの大幅増員が必要なのである。

4 家庭裁判所委員会の可能性

審議会の意見書にある「裁判所の運営について、広く国民の意見等を反映することが可能となるような仕組みを導入すべきである」との意見に基づき、地方裁判所・家庭裁判所の運営に広く国民の意見を反映させるため、2003年（平成15年）8月、地方裁判所委員会が新設されるとともに、従来の家庭裁判所委員会が大幅に改組された。裁判所委員会は、このように、地方裁判所・家庭裁判所の運営について広く国民の意見を反映させるために設置されたもので、裁判所の諮問に応ずるとともに、裁判所に対して意見を述べることが

できる。意見を述べる対象は、当該地方裁判所・家庭裁判所の運営一般に及ぶ。

横浜家庭裁判所においては、これを受けて、2003年（平成15年）11月から2012年（平成24年）11月まで、合計22回にわたり委員会が開催された。委員は、裁判所委員が所長を含めて3名、弁護士委員が2名（そのほかに神奈川家事調停協会連合会長の弁護士委員がいる）、検察官委員が1名で、そのほかは学識経験者委員である。各回のテーマは、以下のとおりである。

2003年（平成15年）11月26日

「横浜家裁家事調停委員の任命状況と今後の方針について」

「人事訴訟法に基づく参与員を確保するための方策について」

2004年（平成16年）3月19日

「人事訴訟事件の移管に向けた準備状況等について」

2004年（平成16年）6月18日

「非行少年の状況と少年審判運営について」

2004年（平成16年）11月5日

「子の監護をめぐる諸問題」—明日の子どもたちのために—

2005年（平成17年）5月20日

「非行少年の規範意識の現状とこれを高めるための方策」

2005年（平成17年）11月18日

「明日の家事調停」—よりよい家事調停のために—

2006年（平成18年）5月26日

「成年後見制度の普及と活用」

2006年（平成18年）11月17日

「少年事件における被害者配慮制度について」

2007年（平成19年）5月29日

「裁判員制度について」

2007年（平成19年）11月30日

「家事調停について」

2008年（平成20年）2月15日

「少年審判について」

2008年（平成20年）6月13日

「組織の中での人材育成のあり方について」

2008年（平成20年）11月21日

「横浜家庭裁判所における広報の在り方について」

2009年（平成21年）3月6日

「少年事件における家庭裁判所調査官の役割と保護的措置の取組みについて」

2009年（平成21年）6月12日

「家庭裁判所における家事手続案内・受付の在り方について」

2009年（平成21年）11月27日

「被害者等の少年審判傍聴について」

2010年（平成22年）5月28日

同上

2010年（平成22年）11月26日

「成年後見制度の現状と課題について」

2011年（平成23年）5月27日

「児童虐待について」

2012年（平成24年）2月 2日

「少年事件における教育的措置及び試験観察の実情について」

2012年（平成24年）7月10日

同上

2012年（平成24年）11月28日

「少年事件における教育的措置（追加報告）」「家庭裁判所における面会交流」

裁判所委員会は国民が裁判所に直接意見を言うことができるほぼ唯一の機関であり、これを家庭裁判所の充実のために活性化させるとともに、支部にも設置する方向で拡大していくべきである。

5 家事調停官の可能性と弁護士会の責務

家事調停官とは、5年以上弁護士として仕事をしてきた者から、最高裁判所が任命して、家事調停事件の処理に当たる家庭裁判所の非常勤裁判官のことである（家事事件手続法250条）。週に1回、家庭裁判所に勤務して、調停事件に立ち会う。現在、横浜家裁本庁には、5人の家事調停官が勤務している。すでに述べたように、横浜家裁には家事部に5つの係があり、5人の裁判官がそれぞれの係を担当しているが、2010年（平成22年）の調停事件の新受件数は5,434件であった。1係にならすと年間1,086件にも達する。家事調停官は、その一部を担当して、調停事件の処理に当たっている（2010年（平成22年）弁護士フェスタのパネリストとなった山森弁護士は、その当時の経験をもとに発言しているので、そのディスカッションの反訳をお読みいただきたい）。しかし、それでも裁判官が処理している事件数はきわめて多数であり、調停担当裁判官の増員の必要は大きい。しかし、短時間での増員が見込めないとしたら、横浜弁護士会は、今まで以上に多くの家事調停官を横浜

家裁に送り込まないといけない。

現状では、本庁だけの家事調停官であるが、支部においては、すでに述べたように、専門の裁判官が少ない実状から考えても、支部の家事調停官が必要と思われる。たとえば、川崎支部の2010年（平成22年）の調停事件の新受件数は1,273件であり、小田原支部の新受件数は1,377件である。本庁の1系の担当事件数よりも多い。相模原支部でも、同年の新受件数は999件、横須賀支部622件である。支部だけではなく、後に述べる家裁出張所が実現できた場合には、横浜弁護士会は、それらの出張所にも赴任できるようにつとめたい。

なお、家事調停官の権限は、調停に限られており、審判書きを作成することはできない。しかし、事件数の増加を前に、専門裁判官の増加が難しいのであれば、家事調停官の権限を審判にまで及ぼすことも検討すべきであるし、弁護士会も、その方向の検討をすべきである。

6 3人の調停委員による調停を

家事事件手続法は、調停委員会は、裁判官1人及び家事調停委員2人以上で組織すると定め（248条）、調停は、調停委員会が行うとしている（247条）。ところが、裁判官が少ないため、ほとんどの調停は、調停委員2名が調停を担当し、論点が煮詰まってきたときに、裁判官を含めた評議を行い、成立または不調のときに再度、裁判官が調停室にやってくることになっている。本来は、調停委員会全員が調停室に入るものとして制度は設計されたはずである。家事調停官が、担当する事件で調停室に入るときは3名の調停委員会が当事者に接することになり、本来の姿が実現されることになるが、それでも、同時に数件の調停が行われる実状にあるため、家事調停官も、全ての担当事件の調停室に入ることができない。結果的に、ほとんどの家事調停が2人の調停委員によって行われている。このような状態は改められるべきである。

平成の司法改革は、この点に手を付けることをしなかった。家事調停や審判で難しい判断を求められる事件が増えていることが2011年（平成23年）1月に行われた横浜弁護士会の弁護士フェスタのパネルディスカッション「期待される家庭裁判所」で指摘された。子どもとの面会交流（面接交渉）事件や夫婦間の婚姻費用分担などで熾烈な対立があり、家庭裁判所に指導理念を求めたりする事件が増え、裁判官の負担が多くなっているというのである。そうした中で、「ともすれば面会交流ありきの一本調子になりがちで、個々のケースごとに子どもの最善の利益を考えようとしていない」との指摘が弁護士から聞こえてきたりする。こうした状況は家裁の利用から見ると「利用しやすく、頼もしい」家庭裁判所とほど遠いものと映るはずである。市民の期待に応える家庭裁判所となるためには、法

律の専門家が参加しての3名の調停委員による調停が行われるようにすることである。平成の司法改革で実現した労働審判では、労働審判官(裁判官)1名と労使双方の労働審判員各1名合わせて3名の労働審判委員会が全員期日に立ち会い、制度開始後、大きな成果をあげてきた。迅速で適切な事件処理を求めているのは、個別労働紛争の当事者だけではないはずである。家事紛争の当事者も、迅速で適切な紛争処理を期待しているはずである。労働審判のように3回で家事調停を終えることはできないので労働審判と同じ扱いをすることは妥当ではないが、経験のある法律家が入った調停が持てるようにすべきである。これまで60年以上も放置してきた調停の実状を抜本的に見直し、3人による調停ができるような態勢の強化をすべきである。そのためには、家裁専門の裁判官が多数支部に配置されなければならないし、書記官や調査官の大幅増員も必要である。

7 少年付き添いの全面化と支部での少年鑑別所

(1) 少年付き添いの全面化

少年は、可塑性がある反面、大人のいいなりになったり、本当のことをいえなかったり、間違った事実を訂正できないなど、付添人によるサポートが必要な場合が多く、少年については、逮捕当時から、処分終了まで付添人が寄り添うのが妥当である。

ところが、現在は、被疑者国選該当事件においては、勾留時から被疑者国選弁護人がつくが、非該当事件(在宅事件など)では、私選弁護人がつかない限り、弁護士によるサポートは受けることができない。

しかしながら、付添人が必要な理由は、在宅事件も身柄事件も変わりが無く、また、少年の非行防止の観点からは、重大事件も軽微な事件も、変わりはない。現行法上は、私選を除き、被疑者国選該当事件の場合、家裁送致時に、被疑者国選弁護人は地位を失い、少年は、少年鑑別所送致となるか、釈放となるかの判断を受けるに当たり、弁護士の援助を受けられなくなる。そこで、すでに述べたように、日弁連は、法テラスに付添援助事業を委託し、付添人選任を会員に促してきた。その結果、選任率は次第に上がってきたが、国費による付添人選任を制度化すべきである。なお、2012年(平成24年)9月7日法務大臣は、長期3年を超える罪まで拡大する案を法制審議会に諮問していたが、法制審議会少年法部会は、2013年(平成25年)1月28日、現行の少年法による国選付添人の対象事件を被疑者国選制度と同じ範囲にまで拡大することに賛成するとの意見をまとめた。まずは、その方向での法改正をすべきである。

(2) 支部ごとの少年鑑別所新設

横浜家庭裁判所の4支部における少年審判はいずれも週に1日しか開廷されていない。

そのため、付添人になった弁護士の日程調整が円滑にすまないことが少なくない。付添人の選任率が高くなれば、週に1回の開廷では間に合わなくなるはずである。

少年保護事件については、少年の今後の非行防止には、両親などの家族と面会を通じて、密接に連絡を取り合う必要がある。鑑別所が県内に1ヶ所しかないということは、支部事件で、遠くに両親がいる少年は、面会などが十分できず、また、支部では、少年の調査をする調査官も、なかなか時間がとれず、十分な調査ができない虞れがある。

この現象は、鑑別所が県内に1ヶ所しかなく、押送体制が不十分なため、週に1回しか、押送ができないことによるものと思われる。そこで、鑑別所を各支部毎に設置し、押送に要する時間と手間を省くようにすべきである。

(3) 裁判官、書記官、調査官の増員

弁護士の全面付添人が実現したときは、少年審判の持ち方も弁護士付添人がつかない場合に比べて変わってくるはずである。現状の週に1回の審判開廷では日程調整が今よりもはるかに難しくなる。支部での少年審判の開廷日を今よりも多くすべきである。また、弁護士付添人が付くことで、少年の環境調整に向けた活動が行われ、それを審判日に報告したり提出したり、意見を述べる時間が必要となる。充実した審理を可能とするためには、裁判官、書記官、調査官等の体制の強化が必要である。

8 家庭裁判所の抜本的拡充

すでに述べた家庭裁判所に対する需要の高まりに対し、国は、家裁の機能の一部を民間に委託するようなやり方で対応すべきではない。家事調停・審判事件、少年事件、成年後見事件その他の事件も、家庭裁判所の人的物的拡充によって対応すべきである。

第12

神奈川における家庭裁判所の拡充案

1 藤沢簡裁、厚木簡裁、平塚簡裁への家裁出張所の併設

最高裁判所は、規則によって家裁出張所を置くことができる。そのことは裁判所法が定めている。神奈川県には、1958年(昭和33年)に、戦後できた相模原簡易裁判所に、家裁

出張所が併設された。その後、1994年（平成6年）4月、横浜地家裁相模原支部が新設されて、神奈川県内の家裁出張所はなくなった。しかし、すでに見たように、神奈川県内の人口は増え続け、家事事件も増加してきた。できるだけ身近にあることで家裁へのアクセスを容易にすることができる。横浜家裁小田原支部は、神奈川県域の約半分を占め、自治体の数も18市町村（神奈川県全体では33市町村）と多い。1964年（昭和39年）の管内人口は56万5,657人であったが2006年（平成18年）には122万61人と2.156倍に増えた。同支部の調停事件新受件数は、1964年（昭和39年）182件であったが、2006年（平成18年）には、1,334件と7.32倍に増えた。これは、「神奈川の司法10の提案2010」で指摘したが、1960年（昭和35年）の調停事件新受件数は117件、2010年（平成22年）には1,377件である。この50年で11.76倍に増えたことになる。管内には、厚木簡裁と平塚簡裁が置かれている。県民の身近に家庭裁判所を配置することは、県民にとってよいことである。そこで、われわれは、厚木簡裁と平塚簡裁に家庭裁判所出張所を併設するように提案したい。

藤沢簡裁の管内人口は、2009年（平成21年）には112万3,393人となり、神奈川簡裁、川崎簡裁と並んで、神奈川県下で3番目の管内人口が100万人を超える簡易裁判所となった。藤沢簡裁は、横浜本庁管内の簡易裁判所であるが、管内には、寒川町、茅ヶ崎市、海老名市、綾瀬市、大和市があり、本庁のある横浜市中区には距離的・時間的にもそれなりに遠い。それらの自治体の無料法律相談に家庭問題が占める割合は大きい。また、簡裁民事件数は件数を伸ばしている。藤沢簡裁に、家裁出張所を併設すべきである。

2 簡裁新設と家裁出張所の併設

横浜市北部（現在は神奈川簡易裁判所の管内）は人口増加地域である。神奈川簡裁の管内人口は、2009年（平成21年）には150万1,108人であるが、その北部に当たる青葉区、都筑区、緑区の人口は67万人ほどである。田園都市線や小田急線は東京のターミナルに直結しているが、神奈川簡裁や横浜の地家裁本庁に行くためには、乗り換えをしなければならない。これら地域に住む県民の裁判所へのアクセスはよくない。平塚簡裁の管内人口が約32万人であることを思うと、横浜市北部に新たな簡易裁判所を設置し、家庭裁判所出張所を併設すべきである。

川崎市北部にある麻生区、多摩区、宮前区の人口は約80万人である。この地域の県民が、同市の南にある横浜地家裁川崎支部に行くため交通アクセスも良くない。川崎市北部にも新しい簡易裁判所を設置し、家庭裁判所出張所を併設すべきである。

第13

どうしたら家庭裁判所の拡充を実現することができるか—地域司法充実基本法

1 家庭裁判所予算の大幅増額

戦後のわが国は、日本国憲法の下、家庭裁判所を新設して以降、支部以外の地域にも家裁出張所を設置し、拡充してきた。前述した野田判事の意見（1985年（昭和60年））などに基づき、引き続き、家裁の充実を図るべきであった。ところが、バブル崩壊直前、国は、簡易裁判所の統廃合と家裁出張所の廃止、地家裁支部の統廃合を行い、多くの家庭裁判所支部と家裁出張所を廃止してしまった。「失われた20年」が過ぎ、未だ、わが国は、デフレのただ中にあり、経済成長を見込むことは容易でない。高齢化と人口減少が急速に進む社会の中で、家裁の役割はかつてないほどに大きくなっている。その役割を果たすためには、前段で述べた、多面的な家裁拡充策を行うことが必要である。そのためには、大幅な予算増が必要である。

すでに、2001年（平成13年）の審議会意見書が末尾で述べていたように、裁判所の体制強化には、予算の増加が不可欠である。ところが、この間、裁判所予算は、裁判員制度の準備のために増加した時期を除くと、2007年（平成19年）以降連続して減少し、2013年度（平成25年度）は、前年に比べると約158億円もの減少となり、長いこと維持してきた3,000億円を下回った。

しかも、裁判所の予算要求額が減少しているのはどういうことであろうか。最高裁の予算請求が、社会の期待に答える姿勢に立って行われているとは思われないのである。このことは、下記の表を見れば明らかである。

【裁判所予算概算要求額と予算額の推移（一般会計）】

	要求額 (単位：百万円)	予算額 (単位：百万円)	国家予算歳出総計 (百万円)	裁判所の占める 予算比率
2002年(平成14年)	308,571	317,104	81,229,993	0.39038%
2003年(平成15年)	300,250	317,832	81,789,078	0.38860%
2004年(平成16年)	300,736	315,444	82,110,925	0.38417%
2005年(平成17年)	300,032	324,983	82,182,918	0.39544%
2006年(平成18年)	313,298	333,106	79,686,024	0.41802%
2007年(平成19年)	335,582	330,394	82,908,808	0.39850%
2008年(平成20年)	333,920	327,581	83,061,340	0.39438%
2009年(平成21年)	332,900	324,733	88,548,001	0.36673%
2010年(平成22年)	328,290	323,178	92,299,193	0.35014%
2011年(平成23年)	322,600	320,027	92,411,613	0.34631%
2012年(平成24年)	319,200	314,665	90,333,932	0.34834%
2013年(平成25年)	303,800	298,878	92,611,500	0.32272%

(財務省HPより) (財務省HP + 裁判所HPより) (財務省HP + 弁護士白書より)

この12年、横浜弁護士会は、裁判官・検察官の大幅増員等を求めて運動を展開してきたし、とりわけ、2010年(平成22年)には『神奈川の司法10の提案2010』を発表し、すでに述べたように、藤沢簡裁、平塚簡裁、厚木簡裁に家庭裁判所を併設すること、横浜市北部、川崎市北部に簡易裁判所と家裁出張所を新設するように訴えてきた。家裁出張所の新設は、最高裁判所の規則を改訂すれば実現することであるが、家裁出張所を新設すれば、人的物的な整備のための予算が必要である。それを予算化するためには、裁判所が家裁の拡充を中長期的な事業として位置づけ、内閣に予算請求する必要がある。が、上記裁判所予算の推移を見れば、残念ながら、最高裁には、家庭裁判所の拡充を事業として計画・立案・実行していく意欲が感じられない。

2 どうしたら家庭裁判所予算を増やすことができるか

こうした実状を直視すると、弁護士会が、家庭裁判所や高等裁判所、最高裁判所に向かって、地域司法の充実を訴えるだけでは、残念ながら、裁判所予算の大幅な増加は実現しないというべきである。本書で述べた家庭裁判所の抜本的な拡充は、主権を有する国民にとってよいことであり、少子高齢化社会に突入したわが国のあり方に関わる喫緊の課題である。大きく問題を市民・国民に提起し、国民的な議論を起し、家庭裁判所の抜本的な拡充を国民的合意としていくべきである。

家庭裁判所出張所は、最高裁判所の規則事項である。最高裁判所が、規則を変えれば、家裁出張所を増やすことができる。ところが、最高裁は、家裁出張所の増設に向けた規則変更をしようとしなない。そこで、地域における家庭裁判所等の裁判所の拡充を目的とし、その事業に必要な国家予算を支出することを盛り込み、その事業計画を立案し、実行する組織を作ることなどを内容とする司法基盤整備のための基本法、たとえば地域司法充実基本法を制定すべきである。この点、芦部「憲法」4訂版（東大出版会）は、「憲法77条の規則事項は法律でも定めることができる」、「規則制定権の範囲の事項について」法律と規則が競合的に制定された場合、両者が矛盾するときの効力関係については争いがある…規則優位説も有力であるが…憲法41条の趣旨に照らして、法律優位説が妥当とされよう（通説）」と述べる（336頁）。兼子・竹下法律学全集「裁判法第4版」有斐閣も同旨の立場をとり、「裁判所が固陋独善の態度を採って、国民一般の便益を省みないような場合の是正を法律に留保する必要がある。例えば、仮に国民の利便を考慮して、簡易裁判所は夜間開廷をしるという法律が制定すれば、裁判所もこれに従うべきである」という（124頁）。司法行政権は最高裁を頂点とする裁判所が行使することは認めるが、最高裁が、裁判所の配置や裁判官の配置を怠り、国民の裁判を受ける権利が実質的に制限されるような場合、国（内閣、国会）は、国民が裁判所を利用しやすいように司法基盤の充実を目的とする基本法を制定することは憲法上可能であり、それを目指してはどうかと考えるのである。

3 社会の安全と家庭裁判所

家庭裁判所の大幅拡充の必要性を、社会に向かってどのように訴えるか。「安全安心な社会づくり」は、歴代の内閣の共通の関心事となってきた。そこから、警察力の強化や防犯カメラの設置などが行われてきた。しかし、「安全安心な社会づくり」を真剣に考えるのであれば、家庭裁判所の拡充を国家目標の1つに据えるべきである。

刑事重大事件の背景に、夫婦や親子関係における紛争や遺産相続を巡る紛争のもつれのあることが少なくない。少年事件で保護処分を受ける少年の少なくないケースが、離婚家庭であったりする。家庭内紛争の多くを家裁が扱い、調停事件を丁寧に処理し、解決することで、刑事事件になることを予防できれば、社会の安全安心に寄与することになる。非行を行った少年の環境を調整することで、非行の再発を防ぐことができれば、やはり、社会の安全安心に寄与することになる。これまでも、家庭裁判所は、家庭内の紛争や親族間紛争を適切に解決し、刑事重大事件につながりかねないリスクを未然に防いできた。家庭裁判所は、「安全安心な社会づくり」に寄与してきたと言えるが、家庭裁判所が身近にないために、また、広報が行き届かないために、その利用が十分でなかった面がある。家庭裁判所がもっと利用しやすいものとなれば、司法は、「安全安心な社会づくり」にこれま

でよりもさらに大きく寄与することになるはずである。

少年事件を適正に審理し、少年の更生を図ることは社会の安全という観点からだけではなく、「未来を託す子どもたち」の育成を社会が援助するという趣旨からも良いことであり、家裁送致後の少年すべてに、国費で付添人を付けるようにすべきである。

すでに述べたように、高齢化社会に移行しつつある今、認知症高齢者の増加と成年後見の件数の増加は必至である。高齢化社会に対応できる国づくりは喫緊の課題であるが、家庭裁判所の拡充は、その柱に据えられるべきである。「安全安心な社会づくり」を目指すのであれば、家庭裁判所の拡充を決断し、その人的物的整備に必要な予算措置を講じることができるよう、地域司法充実基本法を制定し、国として、その拡充の事業計画を作成し、実行に着手すべきである。

4 まとめ

神奈川県や3つの政令市及び県下の市町村には、神奈川県下の家庭裁判所の拡充を求める決議を挙げていただきたいし、県下選出の国会議員にも動きを強めていただきたい。また、県下のジャーナリズムも論陣を張っていただきたい。横浜弁護士会は、神奈川県内に法律事務所を持つ弁護士全員で構成する弁護士会として、日弁連、関弁連と連携して最高裁判所を説得しつつ、内閣に対して、国の事業として横浜家庭裁判所および全国の家庭裁判所の拡充を行うようさまざまな取り組みをしていく所存である。

資料

弁護士フェスタ 2011
「期待される家庭裁判所」
反訳文

弁護士フェスタ in KANAGAWA 2011

パネルディスカッション

「期待される家庭裁判所」

開催日時 2011年(平成23年)1月30日(日)

場所 横浜市開港記念会館講堂

パネリスト

棚村 政行 早稲田大学大学院法務研究科教授

山口美智子 社団法人家庭問題情報センター主任研究員、もと家庭裁判所調査官

浅川 修一 川崎市健康福祉局高齢者事業推進課課長

山森 良一 弁護士 もと横浜家庭裁判所家事調停官

間部 俊明 弁護士 横浜弁護士会地域司法計画委員会委員長

司会

本田 正男 弁護士 横浜弁護士会人権擁護委員会副委員長

資料



- 本田 本日のテーマは「家庭裁判所」ということでございまして、一流のパネリストの皆様方にお集まりいただいております。まずは最初に名刺がわりといただきますか、それぞれのお立場、家庭裁判所とのかかわりなども含めてご説明いただければと思っております。

最初はまず、本シンポジウムの企画の言い出しっぺでもあります間部弁護士にお願いしたいと思っております。



事件数が増えている横浜家庭裁判所

- 間部 横浜弁護士会には、地域司法計画委員会という委員会がございます。霞が関で議論されていることではなく、我々が住んでおります地元、地域で司法がどう動いているか、あるいは市民、県民の方から司法がどう受けとめられているかというあたりを出発点にしまして、現実の司法のあり方を検証して提言をしている委員会でございます。

2002年（平成14年）と2009年（平成21年）に、神奈川県下の国会議員、県議員、市町村会議員に対して司法アンケートをやりました。そして2005年（平成17年）から県下の自治体に時の弁護士会執行部と一緒に「お邪魔」しまして、議会の議員さんと懇談会を重ねてきました。自治体によっては議員さん全員が出席され、川崎市などもとても多く、全会派の議員さん方に出席していただいて、我が町から見た司法という鋭い指摘をいただけてきました。それらを参考にしまして、神奈川県がどう変わるべきかということについて「神奈川の司法10の提案2010」（以下「10の提案」と言います）を昨年12月の横浜弁護士会の常議員会で決議してもらいまして、パンフレットを作成し、お披露目をする場が今日の弁護士フェスタということになります。

私たちは、「10の提案」の中で、家庭裁判所をもっと作ろうと提案しています。なぜ、私たちが家庭裁判所に注目することになったか、と言いますと、それは横浜家裁の事件がとて増えていることに気づいたからなのです。2002年（平成14年）から2009年（平成21年）までの調停事件（乙類と乙類以外の調停）新受件数（日弁連が最高裁から入手した資料に基づく）は一貫して増えています。東京と並ぶ大規模庁である大阪家庭裁判所の調停事件の新受件数ですが、大阪家裁は、途中までは横浜家裁より多かったけれども、2006年（平成18年）から逆転して、

2009年（平成21年）まで、横浜家裁の方が多くなっています。また、東北地方6県の家庭裁判所の調停事件の新受件数は、2006年（平成18年）までは横浜家裁の調停事件の新受件数よりも多かったのですが、2007年（平成19年）からは、横浜家裁の方が多くなっています。



2009年（平成21年）の横浜家裁の本庁と4つの支部を併せた調停事件の新受件数は1万55件ですが、そのうちの5,749件が、横浜家裁本庁の新受件数です。これを5つの係、5人の裁判官が担当します。単純に見てみると裁判官1人あたり1,149件です。各係には、弁護士がつとめる家事調停官が1人ずついるので、ある程度の件数を担当していますが、各係の裁判官が担当する新受件数は年間1,000件以上になります。これは大丈夫なの？と思うくらいの数字です。今日は家事調停官をつとめておられた山森さんがパネリストになっておられますけれども、大変多い件数を、横浜家裁は処理している。横浜家裁をもっと強化しないとイケないのではないかと、これからのディスカッションの中で議論していきたいと思っています。

- 本田 では続きまして、棚村先生に今日のご登壇いただいておりますので、長年家事問題の多面的な分野にわたって、特に家庭の問題、両性の問題に取り組んでいらっしゃる棚村先生の立場から、家裁についてご発言いただきたいと思います。

全国的にも増えている家事事件

- 棚村 早稲田大学の棚村でございます。私は民法の研究をしたり、あるいは学生に教えたりしているんですけども、その中でも特に家族法を専門にさせてもらっています。それから横浜家庭裁判所にも時々お邪魔するときがあるんですけども、東京家庭裁判所の調停委員と参与員をもう15年ぐらいさせていただいております。ですから研究教育という傍ら、実際に家裁の現場での調停ということを通して、現場でどういう問題が起こっているかということにも触れさせてもらっているということでございます。

先ほどもお話がありましたけれども、神奈川の家庭裁判所での事件数というのはかなりふえています。全国の家庭裁判所の家事事件総数の2009年（平成21年）の新受件数が約80万件という形で、史上最高を記録しているぐらいに事件数はふえてきております。

これもざっと見ていただきますと、事件の種類とか、どのような事件が増えているかという、審判という、裁判所が後見的な立場で判断をするという非訟的な裁判です。訴訟によらないで判断を下す事件というのは、やはり子供の氏を変えるとか、離婚をした後、お母さんと暮らしているんだけど、子どもの氏が違うのでそれを変えるというような事件とか、相続の放棄の事件とか、成年後見関係の事件がふえております。



あとは乙類という、お互い同士に争いがあるような事件については、お子さんの問題とか、別居をしているんだけど生活費が足りないというようなことで請求する事件がふえてきております。調停の事件というか、話し合いで裁判所が間に入って解決する事件数もふえております。そして人事訴訟という形で、最終的に2004年（平成16年）からは地方裁判所ではなくて家庭裁判所が、家庭の問題で話し合いがつかないときに判断をする、判決をするという事件も1万件を超えております。こういう中で家庭の事件について、今日は横浜のフェスタでもって、家庭裁判所が現状、どのような役割を果たして、これからどのような役割を期待されているか、ほかの先生方と一緒に、それぞれの立場でお話をさせていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

- 本田 ありがとうございます。引き続きまして、家庭問題情報センターから山口美智子先生に来ていただいておりますので、お話をいただければと思います。長年、家裁調査官としてご活躍で、現在は家庭問題情報センターでお子さんの面会等の問題に、主体的に取り組んでいただいているということでございます。よろしくお願いたします。

面接交流に取り組んで—私の原点

- 山口 家庭問題情報センターから参加させていただきました山口でございます。40年弱、家裁調査官をしましたが、その後現在は調停委員をさせていただく傍らで、「家庭問題情報センター」という組織で、家族問題、特に面会交流援助や養育費の問題の相談、研修など、子どもの問題にかかわらせていただいております。

「家庭問題情報センター」についてご紹介させていただきますと、元家庭裁判所調査官が在職中の経験を社会に還元したいという思いから、賛同していただ

く法律家や臨床家、家裁の調停委員の方々等に加わっていただいている団体で、ご夫婦間、家族・親子間の悩みごとなどの相談援助をしたり、研究・情報発信をしている団体です。池袋に事務所がございますが、何せ主として会員の寄附に頼っている団体ですので、運営は楽ではございません。



今日は私が課題としている離婚後の子どもに関する紛争、親権や養育費の問題、面会交流の話題を中心に、実務経験からお話しさせていただいて、議論に加わらせていただけたらと思っています。

まず、私の子どもに関する問題の最初の鮮烈な体験をお話させていただきます。昭和40年代後半、私自身が若手の調査官のころですが、そのころというのは、1964年（昭和39年）に初めて面会交流を許可する審判例が出た直後で、まだまだ紛争性の高い事例では、両親の葛藤が激しい場合は面会交流を実現させるのは子どもにかわいそうなのではないか、負担が多過ぎるのではないかとの考え方が主流の時代でございました。そのころに父親から、「調停で決めた面会交流を実現するように履行勧告してほしい」という申し出があり、それを担当したことがあります。お母さんにいろいろな形で勧告いたしましたけれども、お母さんは「子どもが嫌がっている」というばかりで応じてくれませんでした。お父さんは「そんなはずはない、お母さんがそう吹き込んでいるんだ」と繰り返して、私（調査官）に、「自分だけで行くともめるばかりだから、調査官、一緒に門口まででいいからつき合ってくれ」と。仕方なく母親の了解を得て、お父さんとともにお母さんのうちを訪ねたんです。お父さんが玄関口から子どもに呼びかけて、しばらくして出てきた当時4、5歳の坊やに「一緒に行くか」と声をかけると「うん」と答えて、結局、お母さんが仕方なく出かけることを了解、夕方までに連れて帰るという約束で、お父さんが子どもを連れて出かけました。母親と見送りをしましたが、そのときの子どもの楽しそうな元気そうな声は、今でも忘れられません。翌日、お母さんから「ちゃんと帰ってきました。これからも会わせます」という連絡がありました。この経験が今の私の離婚後の親子間の問題を考える原点になっている、そんな気がいたします。

それから30年、子どもの数は少なくなって今では、離婚の争点は親権中心であると言われ、面会交流の認識の変化もあります。しかし、もともと一緒に暮らせなくて離婚なされたご夫婦ですから、調整は容易なことではございません。

家庭問題情報センターでは、自力で面会できないご夫婦・親子・両親への援助

をさせていただいていますが、立会うたびごとに、子どもにとって、回数が少なくとも時間が短くとも、離れて暮らす親との充実した時間を持つことは、何物にもかえがたいものだと実感しています。

いろいろな問題がありますが、本当に両親双方に気遣いをする子どもさんの様子を見てみると、胸が痛くなります。私どもがFPIC（家庭問題情報センター）でお手伝いをしているケースというのは、お金を払ってまで実現を求めておられる、いわば葛藤の多いご家族ですから、なかなか大変です。ただでさえ日本では、離婚後の夫婦が子どものためであれ、行き来したり協力し合うという習慣がございません。子の父母（元夫婦）のサポートがこれからの課題ではないか。離婚後の子どもさんの福祉に向けて何ができるかということ、これから一緒に考えていきたい。そんなふうに思っております。よろしくお願い申し上げます。

- 本田 ありがとうございます。お子さんの問題は非常に厳しい問題ですよ。またご発言いただければと思います。

続いて、川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課課長の浅川さんでいらっしゃいます。私自身も川崎の弁護士なので、いつも一緒に成年後見の問題等に取り組んでいるのですが、家庭裁判所の一つの大きな活動の領域として、近年は成年後見制度の活用の問題などがございます。そのような観点からご発言いただければと思います。よろしくお願ひいたします。

市長申立の成年後見に関わって

- 浅川 私は、川崎市役所の健康福祉局高齢者事業推進課長の浅川と申します。私のおります高齢者事業推進課では、特別養護老人ホームの整備あるいは介護保険事業者に対する指導なども含めまして、川崎市における高齢者施策の総合的な計画の推進を行っております。その中でも近年、認知症高齢者の問題が大きくクローズアップされておまして、その生活支援や権利擁護施策を重要なものの一つとして掲げているところでございます。



川崎市の概要ということでお話をさせていただきます。川崎市の2010年（平成22年）10月の人口は141万人ぐらいで、高齢化率は16.59%となっています。全国の高齢化率が今23%ぐらいでございますので、それに比べると比較的若い都市

だということができます。しかし、市内の人口構成、人口ピラミッドを見ますと、今後、急激に高齢化が進むということが予測されています。

また障害者人口は4万6,000人ぐらいですが、これは障害者手帳の所持者数です。身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳というものがございしますが、これらを合計した数でございます。このほかにも発達障害者等を含めるとさらに相当数の方がいらっしゃいまして、これからも増えていくことが推測されているところでございます。そのようなことから、権利擁護の基盤整備が急務であるということで、成年後見制度の利用促進、普及啓発につきまして、重要な課題であると認識しているところでございます。

川崎市における成年後見制度に関する取り組みといたしまして、成年後見制度は通常、親族が申し立てを行うということでございますけれども、身寄りのない方などが制度の利用が必要なときには、行政機関として市長が申し立てを行うというようなことがございます。市長申立件数ですが、川崎においては57件ということでございまして、政令市では高齢者の人口比率でトップということになっております。ちなみに横浜市は56件でございました。それから成年後見制度利用支援事業でございしますが、これは低所得者等に対する精神鑑定費や後見人等への報酬の助成ということで、事業を実施しております。

それと家裁とのかかわりについてでございますが、市長申立も、さらに高齢者虐待等で早急に対応が必要なケースであるとか、あるいは財産保全が必要なケースにつきましては、家庭裁判所の書記官や調査官に相談して、連携を取りながら対応しているケースもございます。また、川崎市では、成年後見制度の円滑な運用や課題検討を目的といたしまして、弁護士会さんをはじめ各士業の先生方や横浜家庭裁判所川崎支部の書記官・調査官にも参加していただきまして、川崎市成年後見制度連絡会を2007年(平成19年)度から開催しております。家裁の調査官の方には、この連絡会が行う制度の普及啓発に関するシンポジウムのパネリストをお願いしたり、成年後見制度に関する研修の際の講師としてご協力をいただいているところでございます。この連絡会も他都市にはないものでございます。ちょっと自慢めいた話が多くて申しわけございませんが、以上でございます。

●本田 ありがとうございます。

では、一巡目の終わりに、山森先生にご発言いただければと思います。山森先生はもともと弁護士として、代理人の立場で家裁を利用されていたわけですが、その後、横浜家裁の本庁で、4年間にわたって非常勤の調停官、いわゆるパートタイムの裁判官として勤務されたご経験をお持ちです。いわば家庭裁判所の内と外から両方見てきたご経験などをお話しいただければと思います。よろしくお願

いたします。

家事調停官から見た家庭裁判所

- 山森 はじめまして、山森と申します。弁護士15、6年目なんですけれども、4年ぐらい前、ある日あるとき、どなたかから「家事調停官になってみないか」という話がありまして、昨年の秋まで2期4年間、させていただきました。といっても、家事調停官というのは何なのか、余りよく知らない方も多いのではないかなと思いますので、簡単にご説明させていただきますと、弁護士経験が5年以上で、週に1回ぐらいなんですけれども、その家庭裁判所で調停委員さんお二人と一緒に調停委員会を構成し、調停します。



職業裁判官と違うところは、審判権を持っておりません。ですから最終的な審判になる遺産分割とか、そういった事件は余り担当させていただいていませんでした。ですから夫婦関係の調整、特に離婚事件に関しては専ら担当させていただきました。

非常勤裁判官の一日のことをご説明させていただきますと、私の場合は水曜日だったんですけれども、週1日裁判所に行きまして、9時20分か30分ごろから5時半ごろまでずっと勤務いたしまして、それで数件ぐらいの事件を割り当てられて、その事件について毎回入って、調停委員さんとお話をして、調停をさせていただきました。

家裁で仕事をさせていただく前は、率直な話、家庭裁判所に特に関心を持っていたわけでもありませんし、余りよくわからないところだったんですけれども、実際に4年間入らせていただきまして、本当にいろいろ家裁の方の勉強をさせていただきましたし、特に調停委員の先生方には本当にいろいろな意味で勉強させていただいたなと思います。

ただ他方において、今の家裁の大変な状況を考えると、もっと事件処理をよくする余地がなくはないかなというふうな感じもちょっといたしておりまして、少しでもよい家庭裁判所を実現するために努力できたらというふうに思っております。

- 本田 ありがとうございます。一巡させていただきましたけれども、一言で言って

しまえば家族の問題ということなのかもしれません。非常に幅広い、深い活動をしているという家庭裁判所の活動の質と量がわかったような気がいたします。

ここから本格的に議論を始めさせていただきたいと思います。もともと家庭裁判所は非常に若い裁判所だと思うんですけども、そもそもの成り立ちあたりから、簡単にその理念をご説明いただけますでしょうか。間部先生、お願いいたします。

家庭裁判所が目指したもの

- 間部 裁判所法という法律に基づいて家庭裁判所は設置、運用されているわけですが、家庭裁判所についての条文は31条の2から5までです。ということは、戦後、裁判所法ができたときに、いきなり家庭裁判所ができたわけではありません。当初は、地方裁判所の支部だったらしいです。今思うと「えっ」という感じだと思いますけれども、家事審判所という形で、地裁の支部というような形で1年間ぐらいあった。で、それでいいのかという議論があって、1949年（昭和24年）に家庭裁判所の設立になるのですけれども、GHQの法務担当のスタイナーという人が、「家庭裁判所の活動の主たる目的は、日本人の家庭生活を現実に民主的なものにするため、大いに貢献することである」ということを言っています。これは「戦後の司法制度改革」（成文堂）という本の中に紹介されています（第4編「家庭裁判所制度の改革—設立前後の動きを中心に」芳賀雅顯213頁）。日本の民主化、これは憲法がまず変わるわけですが、それとともに家制度の解体というのがあって、それを手続的にどうするかというところで法律もできるわけですが、家庭裁判所にたどり着くまでにいろいろな議論があった。ようやく1949年（昭和24年）に家庭裁判所ができる。そのときに、私はこれはすごいと思うんですけども、「家庭に光を、少年に愛を」というスローガンを掲げました。今の裁判所で、社会に向かってスローガンを掲げている裁判所があるでしょうか。これは家庭裁判所の意気込みを感じるスタートの言葉だと思います。

それを裏づけるように、今日ここに裁判所時報の1950年（昭和25年）12月20日のコピーを持っているんですけども、最高裁判所は、家庭裁判所出張所設置規則を1950年（昭和25年）につくります。そこで全国で34カ所の家裁出張所をつくります。つまりこの時点で見ると家庭裁判所の本庁、それから支部というものがもうできている。できているんだけど、日本の家事問題を扱うためには、それだけでは足りないかと最高裁が考えたんですね。で、出張所をつくりま

しょうということで34カ所つくった。先ほどの「家庭に光を、少年に愛を」というスローガンの実践をしたと言えるだろうと思います。その後、最高裁はどんどん家裁出張所をふやしていきます。幾つになったかということ、全国で96までふえました。神奈川県でいくと、相模原に家裁出張所ができました。

それが暗転するのが、昭和の最後の年に行われた簡裁の統廃合と1990年（平成2年）の地家裁支部の統廃合による家裁つぶしです。簡易裁判所がなくなると、そこに併設されていた家裁出張所もなくなる。地裁支部がなくなると、そこに併設されていた家裁支部もなくなる。41の家裁支部が廃止されたのですが、それでは困るということで20だけは家裁出張所をつくろうということになりましたけれども、そこでは受付業務ぐらいで、実際の調停や審判をやらないところがほとんどということで今に至っている。つまり、戦後出発のときの最高裁は身近な司法ということを考えて、日本の隅々まで家裁の理念を及ぼそうということで動いて96までふやしていった。それがつぶされてしまっている。

先ほどは、横浜家裁の調停事件数が増えていることをお話ししましたが、棚村先生が指摘されたように、調停だけではなく、家事事件総数が全国的に見ても、毎年増えており、高齢化社会が進むにつれて、成年後見審判を含む家事事件は今後もなお増加すると思われます。社会の家庭裁判所に対する期待は、いよいよ大きくなるばかりだと思えます。

社会の中で家裁に期待するものもふえているのだとしたら、もう一回、家裁の当初の理念というものを高く掲げて、この理念を、家庭が変わってきているいろいろな問題を抱えるようになってきている「今という時代」に生かすような家裁のあり方を議論するとともに、身近な家庭裁判所をもっとたくさん作るべきではないかと考えています。

- 本田 ありがとうございます。ではその理念を肉づけする具体的な動き等について、ぜひ棚村先生に具体的な事件数等もご紹介いただきながら、よろしくお願ひしたいと思えます。

家事紛争の多様化と増える家裁の負担

- 棚村 今、こういうような戦後の改革の重要な時期に、家庭裁判所は少年事件と家庭事件を統合して、新しい形でもって裁判所という、近寄りがたいような部分があるところを、もう少し福祉・サービス・教育という機能を果たしていこう、人間関係の調整をしていこうということで出発したわけです。ただ、現代の社会の状

況とか家族の形とか、中身が相当大きく変わってきているわけです。

家族の規模が非常に小さくなってきています。2009年（平成21年）の平均世帯人員というのは2.52人で、戦後間もなくというのは5人ぐらいが都市部では一家族の平均でありました。子どもの数もやはり3人とか4人とかという、そういう形でいたわけですけれども、少子化ということで、最近は少し回復したんですけれども、生涯で平均的に女性が子供を産む合計特殊出生率が1.36人ということで、大きく2人を割り込んでいる。先ほども川崎の担当の方からも話がありましたが、高齢化というのもほかの国と比べると非常にものすごいスピードで進んでいるわけです。

それから結婚ということについても、カップルは割合とシングル志向が非常に高まってきていまして、結婚はしたいんだけど別にそんなに急がなくていいという、愛情重視というんですか。かつては「もうそろそろ年だから」とか「クリスマスケーキ」とか何か言われて、「25歳を過ぎると売れなくなる」とか、何かそういうようなことも言われたような時代とは随分変わってきました。しかも離婚件数も、ここでちょっと見ていただくとわかりますけれども、2009年（平成21年）度は25万3,353件です。最近では25万件ぐらいの離婚がやはりありまして、そしてできちゃった結婚ですね。家裁で私が事件なんかやっていると、離婚自体に対しては結構あっさりしているのです。4組に1組ができちゃった結婚ですから。要するに「この人とどうしても一緒にになりたい」という形よりは、「できちゃったからまあしょうがないかな」みたいな形で。ところが子どもができてお金の問題もかかると、大変な紛争になってくるということでもあります。

離婚について言いますと、25万3,000件ぐらいの離婚について、協議離婚という、役所に離婚届を出すという簡単な手続のものが87.9%、約88%です。家庭裁判所にかかわって調停でもって成立をするのが9.7%です。そしてそこでもだめで、結局は判決や和解ということで、和解離婚というのが1.3%。そして判決離婚というのは、もめてもめて最後は裁判官の判断にゆだねるとというのが1%ぐらいです。ですから、ある意味で家庭裁判所の役割というのは非常に大きいわけです。

そしてちょっと先ほどは紹介できなかったんですが、最近、私たちが事件を見ても、熟年離婚や中高年離婚という、要するに結婚20年以上のベテラン夫婦が離婚するということが多くなってきています。むしろ男性のほうが、「何で家庭裁判所に呼ばれるんだ」と言うんですが、実情をよく知らない。今、婚活というのも就職氷河期ですから、年ごろの女性たちにとっては就活と婚活というぐらい、いい人を見つけて、できれば安定した生活を夢見たいみたいなのが

あるんですね。

ところが離活というのが、今、はやっています、いわゆる離婚活動というんで、ほとんど夫は全く気がつかない状態の中で着々と準備が進められて、この人と別れたときに退職金が幾ら入って、年金が幾らもらえるんだらうかというので、年金の按分割合を求めるといふ審判、調停事件が、前の年より1.5倍ぐらいふえているのです。

ですから着々と、もうこんな人と別れてもある程度何とか生活が成り立っていくのであれば捨ててしまおうみたいな感じで、私も事件をやっていると男性のほう泣き出したりなんかして、「おれを捨てていくのか」みたいな感じなんです。そうすると、「本当に30年疲れた。私は私の人生を見つめ直したい」みたいな。お宮と貫一だと、全く逆のポーズですよ。家庭裁判所のところで「もうついてこないで。しつこいわね、あなた」と言われて、泣きながら「これからどうしたらいいんだらう」みたいな。ある意味では男女の共同参画というのは実現をしつつあるわけで、まだ足りないんですけども、女性のほうもそれなりの覚悟と自分たちの人生設計みたいなことをやってくる。そういう中で、話し合いでもって問題の解決を探っていくわけですけども、結構、深い溝なんです。

「要するに、愛情とか夫婦なんていうものは、一緒にいることでできるんだ」という、朝日新聞の2009年（平成21年）12月の調査なんかを見ても、男性というのは結構、若い人たちでもそういうような感覚なんです。ところが女性のほうは圧倒的に、お互いの努力、配慮、そしてお互い自身が気遣い合う。それから目標を持って、きちっとお互い対等な立場で協力し合うんだという、こういう結婚観というかパートナー観を持っているわけです。

そういう中で、男性のほうはどうもそういう意味ではちょっとあぐらをかいだり安心したりというようなことで、夫婦のきずなや信頼関係、コミュニケーションをおろそかにして、後でどんでん返しが起こっております。国際結婚とかそういう国際化、グローバル化も進んでいます。児童の虐待の件数も2009年（平成21年）で4万4,210件という非常に高い割合でもって、子供たちの悲惨な出来事が報じられるということが後を絶ちません。

それからDVの問題もあります。それからある意味では、高齢化が進んできたときに、高齢者の虐待ですね。家族が介護に疲れてついつい、これもびっくりするんですけども、言葉も言えない寝たきりの状態になって、つねった後がいっぱい出てくるとか。そうすると僕らはそれを見ると「かわいそうだな」と思う反面、「この人の人生は、ある意味では死ぬ間際に何か仕返しされているのか」なんて思うときもあるぐらい、非常に家族の中で介護の負担があったり、歴史が

あったり、そういうような中でこういうことが起こって、ある意味では、それから川崎でもあったと思いますけれども、100歳以上で住民票がないという不明高齢者の方ですね。今、法務省では戸籍の整理をし始めていますけれども、なぜこんなことが起こってくるんだらうかと信じられないようなことが起こってくる。そして生殖補助医療とか代理出産とか、それから性同一性障害の方たちが結婚してAIDで生まれた子供は、結婚によって生まれた子どもかそうでない子か、いろいろな問題が、山口先生も先ほどおっしゃっていたお子さんの面会交流とか親権とか監護とか、こういうことを子育てや会うか会わないかというようなことをめぐっても、大変激しい争いが起こったりしています。

こういう問題について、本当に家庭裁判所の負担は、事件数はふえていくわけですけれども、施設も人も場所も非常に限られている。そしてFPICのように、本当にボランティアのような形で民間のいろいろな支援をしてくださるところをもう少し強化していかなければいけないのではないかとということが、やはり現状から私たちが考えなければいけない問題のような気がします。

- 本田 ありがとうございます。FPICという言葉が出ました。耳なれない方も多くいらっしゃるかもしれませんが、家庭問題情報センター、Family Problems Information Centerの略称です。ちょうど親子の問題が出てまいりましたけれども、この点について特に山口先生のほうでいつもご経験されているところがあるかと思いますが、家裁の役割と絡めましてお願いいたします。

増える面接交渉事件と事案の複雑化

- 山口 今もたくさんお話がございましたが、家庭裁判所で扱う事案の中で一番のメインなのが離婚、その中でも最大の被害者というのは子どもさんでございまして、離婚はやむを得ないとしても、その子どもさんの福祉にどう対応できるかというのが、家裁の喫緊の課題であろうと思っております。子どもに関する事案の変化、増加、熾烈化について、統計と私の実務体験から、少しお話しさせていただきます。一番数字的にわかりやすいのが、家裁の子の監護に関する処分（別居中の子ども監護者の問題や面接交渉、養育費の問題など）事件なので、司法統計年報から、1998年（平成10年）と2008年（平成20年）の対比をさせていただきました。

子の監護に関する処分（調停）事件の新受件数では、約10年間で1.89倍です。一般の本体のほうの夫婦関係調整事件の増加が約1.02倍ですから、子どもに関する事件の増加は顕著です。その中でも離婚紛争中の監護者の指定、それから面接

交渉事案が3倍を超えていますし、一つ間違うと奪い合いになりかねないような事案もふえ調停では話がつかず、審判しなければならない事件も20%を超えているという、そんな状況にあります。

棚村先生のお話にもございましたが、子どもの数は減り、1人の子どもに4人の祖父母、それからこのごろはイクメンと言って男性の本気の養育主張、それと女性のフルタイム労働の増加というようなこともあって、問題は非常に複雑化している。争いが熾烈になるのも当然だろうというふうに思います。

ただ、子どもの事件の難しさというのは、長引く審理の間に子どもの成長や事情の変化があることです。紛争のただ中の子どもさんは、片方の親とは全く会えないこともありますし、親御さんが意図するかしないかにもかかわらず、その紛争のストレスを一心に受けている。片親引き離し症候群などと相手を攻撃し、泥沼化することもあります。子どもはその時期に我慢してよい子で振る舞っていても、押さえ込まれた心の傷というのは、思春期になって爆発しがちとも言われていて、「子どもは大丈夫です」と言われるお母さんたちには時々、お父さんたちにも時々、私たちはそのことをお伝えして脅かすというか考えていただいています。

子どもについての争いが熾烈になるのは、子どもを家族で抱え込んでしまうという閉鎖的な家族観や、他方の親と断絶させてもいいという価値観が今なおある。それが互いの危機感を過剰にさせているのではないかと思います。「やむを得ない選択であるが、離婚をする場合は、離婚後の子どもの監護に関して協力関係を再構築していく、それが親の義務である、その認識を高めること、そのための情報発信をすること、それが家庭裁判所の課題ではないか」と痛感しているところがございます。

親権指定に関する判断の傾向の時代変化について、若干お話しします。昭和30年代から40年代前半までは、経済力がなくて実家の後ろ盾のないお母さんは、泣く泣くあきらめる、親権者になりにくい時代が続きましたけれども、その後、母性の重要性の認識が進みましたし、高度成長期ではお父さんは会社人間、専業主婦のお母さんが監護の責任者という時代となり、子育ての責任も権限もお母さんにあるという母性原理が支配的になって、家裁の判断もお母さん中心になってきました。ただ、これも母性偏重に過ぎるのではないかという批判も強まり、最近では、「だれが監護(子そだて)の中心であったか」という観点に家裁の判断の方向、調整の方向は動いてきています。

ただ一般にもめる事例、紛争事例というのは幼児が多く、その年齢ではお母さんが主たる監護者という事例が多いために、結局のところはお母さんが親権者に

なる事例というのが多い、そういう調整をすることが多いというのが実態ではあります。最後までもめるのは、監護者としてのお母さんの問題が多い場合、病気や問題行動、場合によっては何らかの事情で子を置いて家を出たような場合などが多いようでございます。

こんなふうにある程度の傾向が見えてまいりますと、親権者となれる見込みが低いと思う親は、代償として面会交流を強く求めますから、調停では親権者の合意と面接交渉が抱き合わせで調整されることが多くなります。そんな形で、今や親権問題は面会交流の可否、中身をめぐり争いと親権者の調整というふうに様相を変えつつあるというのが現場の実感でございます。

対立が激しい場合には、家裁の調停や審判の段階で、家裁調査官が試行面接とあって、双方の面会交流の援助をしたり、その実行可能性を調査、援助をしております。それが今、家裁や家裁調査官に期待され、取りくんでいる場面ではないかと思っています。

ただ、親権を訴訟で争っている場合、人訴の改正で家裁調査官が子どもの調査はできるようになりましたけれども、訴訟手続の中では面接交渉の調整については調査官はサポートすることができません。したがって、訴訟で親権を争いながら家庭裁判所の調停審判で面接交渉をやる。二本立ての調整をしなければならない状況にあります。そういう点では事案は長期化しがちですし、子どもさんへの負担も大きくなる。何とか実務上の工夫ができたかと思っています。

もう一つつけ加えさせていただくと、離婚がふえますと再婚家庭がふえます。その場合、事情の変化による養育費の減額やら、面会交流のありようが困難となり、子どもさんをめぐり状況はますます複雑になっています。が、この方面への家裁の方針は試行錯誤の中にあり、これから実務の中で積み重ねていかなければならない新たな課題であると思っています。現場の行政の方々やら法律家とも協力し合い、検討していかなければならない課題であろうと理解しております。

- 本田 ありがとうございます。離婚をめぐる問題、そしてそれがさらに親権そして面会の問題に非常に発展していった深刻化していくという状態が非常によくわかったように思います。山森先生は家裁で離婚の関係のほうの事件が多かったというお話を伺っておりますけれども、ご自身の体験等を踏まえて、今のお二方のお話なども踏まえて、家裁がそれなりに大変な中でも頑張ってきているという部分も見てこられたのではないかと思いますので、運用等についてお聞かせ願えればと思います。

負担が大きい審判官—足りない調停室

- 山森　今の山口先生のお話に関連するのですが、まさに質的な問題として家裁のやるべき、例えば面会交流についての可否だとか、どういう内容にするとか、そういったことについての負担が大きくなっている。これがまず一つあると思うんです。それともう一つ、管轄別調停事件数の新受の推移。見てわかるように、本当に調停事件というのはどんどんふえています。私が最初に調停官になったころをはっきり覚えていないんですけども、去年かおとし、審判部長がいわく、「いや、もう今は非常事態なんです。受件数で家庭裁判所はアップアップなんです」ということを言ったのを、非常に印象深く覚えております。

実際に調停をやっていて本当に思うんですけども、そもそも部屋数が確保できないのです。やはり調停なり何なりというのは旬のものがありますので、例えば1カ月に一遍ぐらいずつその期日をとって、それで次回というふうな形になるのが普通のペースだと思います。それができないということがままあります。1カ月半だとか、場合によっては2カ月とか、そういうふうな話になってしまいますと、せっかくお話が煮詰まってきた、さあ解決というふうになりそうなところが、ちょっと間延びしてしまったりみたいなことも多くありました。

無論、事案によってはかえって時期を置いたほうがいいかなというケースがあるので、一概に部屋が取れないというのは悪いことではないかもしれないんですけども、それにしても部屋が少ないということが一つあると思います。これは物理的な問題なんですけれども、もう一つの問題といたしまして、いかんせんとも審判官、職業裁判官の負担が大き過ぎる。今でも覚えているんですけども、一時、裁判官の負担が、持っている事件数が500件を超えまして、そうなってきますと事案そのものの把握が大変なんだという話を一時期言っていたことがあります。その辺のところについて、推移はそんなに基本的に変わっていないのかという感じを持っております。

そういったこともあったかどうなのかわからないんですけども、家庭裁判所もプレハブを増設したり、あるいは私もそうだったんですけども、調停官などというものを採用し、しかも横浜の場合はたしか定員5人、皆、充足していたと思います。これは結構頑張っているほうだと思います。それにしてもちょっとどうかなというふうなことがあります。

それともう一つの問題といたしまして、私が4年間、調停官をやっていて思っ

たことといたしますのは、やはり調停による話し合いによる解決をしたケースが結構たくさんあるんです。もっともっと家庭裁判所による調停を利用すべき、そういう潜在的なものというのは、すごくあるような感じがします。そういったことを考えてみると、はたして今の家庭裁判所の状態というのは、かなりアップアップの状態に近いのではないのかなという感じがしまして、それは今後、加速することはあったとしても減ることは余りないのではないのかと。そういう意味でも私は非常に危機感を感じております。

- 本田 ありがとうございます。家裁側が頑張っているという中で、先ほど高齢者虐待の話などのご発言もございましたけれども、縦の関係で見ますと高齢化社会が進んでいるということで、よくニュースを聞いていまして、ふだん毎日のように、例えばオレオレ詐欺ですとか、そういった高齢者の方にまつわる事件についても聞かない日はないのではないかと思います。川崎市のほうではそのような問題についてかなり積極的に取り組んでいらっしゃるということで、成年後見制度、2000年（平成12年）にできた制度ですけれども、それと制度の設立に合わせて種々の取り組みをされている。そして高齢者の方の財産の管理を、それこそオレオレ詐欺のようなものから高齢者の方を守るための制度として成年後見制度を利用しているということで、この関係での家裁とのかかわり、家裁がどれだけ運用改善等によって新しくできた成年後見制度に対処しようとしているのかといったあたりにつきまして、浅川さんのほうから話をちょうだいできればと思います。

手続の簡素化と高まる成年後見制度の重要性

- 浅川 成年後見申し立ての状況ということで、今、家裁の運用というようなお話が司会のほうからございましたが、成年後見の申し立てに関する状況でございますが、制度開始の当初から、この制度を申し立てる際の手続の煩雑さがよく聞かれるところでございます。横浜家裁の管内では、後見人と候補者の身分証明書あるいは後見人等候補者の登記されていないことの証明書など、発足当時は必要とされていたものが現在は不要となっているという書式もありまして、申立書類の簡略化が見受けられるところでございます。

また、成年後見制度が審判までに非常に時間がかかることの原因の一つと言われております、被後見人に対する精神鑑定でございますが、申し立ての際の診断書などから重度の認知症や知的障害、精神障害があり、後見相当であるということが明らかに確認される場合には、これは省略される傾向にあると聞いておりま

す。実際に本市が行った市長申し立てにおきましては、2009年（平成21年）度の実績で、大体85%のケースで精神鑑定が省略されました。このようなことから、成年後見制度の手続の簡素化が進んでいるというようなことを現場サイドでは考えているところでございます。

しかしながら、この成年後見制度の申立件数が、全国統計で5年間で大きく増加しているということがございます。「日本はこれから世界に類を見ないスピードで高齢化が進む」と先ほど棚村先生からもお話しがございましたけれども、申立件数も増加するということが考えられるということでございます。

高齢者に関する現状の認識ということでございまして、2015年（平成27年）の高齢者増というところがよく言われるところでございます。全国的な傾向を示したところでございますけれども、2015年（平成27年）と言いますと第1次ベビーブーム世代、いわゆる団塊の世代が65歳、高齢者年齢に到達しまして、さらにその10年後には高齢者人口がピークを迎えるとされているところです。それに伴いまして、認知症高齢者の数も2015年（平成27年）には250万人になると推定されています。また同じく2015年（平成27年）には、高齢者のひとり暮らし世帯が570万世帯、比率にして33%ぐらいに達すると見込まれています。

今後急速に高齢化するということは特に首都圏で多いというふうに言われております。首都圏の問題ということで、川崎以外でもこういった状況が深刻化しているという中で、特に最近言われております。ひとり暮らし世帯の高齢者が増加するということが、将来にわたりまして、今後も一層、成年後見制度の果たす役割が重要になってくるのかなということが考えられております。

- 本田 ありがとうございます。ますます家庭裁判所が必要とされる、もしくはこの家族の問題が日本の社会の中で深刻な問題になっていく。で、幅の広がっていく問題になっていくということがはっきりしているのではないかと思います。今、いろいろ取り上げていただきましたような問題に対しまして、どのような形で対処していくのか、社会のやり方として国民の生活、市民の生活を改善するやり方としてどのようなことが工夫できるのか、さらにどのように制度改革をしていかなければならないのかということかと思えます。そうしましたらぜひ棚村先生のほうから、諸外国の法制度も先生は大変お詳しくいらっしゃるのので、その辺の先進的な制度などをご紹介いただきながらお話いただければと思います。

諸外国との比較の中で 求められる家裁と行政、民間の協同

●棚村 日本は特に明治時代に諸外国の近代的な法制度を取り入れて、特に大陸法の国々ですね、ドイツ、フランスを中心の司法制度、裁判所制度、それから法律、法典というんですかね、こういったものをつくりました。ですから特に私たち研究者にとっても、海外の制度がどういうふう to 発展し、どういうふう to 変わりつつあるかということとはとても興味深いことですし、海外での失敗例あるいは成功例に学ぶということは重要です。

家庭裁判所につきましてもまさにそうでありまして、ドイツも家族の大きな変化、離婚がふえるというようなことで、離婚が自由化したときに、そこに付随する財産の問題や子どもの問題をどういうふう to 解決するか。そのときにいろいろなばらばらなところで、ばらばらの裁判所がそれぞれの問題を取り扱うというのではぐあいが悪いということで、先ほどちょっと出ていましたけれども、区裁判所、アムトゲリヒトというんですけれども、そこは簡易裁判所に相当するようなところに特別部として家庭裁判所、ファミリーエンゲリヒトをつくりました。そして親子関係法の改正ということが行われて、ここでも結婚によって生まれた子どもとそうでない子どもの区別を廃止するとか、そういうような形で家庭裁判所が事件処理をする範囲、それから項目というものを非常に統合してまいります。

そして最初、出発点では小さな裁判所、クラインファミリーエンゲリヒトというふう to 言われていたんですが、今はグロスファミリーエンゲリヒトというので、包括的に権限あるいは処理を統一的に集めていくというような方針を立てました。しかもその家事裁判官というのは、日本ですと2年とか3年とかということでローテーションで動いていくことが多いわけですが、これはほかの国もそうですけれども、10年、20年、アメリカなどですとワンファミリー、ワンファミリージャッジと言われるぐらい、要するに子どもの問題もその親の問題も、20年、30年という一つのジェネレーションについて、その地域で仕事をしていくということがむしろ勧められるようなことであります。ですからドイツでも、20~30年、同じ場所で家庭裁判所の裁判官としてやっているという人は非常に多くいらっしゃいます。

2009年(平成21年)の家事事務手続法、日本でも今、非訟事件手続法、家事審判法というのが改正されていますけれども、ここでやはり子どもの声を聞き、子

どもの立場を大人とは別に、代理をしたり守ったりするという手続保護人とか補佐人という制度が設けられている。これはこれから取り上げる海外の国々では、先進諸国ではすべてこういうような形で、大人の紛争の中ではさまにある、先ほどの山口先生のお話ではありませんけれども、お子さんの立場を守ってあげられる、そういう人をつける。

それから日本では、調停というのはかなり「和をもって尊し」ということで、話し合いによる合意による解決というのを推奨してきたわけですがけれども、もともと判決とか、あるいは裁判所で判断をしていくと、白黒つけるんだという欧米型の裁判所のシステムの中に、合意によってやはり解決をしないと、後々のことを考えると、子どものことを考えるとよくないということで、それが非常に重視をされているんです。しかもドイツでも、面会交流のセンターといったところがどんどんできています。

それからフランスは、専門の家庭裁判所、包括的な家庭裁判所はないんですけれども、大審裁判所という、181ある家庭裁判所の専門の裁判官が事件処理をする。ここでもやはり合意、そして調停をするものに対しても公的な資格を付与するとか、ドイツやフランスという大陸法型の、オーストリアやスイス、そこもそうなんですけれども、家庭裁判所調査官という日本のような専門家を、家庭裁判所の中に取り込んでいない。ですから、外の社会福祉あるいは少年の援助をするような少年局とかそういうようなもの、それから民間団体で心理とかソーシャルワークを専門にしている人たちの団体にお金を投じているので、そこに調査をお願いしたり、調整をお願いする。

次に、イギリスも家庭裁判所をつくりたいという非常に熱い思いはあるんですけれども、今は家庭裁判所というのではありません。ただ、FPICのような団体は、もともとは家庭裁判所の福祉官ということで、プロフェッショナル・オフィサーやウェルフェア・オフィサーというふうに取り込んでいたものを、独立行政法人ということで独立させまして、それから公設弁護士さんみたいなものもその中に入れて、そして裁判所から業務委託を受けた上で子どもの代理人になったり、鑑定や調査を行ったり、合意形成の調整をするというようなことで、一定の資格みたいなものも与えられた。

次に、アメリカのカリフォルニア州についてこの間も行って来たんですけれども、カリフォルニア州での家庭裁判所サービスなども、数が全然違うんですね。子どもについては調停前置主義というのをとって、その前に父母の教育プログラムを3時間受けないと調停も受けられないということで、ガイダンス導入、そして合意による調整、そしてかなり葛藤の高いグループについては、葛藤の高いものに

ついでに集中的な3時間ごとの、6回にわたるプログラムに参加させるというようなことで、むしろ法的な判断を下すというよりは、最終的にはお互い同士のルールづくり、それから子どものためにどういう働きかけをしたらいいかというようなことを徹底してやる。

数においても、本当に組織においても、アメリカのGHQの、さっき間部先生もおっしゃっていましたが、そういう発想で、ファミリーコートということで出発をした家庭裁判所の体制というのは、やはり財政が厳しい中でも、司法的な機能と人間関係の調整機能、そして民間の団体というものを非常に活用することによって、裁判所でやるべきことと、それからそれ以外の、川崎の方もいらっしゃるかもしれませんが、福祉関係の人とか、非常に打ち解け合って、官民の境界を越えたところでもって子どものために何ができるかというようなことで、力を合わせてする姿というのは、やはり日本も学ばなければいけないのではないかと、うふうに思いました。

- 本田 ありがとうございます。今、外国の例なども踏まえてご説明をいただいたのですが、間部先生のほうではこの間、地域司法にずっと取り組んでこられたということで、司法のあり方についてずっと考えてこられたんだと思いますが、日本の制度としてどのような制度設計をすべきかというお考えをご披露いただければと思います。

市民の身近にもっと家庭裁判所を

- 間部 司法については、最高裁は精鋭中心主義、それほど多くない裁判官による司法、私なんかは小さい司法というように呼びますけれども、こと家庭裁判所に関して言いますと、今日議論しておりますように、社会の側からの家庭裁判所に対する期待あるいは需要というものがとても大きいわけで、対比的に言えば大きい司法というものを構想すべきではないのか。家裁を大切にすることというのは、国のあり方にとって、とても大事なことではないかという気がします。

今、地域司法の活動をやっている中で言いたいのは、市民の身近なところに家裁がないということなんですね。これは各自治体を回って議員さんとお話をし、司法についての不満なりを聞いてきたわけですが、議員さんの相談にかなり家裁がらみの相談が、議員さんというのはどぶ板議員だから、その支援者という家族にかかわる話が随分持ち込まれるわけですね。「あそこに裁判所があるから、そこに行って相談してみたらどうだ」と議員さんが言うわけですね。そ

うしたらプンプン怒って帰ってきた。「どうしたんだ」と言ったら、「ここは簡裁なので家庭のことは扱わないんだよ。まるでそんなことすらわかっていないのか」という感じで扱われて、「小田原に行ってくれ」あるいは「横浜に行ってくれ」と、こう言われる。「裁判所があるというけれど、ちっとも役に立たないじゃないか」と。こういう声が別の自治体の議員さんから出されたんですね。そのことにとってもショックを受けました。

裁判所で地裁事件、民事・刑事をやって、家裁もそれなりにやっている弁護士なんですけれども、しかし地元の議員さんから、「裁判所が役に立たない」と率直に言われたときにハッと思いました。相談の中身が離婚であったり相続であったりすると簡易裁判所に行っても全然扱ってもらえない状況でいいのかということを感じたわけです。

もう一つ別の話になりますけれども、先ほど棚村先生の話の中に、約9割、88%とおっしゃいましたかね、協議離婚。ひっくり返して言うと、家裁に到達するのは12%、これは裁判まで行くのをひっくるめて言うと12%ぐらい。これは実はずっと前からこんなようなものなのです。アバウトで言うと、10%が家裁に来る。9割方は協議離婚。これが余り変わっていない。

これを救い上げるためには、もっと身近なところに司法が存在しないといけなのではないかと、そういう意味では、大きな司法というものをやる必要がある。これも棚村先生の話の中で、財政が厳しい中で、外国との比較で、裁判所がやることと福祉行政との役割分担と協力ということを考える必要があるのではないかという視点の提示がありまして、それはなるほどという気がするんですけれども、地域司法を充実させるという立場で見た場合に、神奈川の司法というのは、とても身近なところに家庭裁判所がない。これで、需要にこたえられるんだろうかという気がします。

2009年（平成21年）の厚労省のデータがホームページに出ていますけれども、子どもを育てているひとり親の世帯の相対的な貧困率というのが出ていて、OECD30カ国中、我が国が30番目、貧困率が高いという、そういう数字が出ているわけです。これは国にとってもショックだと思いますけれども、私もこれを見ながら、貧困対策、これは雇用の問題と総理は言っていますけれども、その前に離婚にあたって養育費の取り決めをきちんとするような手続を利用する件数をもっとふやすことが貧困対策として重要なのではないか。その意味では家裁の数をふやし、身近なところで調停を利用しやすくすることが大事ではないかというように考えます。

●本田 ありがとうございます。一言で言うと、「大きな司法をもっと力強く」という

ことかと思えますけれども、棚村先生のほうではいかがですか。日本の法制度として考えていらっしゃる、何か具体的に最高裁のほうにもご提言されたりしているような案があるというふうにお伺いしましたので、もしよろしければご披露いただければと思います。

限られた環境の中で求められる工夫

●棚村 昨年の9月ですけれども、カリフォルニアの家庭裁判所の裁判官でトーマス・ルイスという方がいるんですけれども、彼の話では、カリフォルニア州というのは人口が380万人ぐらいですかね。そうすると横浜市が368万人ぐらいですから、そういう規模なわけです。ところが裁判官が何人いるかという話になると、そこでもうおわかりだと思いますけれども200名とか270名ぐらい、家族関係の事件だけをやっている人がいるわけですね。遺言検認という、まあ後見もやっている人たちが80名いらっしゃる。こういう中で少年事件も入れれば数百名の体制でやっている。

ところが日本の全国の家裁判所というのは、今、最高裁のほうで把握しているので570名、調査官は1,600名ぐらいいるわけですが、カリフォルニア州だけでもって民間のプライベートに専門家としてやっている人たちが400名いて、そして裁判所のほうにもミディエーターという、日本で言うと調査官に相当する資格を持っている人なんですけれども、ミディエーター200名、エヴルエーター200名ぐらいで、400名いる。こういう中で、受件数もかなりあるんですね。子どもの問題、少年のこと、児童の虐待を全部入れると、カリフォルニア州は300万件の事件を取り上げて処理している。世界で一番多いところだし、世界で一番活発なところだということで、ルイス裁判官は胸を張って言いました。「自分たちは分野を越えて、領域を越えて、子どもたちを幸せにするために、子どもたちに明るい未来を与えるために、命をかけて頑張っているんだ」と。こういうようなことを言って、何十年もそこにいて、専門性と経験と蓄積を蓄えながら、日々、子どもの問題を処理していく。

いろいろな理想的な環境を言えば、人も金も物も限りがありますから、ぜいたくに、間部先生と同じように、やはり理想はあくまでも追及したい。だけど今できるような環境の中でちょっと工夫すれば、もっともったいい働きが、今もいい働きも頑張っているんです。ところがそれをもう少し工夫をしてはどうかという提案が、先ほど司会からも言われたことの一つなんです。

一つは、やはり裁判官とか調停官の数も、ほかの国は先ほどもちょっとスライドの中にあると思いますけれども、補助裁判官とか非常勤の裁判官というような形で、非常に弁護士で家事受件の経験豊かな人たちに声をかけて、そういう形でスタッフを増強しています。カリフォルニア州でも、コミッショナーという立場の人たちは弁護士さんであって、そして非常勤の裁判官として裁判所で働く。その経験を、知恵を、専門性を生かすということです。そして書記官とか調査官に相当する人たちも、例えば子どもの問題で膠着状態になっている、私立学校にどこに入れたらいいかというので親が争っているときに、ペアレンティング・コーディネーターにげたを預けてもらって、仲裁という、アビトラーションみたいな形で資料を調査した上で、この学校のほうが子どもにとっていいだろうという判断をし、それに服していくというようなことで、非常に諸外国では役割分担とその連携がとられています。それは組織内の役割分担と連携という問題と、組織の外の民間団体に対して、家裁の負担、それから財政的な限界がありますから、問題の事後的な解決よりも予防ということ、それから問題を起こしそうな予備軍に対する働きかけというのを、パイロットプロジェクトでどンドン小さな町とかいろいろなところでやってもらって、そこで成功した例をいろんなところに、全米の各都市に、あるいはドイツでもそうですけれども、広げていく。そして福祉とか司法とか、弁護士会の人たちとか、それから民間のさまざまな形をもって非営利で頑張っているような人たちの力をどうやって結集して、子どもたちや困っている家族のためにやるか。遺産裁判所とか成年後見の裁判所は、むしろ裁判所の中でも連携は取るんですけれども、別の部をつかってそこで対応するというところで、日本の家庭裁判所が今いろいろな問題をかなり抱え込んではいるんですけれども、もう少し、そういう意味では、ほかの機関との連携を取りながら、本当に子どもたちの問題や弱者の困っている人たちのために、司法の限られたリソースを使っていく。こういうようなことが必要な感じで提案をしております。

- 本田　ありがとうございました。要するに少し切り分けをしていくというようなことですかね。私はこのパネルディスカッションにあたって、あらかじめ先生方とお会いさせていただいてお話を伺ったりしたんですけれども、一つ印象に残っていたのは、この家庭裁判所はもちろん紛争解決機関なのですからけれども、その中で家庭裁判所の力はどういうところにあるのかというようなことをお話ししているときに、山森先生のほうから「話し合うということ自体も、この紛争解決の、あるいは人間の心に何がしかのよい影響を及ぼす、そういう力があるんだ」というようなお話があったと思うので、そのあたり、一方では先ほど山口先生からお話もありましたように、権利がぶつかり合い、裁判所に判断が求められるような場合

が非常にふえているということはあるんですけども、ケースバイケースかもしれませんが、家庭裁判所という特別な裁判所が持っている紛争解決の力についてお話しいただければと思うのですが。

評価したい家事調停の紛争解決力

- 山森 まさにおっしゃるとおりでありまして、適切な役割分担だと思います。私が家庭裁判所に4年ばかりいさせていただいて本当に思ったのは、調停による解決というのは非常にすばらしい制度だ。無論、たしかにいろんな問題点はあります。理想化するつもりはありません。たまたまなのですけども、インターネットでこういうあれに出るといことで、家事調停とは何だというのでインターネットを見ていましたら、いや、その家事調停委員の意向がすべてだ、というふうなあれがありました。「え、そんなことはないだろう」と。でも、そういうふうな外形的に見えたとしたならば、家庭裁判所もいろいろ反省すべきところがあるのではないかと思います。

ただ、私が本当に思うのは、一般社会における紛争解決能力というのは、非常に落ちてきているような感じがいたします。ですから本当に昔だったら長屋のご隠居さんがいて、その人が適切に裁定すれば簡単に解決できるような問題ですら家庭裁判所に持ってくる。そういうふうな問題だとすると、家庭裁判所はお手の物でありまして、それぞれの立場のことを聞いて、それで適切な形の解決というのを導き出しやすいなと思います。

ところが他方において、当事者の方にはやはり、当事者同士で話し合いたくない、裁判所を使ってでも話し合いたくない。第三者、具体的には裁判所に裁定してもらいたい、そういうふうな当事者の方もいらっしゃるわけですね。そういう方の場合に関しては、一生懸命お話し合いをしてもなかなか乗ってくださらないところがありまして、そういうときに関しては裁定というような役割が大きいんだと思います。まさに当事者、事案ごとの裁定のお話だと思います。

しかし、ちょっと見ていて思ったことといたしましては、やはり家庭裁判所に来る方というのは、当事者それぞれ、皆さん傷ついているんです。精神的に本当に傷ついている。率直に言って精神的にちょっと治療とかそういったことも含めて、ケアが必要だと思う方が非常に多いような気がいたします。そういう人たちを何とか助けなければいけない。でも裁判所としての役割があるし、というふう

なことではありますと、「法テラスを使ってみたらどうですか」とか、いろいろなことを言うわけなんですけれども、なかなかそういったことでは解決つかないようなところがあります。

でも本当につたない経験から言わせていただきますと、いろいろな事件はあるにはあるんですけれども、お話し合いをすることによって解決する。そして、そのことで裁判所の調停委員さん、それから審判官、調停官、書記官さんがみんなそろって喜ぶというふうなことを何度か経験したことがあります。この快感はなかなか忘れがたい。ですから、そういう話し合いの可能性というのはあくまでも追求していきたいと思っています。

- 本田 ありがとうございます。同じ質問を山口さんをお願いしたいんですけれども、家庭裁判所の紛争解決の力というのは、どういうところから出てくるとお考えですか。

社会が家裁に指導理念を求めている時代

- 山口 山森先生からたくさんお話がございましたのであれなんですけれども、一般社会の紛争解決能力が落ちていてということで、調停をお申し出になっても、なおかつ調停で決めてもらいたい、自己決定をするのはなかなか苦手という方々がふえているということが、家裁の調停にかかわったりいろいろしていく中で思っています。

昔なら長屋の大家さんが見てくれたかもしれない。例えば家の中の家計費の問題だとか、別居中の生活費の問題、婚姻費用分担と言いますが、それから本当の財産分けの話、それから子どもをどちらで育てるかなんて、そういう話なんていうのもなかなかお互いではできなくて、離婚そのものだけではなく、付随する細かいことも家庭裁判所での判断を求める傾向がすごく強まっているという印象でございます。その種の事案の増加が約1.59倍、その中でも最初から話し合いがつかないで審判になった問題、それから最初から見込みがないとして裁判所で裁定してほしいという申し立てをなされた審判事件、そういうものを合わせると1.85倍。約2倍もこの10年でふえている。こういう細かい問題までもが家庭裁判所の俎上に載る傾向が強まったと言えます。

昔話をして恐縮でございますけれども、家庭裁判所が始まって間もないころ、昭和40年代、50年代には、東京・大阪などの大規模な家庭裁判所には、カウンセリング班とか調整班というのがございまして、調停支援活動として来られた混

乱している方々の自己決定を援助するような、そういう組織もあった時代もございました。これは当時の方々の強い円満志向だとか、家裁の調整に対する強い希望、家裁の発足時の理念みたいなところと関係があるんだろう、当時の日本、人々の生活感覚にも非常に合っていたんだろう、と思います。が、今までいろいろな形でお話が出てまいりましたように、当事者の方々の生活観、それから家族観がすごく多様化していて、生活観の共有を前提にした調整というのは非常に難しくなっている。マニュアル人間だとか指示待ち人間の増加などの傾向というのはあって、他者の判断を求める傾向が強まってきている。それが家裁での事案の紛争性や対立構造が激しくなる背景にあるのではと思っています。黒白つけない円満な調整というのは、妥協を強要しがちな側面というのがありまして、一方が余り頑迷であれば、現実感のあるほうに、調停では「これ以上やってもしょうがないんじゃない」と我慢を求めてしまう。ひいてはごね得を許してしまうという、調停のあからさまな現実もないわけではありません。

そのように我慢させられていた人が、きちんと権利を主張して正否を出せるようになった、そういうことが乙類審判事件の増加にも反映されている、そういう意味では、家庭裁判所が指導理念を出すことについて社会が求めているし、そういう意味ではこの事案の増加そのものは、決して悪いことではないと思っています。

ただ、一方でお話ししたいのは、家裁の紛争になる事案というのは生活そのものであります。審判で決めるだけでは、決して皆さん、当事者の方々の生活は次に進まないのが現実です。仮に子の引き渡しで、拉致したお父さんから、お母さんに返せという決定が出て、お父さんが拒否し続けたり、また、お母さんのところに戻れても、子どもさんが新しい環境に再度適応するには非常な問題があります。養育費が決まっても、審判ができて、納得していない人は強制執行さえもできなくて、救いようのないような事例もあるわけです。

生活費の問題で、婚姻費用の分担の審判が出て、離婚そのものに抵抗がある人は、お金の支払いを操作することで、言うなれば別居している妻への影響力を行使し続ける人もいます。それらの悪影響を少しでも軽減するために、実行性を高めるために必要なのは、審判結果の納得性、前提としての丁寧な審理であります。本当は嫌だけれども家裁の判断も一理あるんだ、受け入れざるを得ないという納得のプロセスがないと、当事者は救われません。その納得を得るための審理過程がとても重要だというふうに思っています。

調停や審判で事情聴取してもらったり、気持ちを吐露したり、事実を見つめ直す作業を調停や調査で実感してもらおうと不満があっても納得せざるを得ない、子

どものため、家族全体が前に進むために、踏ん切りをつけなければならないというふうな思いをくんだ、その上に立った審判、そういうものが家庭裁判所のめざす役割ではないか。創生期の家庭裁判所では、和合調整が目玉だった気がしますが、今、家裁では時代を先取りしたり後追いつたりしながら、変化しつづける家族問題のかじ取りとして多くの審判事例を積み重ね、社会に情報発信しなければならない時代に来ているのかなど、そんなふうに思います。

そのためには、今までいろいろな方のお話に出ましたように、量的にも質的にもスタッフは余りにも不十分で、後輩たちからも「本当にここまでできればいいのに余裕がない、限界」という声を聞いています。この点について、これからますますの工夫が必要だと思っているところでございます。

- 本田 ありがとうございます。そのような家庭裁判所の本来持っている力というのを生かす工夫を今後とも考えたいところなんです、ここでは冒頭に間部先生のほうからお話があったけれども、多少、弁護士会の宣伝にもなってしまう部分があるかと思えますけれども、家裁をどのような形で今後拡張していくべきかということについて、ご提言をいただければと思います。

簡裁に家裁出張所の併設を

- 間部 この議論もそろそろ締めに入るころだろうと思います。今、私の前に、お二人から家裁の紛争解決能力についてのお話があって、それぞれとても貴重なお話だったように思います。なおケースごとにまたいろいろなバリエーションがありうるわけで、家裁に判断を求めてくるという人も、判断で終わるわけではなくて、その納得の過程、いわばその説得力というか、それはそのプロセスに重要性があるというご指摘もそのとおりだと本当に思います。

そういうプロセスを大事に調停委員なり調査官なり審判官なりがやるためには、やはりそれなりのマンパワーがないといけないと思うんですね。もう忙しくてという、冒頭に申し上げましたけれども、横浜家裁の状況を考えると、調停にさらに協議離婚のあと10%が流れ込んできたとしたらどうなるんだろうと考えると、とても今日議論して出てきておりますあるべき調停、あるいは審判の中身とプロセスについて、考えるのがつらくなるような数字に私どもは直面していると思うんです。市民の方からすると、身近に家裁があってほしいということがありまして、他方で現状の家裁というものの体制の限界性がありまして、これはどうするんだということに関して言うと、最後は国のあり方ということにかか

わる話になると思います。

提案の20ページには、横浜弁護士会として、「簡易裁判所に家庭裁判所の出張所を併設しよう」という提案が書かれています。県内の簡易裁判所全部というわけにもいかないだろうからということで、「少なくとも藤沢、平塚、厚木の各簡裁に家裁出張所を併設しよう」ということを書きました。

提案は、「簡裁を新設しよう」という見出しで、今、簡裁がないところにも簡裁をつくるべきではないですかということを行っています。神奈川簡裁というのは管内人口が150万人もいます。150万人というとこれはすごい人数でして、鳥取県、島根県、高知県、徳島県、福井県、佐賀県、山梨県、香川県。まだどんどん出るんですけども、これらの県の県民の数よりも多いわけですね。神奈川簡裁の管轄人口がそんなに多いのに、簡易裁判所は一つしかない。横浜市の北部は人口急増地域として知られているところですけども、ここに簡易裁判所を一つつukらないか。で、つくった新しい簡易裁判所に家裁出張所を併設して、その地域の方々の需要にこたえる。それが国としての責務ではないのかということ提言しています。

川崎簡裁の管轄人口が140万人となっています。南北に長い川崎市の地図の中で、一番南の突端に川崎の簡易裁判所川崎支部、地家裁の支部がある。北部の区民というのは人口急増地帯の人々でありまして、それらの人々の家裁の調停とか成年後見であるとか、審判であるとか、それらのために南まで来いというのはいかがなものか。

一票の格差ということで神奈川県は、鳥取県や島根県と比較されていますけれども、地方格差ということで言いますと、神奈川県は実は司法過疎なんですね。県民の人、川崎市民や横浜市民は、ほかの地域に比べて司法サービスをととても差別されている。薄い司法サービスしか受けられないところに住んでいると言うべきのような気がします。

高齢化社会がこれからさらに深刻化していくというお話が川崎市の課長さんからありましたけれども、それに向かって家裁が今の体制でいいんですかということを感じざるを得ません。国は治安が悪化してとか言っています。そのために警察力を増強しようなんていうことを言っているし、やってきています。

翻って考えてみると、今日、お話に出てきた家裁の当事者が傷ついているというご指摘もありました。そういう意味では刑事事件に転化しかねない、そういうリスクをはらんでいる。家裁に関与している裁判官、調査官、書記官、調停官もそうですけれども、それぞれの事案を丁寧に対応して納得のいく解決に持っていくことができれば、日本の治安はかなり基礎的にクリアできる部分があるような

気がします。国はもっと家裁の扱っている家事領域の問題について、危機感を持って国家予算を投入すべきだと思います。その投入した予算で神奈川の司法を充実してほしいと思います。弁護士会からの提案というのは、そういうことになりません。

- 本田 ありがとうございます。たしかに川崎の北部に住まわれている方は、北部にある家裁に行けたらいいなというのは、当然ではないかと思いますが、本日は川崎市の方が来ていただいていますので、その辺のあたりの実感などをまさに市民の声の代表としてお願いできればと思うのですが。

川崎区にある家裁だけでは不便 予想される認知症高齢者を地域で支えるために

- 浅川 川崎市は、南北に長く細長いといいますか、行政区は7つございます。多摩川に沿ってずっと港のほうから山のほうまでつながってしまっていて、住宅地であったり商業地であったりと、それぞれ変化に富んだ区になっているんです。川崎市の家裁は、今、お話があったように川崎区にあり、ちょっと図でお示したんですけども、麻生区新百合ヶ丘というところが麻生区の中心的な町になるんですけども、そこから川崎区の家裁まで行くと1時間ぐらいかかるということなんです。ちなみに私は麻生区出身で、麻生区が一番南でございまして、非常に川崎駅が遠いというのは、私自身、実感しているところでございます。

冒頭で、川崎市の成年後見制度連絡会がシンポジウムを行っているというお話をさせていただきましたが、昨年11月にシンポジウムを開きまして、麻生区の方で成年後見制度の申し立てをされた方にパネラーになっていただきました。そうしましたら、何度も手続に川崎まで行くということで、手続が大変だったというようなご報告がございました。

先ほどから申し上げているように、都市部の人口増加、特に川崎市で言いますと中原区以北、麻生区までが、非常に人口が増加しております。この方々が将来高齢化してどうなるのか。ひとり暮らしの高齢者がふえる、それから長寿、寿命が延びているということで、認知症につきましては80歳を越えると急に発症率が高まるというようなことがございまして、自治体としてはその辺が非常に危機感と言いますか、課題であるというふうに考えております。

こういった中、認知症高齢者の急増ということについて、そういった方々の権利を身近な地域でどういうふうに支えていくのかということが主として大きな課

題になっておまして、これは他の、先ほどお話がございました横浜の人口増加地域なんかも同じだと思うんですよね。将来に対してすごく課題があるであろうというふうに考えております。

- 本田 ありがとうございます。先ほど控室でも冗談で言っていたんですけれども、行政の窓口でしたら多摩区の方に川崎まで、市庁、市役所まで行けとはなかなか言えないのではないかと思うんですけれど、司法ではそういうことが、現在、実際はそうになっているということですよ。山森先生は藤沢のほうで事務所を構えていらっしゃると思いますので、今、ちょうど間部先生のほうから、藤沢簡裁に家裁の出張所があれば区内まで出かけていなくていいじゃないかというお話がございましたけれども、実際、その辺感覚としてはいかがですか。

裁判所の地理的近さは裁判所の敷居を下げる もっと調停離婚を

- 山森 そうですね。なかなか難しいというか、微妙な問題もなくはありません。非常に初歩的、しかし重大な問題といたしまして、調停を開いたときに、調停の一方の当事者が来ていただかないという問題が実を言うとあります。当事者がいらっしゃっていただかないと話になりませんので、何とか裁判所といたしましては「来てください」みたいなことを催促いたします。

そういったときになんですけれども、例えば藤沢に在住の人が石川町の家庭裁判所に来てくださいというとき、少なくとも物理的な距離感はあるのかなという感じがいたします。当事者の方は来ていただかない理由はいろいろあると思うんですけれども、何はともあれ、裁判所の敷居が高いということは、やはりあると思います。そういうふうな敷居を下げるための作業というのはいろいろなことがあると思いますけれども、地理的な近さというのは、敷居を下げるにあたって非常に重要なことなのかなという感じがいたします。

それからちょっと話は変わるんですけれども、先ほど「大きな司法、小さな司法」という話もちらっとありましたけれども、私の感覚で言わせていただきますと、離婚なり何なりというのは、当事者間でお話し合いができて、それで「はい合意」という形になってしまえば、それはそれで一番いいと思います。現実には、協議離婚が多いということは、決して悪いことではありません。ただ現実の離婚の状態を見ますと、例えば養育費の支払いがないとか、面会交流させてくれないとか、そういうことでいろいろ問題があるような感じがいたします。そういうふ

うなことでいきますと、協議離婚のうちのかなり多くの部分が、実際は対等平等な当事者間のお話し合いに基づいて一定の合意に達成しているというよりは、むしろ力と力のぶつかり合いで、強いものが弱いものを押し込んで、一定の離婚ができてしまっているというふうな問題があるような感じもいたします。そのようなケースの場合は、ぜひ調停の中に持ち込んで、その中で解決したほうが、それは絶対いいと思います。何はともあれ、離婚の強制力がありますし、また一定程度社会常識のある人がアドバイスなり何なりして、一定の合意に達するための尽力をしていただけますので、悪い話ではありませんし、あと家庭裁判所から、無論、限界はあるにせよ、履行勧告とかいうふうなことで、履行を実現させるための種々の工夫がありますので、非常にそれはそれでいいと思います。そういうことで、家庭裁判所は身近にあればあるほど非常にいいのではないのかと思います。

ただ他方において、下世話な話になって申しわけないんですけども、ちょっと私は調停官をやらせていただいていたんですけども、実際に選任するにあたって、直ちにふえるのかというと、物理的予算とかそういったこともあるだろうなという感じがします。まあ調停官という制度もなかなか知られていないということもあるんでしょうけれども、経済的な問題もなくはないという感じがいたします。私などは共同事務所におりますので、負担金なり何なり、そんなに大して多くはないんですけども、単独で事務所をおやりになっている弁護士などの場合、調停官になるのは、相当、清水の舞台を飛びおりるとき勇気が要るのではないのかなという気もちょっといたします。

そういうふうなこともありますし、家庭裁判所を支部ごとにとというのは、それぞれ調査官も必要ですし、それぞれ裁判官も必要ですし、なかなか大変かなという感じがします。ですから少なくとも部屋数の増設とかあるいは審判官をふやす、そういうふうなことはぜひやっていただきたい。そして将来的には、今言ったような地域司法計画のような形を実現に持っていくべきかななどというふうに思っております。

ちょっと私は裁判所に調停官としておりまして、結構裁判所に毒されてしまったとか、洗脳されてしまったとか、そういう感じがありまして、ついつい現実論を言ってしまうまして済みません。

- 本田 間部先生、今の人数の点などのことはいかがですか。裁判所の箱ができたとしても、なかなか裁判官の確保は大変ではないかという、まあ一言で言うとうとうとそういう話だったかと思うのですが。

経験を積んだ弁護士は家庭裁判所へ

- 問部 まず裁判官の数をふやす必要があるということが一つ、それからどういう裁判官をふやすかという問題が一つ。これ、あるんだろうと思いますね。弁護士が裁判所に入っていく場合のハードルがいろいろあることは承知しているんですけども、横浜弁護士会も会員数が1,100名を越える大きな弁護士会になって、有為の人材というのがもう次々出てきているわけです。経験を積んで志のある弁護士さんを発掘する、あるいは育てていくということも大事だろうと思っているんですね。

先ほどの棚村先生のお話で、アメリカのカリフォルニアのお話ですか、パートタイム裁判官の活用でかなりの数が入っている。私ども弁護士も、諸外国の例をきちんと理解した上で、弁護士人生の将来設計みたいなそういうものの中に裁判所に入っていくということも中に入れる、そういう設計をしてもいいのではないのか。むしろ今回、「10の提案」で、これは外に向かって言っていますけれども、弁護士会のほうが決意をしなければいけない、もう一つ「10の決意」というのもあるんですけど、外に向かってやはり今、世の中が家裁に期待している量と質にこたえるためには、弁護士会の尽力がどうしても必要だという気がしています。それに向けての議論はこれからもっとしないといけない課題だと思いますけれども、期待にこたえることから背を向けるような発想を、弁護士会はすべきではないと思います。

- 本田 ありがとうございます。お時間のほうもなくなってまいりましたので、最後にご感想も含めてお話を伺えればと思います。山口先生はいかがでございましょうか。

家裁スタッフの量的限界のつらさ でも家裁を利用して

- 山口 長く家庭裁判所におりましたし、今も調停をやっておりますが、調査官は私が入ったころよりもほとんど変わっていない。家裁スタッフの量的な限界というのは、裁判所予算との関係で、このつらさというのは現場にいたものでなければ実はわからない。この辺のことについて、国民の皆様のご理解があって、家裁の敷

居を低くして、家裁をしっかり利用していただくこと。この家裁で結構いろいろなことができています。その現実をぜひ市民の皆様にご理解いただきながらそういう応援をしていただくことが、やはりありがたいことではないかと思います。

また、先ほどから申し上げましたが、子どもの問題に関するところで言うなら時間競争でございまして、日々成長する子どもさん中心に考えれば時間競争でございまして。そのためにも弁護士会の方々と一緒に協力して、審理の進行その他に工夫をしながら、とりあえずの当面の問題を乗り切れたらというふうに期待しております。

- 本田 ありがとうございます。では最後に、棚村先生からよろしく願いいたします。

家裁と民間ADRとの役割分担

- 棚村 ちょうど間部先生が理想派という感じでお話をいただいております。それから山森先生は家裁での現場でしっかりいろいろなことを見ていたということで、割合と現実も少し考慮してということだったと思うので、私は研究者として、その中間あたりの発言になるかと思います。恐らく家庭裁判所というものに対する期待というのが非常に強まっているし、またそれなりの役割を果たして、重要な問題の解決に寄与していることは、もう間違いないと思うんですね。

ただ、そこの中で出てくるのは、人とか物とか金というのはやはり限りがありますので、それを有効にどうやって使うか。先ほどの協議離婚制度の問題もありますけれども、やはりこれも少し見ていかないと、結局、ではそれを廃止することになると、コストとか負担というのが家裁にかかってきたりしますから、やはり弁護士会とかいろいろな民間の機関で、ADRを推進して認証団体になっているFPICとかそういうところが、圧倒的にほかの国と比べると数が限られていて、お金とか人も要請をするということも後手後手に回ってしまっている。

ですから、そういうようなことについても、法テラスとかそういうのもあるんですけども、家族の問題を相談するというので、家庭問題情報センターという名前を打っているんですけども、ほかの国々でもそういうファミリーサポートセンターという形で地域にそういう相談に乗って情報提供をしたり、それからいろいろなサービスをできるところにお金を投じて、いい仕事をしてくれるところほどお金を投じて、予防や啓発や教育的な試み、つまり問題が起こってからさんざんお互い同士がお金や時間をかけて争い合うところよりも、もっと前の段階で、

いろいろなことを自分たちで決める力をつける。そして自分たちで少し何か場を与えてくれて情報を与えてくれれば、やれる人たちが大体3分の2ぐらいいらっしゃるわけですね。で、20%~30%ぐらいの人でかなり入り組んでしまっていると、そういうところに司法が積極的にかかわって、そして問題の解決を援助すると、そういうような形でもって役割分担をし、先ほども言いましたけれども、問題が法的に解決すればその人たちの生活や人生がすべて解決するわけではないですね。福祉とか行政とか、さまざまな形のサポートが、今、縦割りでもって行政が行われてしまったりする現実があります。

ですから、そこのあたりのハードルも少し下げて、みんなでもって立場は違って、そして役割も違う部分もあるんだけど、一つの目標に向かって力を結集していく。そういう意味では最終的に一番最後になりましたので、やはり人もそれからお金も物も、できればやはり増加はして、ふやしてほしいと。

だけれども、それに限界がある中でも、やれることを小さなところからやる。それは関係する機関や人の連携、協力ということだと思うんですね。逆に言うと、お互い同士の限界というんですか。足りないところを、それをどこがどういう形で補うか。本人たちは一体、何をすればいいかという、そういうことをきちっとメッセージを与えながら、みんなで力を合わせていくということが、今回、シンポジウムあるいはパネリストの中でも、やはり課題ではないかということを感じました。どうもありがとうございました。

- 本田 どうもありがとうございました。長時間にわたって、最後まで熱心にお聞きいただきましてありがとうございました。かなり時間がきつかったものですから、パネリストの先生方には、思いの丈を十分にしゃべっていただくことができなかったのではないかとことを恐れますけれども、本日のこの貴重な機会を得まして、さらに先ほどの間部先生の決意表明にもありましたように、今後とも弁護士会としても家庭裁判所の問題等々、幅広く頑張って、棚村先生のお話にもありましたように、みんな協力し合って、引き続き問題の紛争の解決をやりたいと思っていますので、どうぞよろしく願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

— 編集後記 —

間部俊明（委員長）

本書で述べている、神奈川県下に家裁出張所を5箇所新設する提案は、委員会が県内自治体を行脚してたどり着いた「成果物」である。国の財政状況が厳しく、裁判所予算が減少を続ける中で、容易ではない提言である。が、この時代において、家庭裁判所の人的物的充実を図ることは優先度が高く、国づくりの柱に据えられるべきではないか。本書の末尾に、地域司法計画基本法を提案していることにも注目していただきたい。毎年の箱根での夏合宿、札幌弁護士会の委員会との意見交換、山口県弁護士会下関支部、福岡県弁護士会北九州部会との懇談などが思い出される。

畑谷嘉宏（副委員長）

裁判員裁判・労働審判・法テラスなど市民の司法を充実させるという観点から、市民からの相談にのる機会の多い市町村議会議員に理解してもらうことが重要だということから始めた弁護士会と市町村議会議員との懇談会でしたが、議員全員が出席して下さる議会があるなど好意的に受け止めていただいただけでなく、裁判所の使い勝手の悪さを率直に指摘していただくなど、司法関係者の中では分からない新鮮な問題提起をされ、市民に対する司法の役割、弁護士の責任を考える上であらたなエネルギー源となりました。

大谷豊（副委員長）

神奈川司法計画の第2弾として、家庭裁判所をテーマに取りあげることにしたが、家庭裁判所の膨大な機能をどの角度から取り上げるか、の出発点から難しかった。なんとか切口が決まり、私自身は読み手として意見を述べることにした。一応の原稿ができ、理事者が関連委員会に意見を求めたところ、具体的かつ厳しい指摘がされた。指摘箇所をチェックしながらの作業を重ねるうちに、完成が1年延びた。ようやく発表するはこびとなり、喜びは最たるものである。

浦田修志（副委員長）

「地域司法の充実」や「司法基盤の整備」は、今や司法の問題を語る上で欠かすことのできないテーマになりました。全国各地で地域司法計画の改訂や様々な運動が繰り広げられる中、当会の改訂は予想外に時間がかかりました。3年ごとに見直している大阪弁護士会を見習いつつ、もう少し機動的に改訂できるように工夫し、実現のための運動により多くの力を注げるようにしていきたいと思います。会員の皆様のご理解とご協力をいただければ幸いです。

河合秀樹（副委員長）

横浜弁護士会10の提案が完成し、やれやれというところで、今度は、神奈川地域司法計画第2弾を作成するという話になりました。今回は、家庭裁判所という身近な裁判所が題材であり、議論が広範囲に及び、委員の中でも意見が割れ、また、それぞれの担当委員会との調整も大変でした。完成が予定より1年延びてしまいましたが、完成してほっとしています。ところで、次は？

水野博之（委員）

一昨年の4月から委員となってから2年半が経ち、今回の計画の作成にも関わらせて頂きました。私が担当した部分は数字の集計が主なところでした。元から集計など根気のいる作業はあまり得意ではないですが、作業を通して何かコツを掴めたような気がしまして、色々な意味で委員会を通じて勉強させて頂いています。と言っている端からですが、編集後記を書くのも初めてで、また一つ経験をさせて頂きました（笑）

岡安知巳（委員）

まずは現場で何が起きているのかを知ろう。そこで、平成23年末に会員アンケートを実施し、その集計分析を担当するメンバーの一人として、執筆校正をさせて頂きました。アンケート実施から約2年を経て完成に至った「神奈川司法計画2013」が、家庭裁判所を再考するきっかけになることを念じます。

神奈川司法計画 2013
横浜家庭裁判所の抜本的充実を求めて

2013年11月30日 初版発行

編 著 者 横浜弁護士会

発 行 者 横浜弁護士会

神奈川県横浜市中区日本大通9番地

電話045-211-7707

印刷・製本 協北印刷株式会社

